

標準化PMOツール						
PMOツール質問・意見 内容						
レコード番号	質問者	業務名	質問カテゴリ	課題名	課題内容	PMOツール登録内容
270	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書1.1版への更新について	生活保護システム標準仕様書は、8月末に第1.0版が公表されました。複数のシステム事業者から、「年度末に第1.1版への改定が予定されている」という話を聞いています。第1.0版ベースでFit&Gap分析を始めていますが、改定で大幅に変わるようだとその作業が無駄になってしまいます。どのような課題が積み残されており、1.1版で変更になる可能性が高い内容をご教示ください。策定直前に開催された8月末の検討会資料でそのあたりが記載されているものと推察いたします。速やかに公表いただけないでしょうか。	令和4年8月に標準仕様書1.0版が公表され、令和5年3月に標準仕様書1.1版が公表されています。今後は、令和6年3月での標準仕様書2.0版の公表が予定されています。
300	自治体	生活保護	標準仕様書	他システム連携について	機能要件「8.1他システム連携」・機能ID0210828に「個人住民税システムに、個人住民税情報を照会できること。」とあります。その他の項目でも「照会できること」とあり、下記の二つをイメージしました。 イメージ①：生活保護システムに税情報を取り込み、生活保護システム内に個人住民税参照画面で確認する。 イメージ②：生活保護システムから個人住民税システムを起動させるボタンがあり、個人住民税システムの画面で確認する。 参照権限の設定の仕方と関係するため「照会できること」のイメージをご教示ください。	2.0版の改定内容としては、以下を想定しております。 ・機能要件・帳票要件・帳票レイアウトの変更 ・機能要件の分割に伴う機能IDの再付番 ・指定都市要件の追加 ・オンライン資格確認に関する機能要件の追加
626	自治体	生活保護	その他	標準化対象事務につきまして	本県では、生活保護システム標準仕様書の表1-1 生活保護業務の整理に記載のあります「医療扶助」につきまして、「医療扶助システム」というシステムを使用しております。この「医療扶助システム」につきましては、生活保護システムとは別のシステムとして標準化対象となりますでしょうか。または、生活保護システムに含有される形となりますでしょうか。	システムの実現方法は、ベンダによって異なる点がございます。参考としてデジタル庁が公開している、データ要件・連携要件の標準仕様書_総論に以下の記載がありますので、システム実装時にご活用ください。 ■データ要件・連携要件の標準仕様書_総論p.23 記載内容 3.4 連携技術仕様 機能別連携仕様が規定するデータ連携は、「3.2 機能別連携仕様」の連携方法に準ずる。ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能とする。 (1) REST による公開用 API 連携 標準準拠システムは、当該標準準拠システムにおける機能別連携仕様に応じた、照会先のシステムの公開用 API を呼び出し、データを取り込む。 (2)ファイル連携 提供側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。 照会側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに照会するデータを取りに行く。
1059	自治体	生活保護	標準仕様書	修正履歴付き標準仕様書の提供について	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.1版が公開されましたが、修正履歴付きの標準仕様書もご提供いただけますでしょうか。	貴自治体においては、医療扶助業務を「医療扶助システム」という独自システムを用いて行っている旨を認識しました。医療扶助システムは、自治体独自のシステムという認識であるため、標準化対象とはならない認識です。 機能要件をご覧いただければと思いますが、医療扶助業務については、生活保護システムに含有されている認識です。
1343	自治体	生活保護	標準仕様書	自治体種別②・③について	機能・帳票要件1.1版にて追加された「自治体種別②・③」について、Fit & Gapを効率的に行うために、御教示願います。 ①都道府県 ②団体内で複数の福祉事務所を所管（政令指定都市、一部の中核市等） ③団体内で単一の福祉事務所を所管（例：②以外の市区町村） ここで、②の複数、③の単一は、保護実施機関の数を指すのでしょうか。 ※当区は種別の例のうち、③に該当いたしますが、保護実施機関の数としては②の形態です。	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.0版との差については、1.1版公表の際に見え消しの媒体を併せて公表しているのので、そちらでご確認ください。 また、標準仕様書1.1版からの変更箇所の把握が必要であるとのことであれば、令和5年度末に公開予定の生活保護システム標準仕様書2.0版においては、修正履歴付きの標準仕様書の提供を検討します。
1357	自治体	生活保護	標準仕様書	（別紙1）業務フローのExcel等の編集可能なデータ版での提供依頼について	標準仕様書の「（別紙1）業務フロー」について、現状PDFでの提供がなされているが、Excel等の編集可能なデータ版での提供をお願いしたい。Fit&Gapの作業を行う過程で、標準仕様書と現行業務のフローの違いを示した資料を作成するにあたり、データでの編集が必要であるため、至急対応をお願いしたい。	Fit&Gapの作業を行う過程で、編集可能なデータが必要な旨を認識しました。 標準仕様書「（別紙1）業務フロー」について、次版の改定の際にExcel形式での提供を行うことを検討します。
1708	自治体	生活保護	標準仕様書	帳票へ電子公印を印字する際の透かし機能について	・帳票に印字する電子公印について、標準仕様書には、「使用できること」「印字できること」といった記載はありますが（ex.「児童扶養手当システム 機能ID0200016、0200022、0200118」「生活保護システム 機能ID0210880、0210937」等）、「透かし機能（代表者氏名に重ねて印字する際に、物理的な押印と同様に、氏名がつかないような電子公印の空白部分を透過させる機能）」の記載がありません。この機能が実装できない場合、例えば代表者が氏名の長い人に代わった際に、電子公印が氏名をつぶしてしまい印字できなくなる、といったことが想定されます。つきましては、以下の点についてご教示いただけますでしょうか。 Q：電子公印の透かし機能について、以下のどれに該当しますでしょうか。 ①標準仕様書に記載があり、実装可能である。（この場合、どこに記載があるかご教示ください。） ②標準仕様書に明記はされていないが、「印字できること」の中で読める等、標準仕様書の解釈の範疇で実装して差支えない。 ③標準仕様書に記載がなく、実装不可である。	②に該当すると認識しております。 システムの実現方法については、システム実装時にベンダとご調整いただくことを想定しております。
1751	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護システム標準仕様書【第1.1版】の解釈	生活保護システム標準仕様書【第1.1版】の以下記載についてご教示願います。 <1. 機能・帳票要件>（9）アクセスログ管理について から転記> 住民記録システム標準仕様書の「10.2 アクセスログ管理」に準拠することを基本とする。 加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、生活保護システムに固有の要件として置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。 当記載内容の満たすべき要件は、以下と解釈してよろしいでしょうか。 ①生活保護システム固有の要件 ②住民記録システムで要求されている事項のうち、生活保護固有要件として置き換えられる対象になっていない要件	記載頂いている満たすべき要件とは、以下の2点と認識しております。 ①住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分は、生活保護システム固有の要件に置き換え定義する。 ②住民記録システムで要求されている、かつ、住民記録システム固有でない機能や表現が記載されている部分は、住民記録システム標準仕様書の「10.2 アクセスログ管理」に準拠する。 ご認識の通りだと想定しています。 詳細については、生活保護システム標準仕様書（本編）p.31の表3-9と表3-10をご確認ください。
1767	ベンダ	生活保護	標準仕様書	ファイル連携（共通機能・庁内データ連携）におけるバケット命名規則について	「別紙8_ファイル連携に関する詳細技術仕様書【第2.0版】.docx」の「2.1.2.バケット命名規則」において、下記の通りバケット命名規則が定義されております。 {都道府県コード及び市区町村コード}_[_システム区分+業務ID又は独自施策システム等ID]-{システム区分+業務ID又は独自施策システム等ID} これについて、Amazon S3のバケットの命名には「_」（アンダースコア）を使用することができません。 https://docs.aws.amazon.com/AmazonS3/latest/userguide/bucketnamingrules.html?icmpid=docs_amazons3_console ⇒ バケット名は、小文字、数字、ドット（.）、ハイフン（-）のみで構成できます。（-）。 仕様書内容のご確認・見直しをお願いいたします。 また、代替策等あればご教示願います。	「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」について、第2.1版が2023年9月29日に公開されております。 2.1版にて、「_」（アンダースコア）から「-」（ハイフン）へと修正が行われておりますので、ご確認ください。 新旧対照表にも記載がありますので、あわせてご確認ください。
1931	自治体	生活保護	標準仕様書	レセプト管理機能について	生活保護システムの標準仕様書において、レセプト管理は標準化対象内事務として記載されているようなのですが、レセプト管理システムも令和7年度末までの対応が必要になるという理解でよろしいでしょうか。 また、私の見方が悪ければ申し訳ありませんが、「地方公共団体除法システムの標準化に関する法律第二条 第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」においてレセプト管理機能は含まれていないように見受けられるのですが、政令上も対象になっているということなのかご教授頂ければと思います。	ご認識の通り、「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」に基づき、標準仕様書1.1版の適合基準日は令和7年度末を想定しております。 2.0版の適合基準日につきましては、今年度の検討会の場で決定します。 また、生活保護システムの標準仕様書において、以下の記載がありますので、レセプト管理システムも標準化対象の業務となっております。 ■生活保護システム標準仕様書1.1版（本編）P6 3.対象（2）対象事務 生活保護版レセプト管理に係る機能については、地域情報プラットフォーム標準仕様書の範囲に含まれていないが、「情報システムによる処理の内容が各地方団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」に該当することから対象とする。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条 第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」の第十二項において、生活保護業務は定められておりますが、生活保護の被保護者におけるレセプト管理システムも、生活保護業務と不可分一体の業務ですので、標準化対象に含まれると認識しております。 ■「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条 第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」第十二項 「十二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は被保護者就労支援事業若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの」

1937	自治体	生活保護	その他	標準準拠システム以外のシステムとの関係(標準化法第8条関連)	当区では現在、都道府県自立促進事業にかかるシステムと生活保護システムを同一システム内(同一パッケージ)で運用しています。 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和4年10月)の「4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係」において、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一パッケージとして事業者が提供している場合には、経過措置期間はパッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの連携を行うことが可能となつています。 今後、経過措置期間が終了した場合、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条2項に基づき、自治体判断で特定都道府県自立促進事業にかかるシステムと生活保護システムが同一パッケージになっているものを継続して使用することは可能でしょうか。 また条文中の「一体系的に処理することが効率的であると認めるとき」と判断する際の基準はありますか。	システム事業者が生活保護システムと自立促進事業を同一パッケージで提供している場合、自治体の判断で利用することは可能という認識です。 また、条文中の「一体系的に処理することが効率的であると認めるとき」についての判断基準はなく、自治体の判断に一任される想定です。
1991	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護機能別連携要件と他業務機能別連携要件の整合	障害者福祉システムの機能別連携要件Outputに定義されている、連携ID:022o022(更生医療情報)が生活保護システムへOutputする記載となっておりますが、生活保護システムの機能別連携要件Inputでその定義がありませんでした。 生活保護システム標準化においては、生活保護システムの機能別連携要件記載内容を正としてシステム化を進めておりますが、いずれかの機能別連携要件が正誤対応されるご予定があればご教示いただけないでしょうか。 生活保護システム機能別連携要件取得URL: https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4748d2a4-45c7-45de-a55f-dfac4cb04a70/c8f31a91/20230531_policies_local_governments_specification_outline_113.zip 障害者福祉システム機能別連携要件取得URL: https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4748d2a4-45c7-45de-a55f-dfac4cb04a70/59d4accd/20230630_policies_local_governments_specification_outline_09.zip	ご指摘の通り、障害者福祉システムの機能別連携要件のOutputに定義されている連携ID:022o022(更生医療情報)について、生活保護システムの機能別連携要件Inputに定義がありません。次版の改定において修正を行います。
2088	ベンダ	生活保護	標準仕様書	(別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧における実装区分の矛盾について	現在、弊社にて(別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧の資料を確認しています。 その中で、気になる点がありましたので、投稿させて頂きました。 具体的には、一部帳票について(別紙2)機能・帳票要件では実装必須機能と記載されていますが、(別紙3)帳票一覧では標準オプション帳票と記載され矛盾が生じているという点です、例えば、「個人票A」という帳票です。(別紙2)機能・帳票要件では機能名称枝番1-機能ID0211157上で実装必須機能となっておりますが、別紙3)帳票一覧では帳票No.78上で標準オプション帳票となっております。 そこで、こういった帳票がある場合は、(別紙2)機能・帳票要件で実装必須機能と記載されていれば実装必須として判断するのか、(別紙3)帳票一覧では標準オプション帳票と記載されていれば標準オプションと判断するのか、どちらを採用して判断すべきなのか教えて頂きたいです。 お手数をおかけしますが、ご回答のほどよろしくお願いいたします。	ご指摘について承知しました。 (別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧について、確認を行い、整合性を確保いたします。次版の改定において修正を行いますので、そちらをご覧ください。
2275	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護標準仕様書1.1版の(別紙2)機能・帳票要件内の機能ID:0210511について	生活保護標準仕様書1.1版の(別紙2)機能・帳票要件内の機能ID:0210511に以下の記載があり、おそらく国保連合会側のシステムのインタフェースに準じたデータレイアウトとなつていますが、インタフェースに間違いが無いようにインタフェース仕様書の版や記載箇所をご示しいただけないでしょうか。 (記載内容) 機能ID:0210511 「被保護者異動連絡票(国保運用)」、「被保護者異動訂正連絡票(国保運用)」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。	国保連合会側のシステムのインタフェースに準じたデータレイアウトを想定しておりますが、記載箇所の変更が生じる可能性もございますので、仕様書には記載しないことを想定しております。
2280	ベンダ	生活保護	標準仕様書	標準仕様書1.1版(別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧における実装区分の矛盾について	現在、弊社にて(別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧の資料を確認しています。 その中で、気になる点がありましたので、投稿させて頂きました。 具体的には、一部帳票について(別紙2)機能・帳票要件では実装必須機能と記載されていますが、(別紙3)帳票一覧では標準オプション帳票と記載され矛盾が生じているという点です、例えば、「個人票A」という帳票です。(別紙2)機能・帳票要件では機能名称枝番1-機能ID0211157上で実装必須機能となっておりますが、別紙3)帳票一覧では帳票No.78上で標準オプション帳票となっております。 そこで、こういった帳票がある場合は、(別紙2)機能・帳票要件で実装必須機能と記載されていれば実装必須として判断するのか、(別紙3)帳票一覧では標準オプション帳票と記載されていれば標準オプションと判断するのか、どちらを採用して判断すべきなのか教えて頂きたいです。 お手数をおかけしますが、ご回答のほどよろしくお願いいたします。	ご指摘について承知しました。 (別紙2)機能・帳票要件と(別紙3)帳票一覧について、確認を行い、整合性を確保いたします。次版の改定において修正を行いますので、そちらをご覧ください。
2365	自治体	生活保護	標準仕様書	返還金機能の運用方法について	大項目6 返還金・債権管理の機能について質問です。 現在、本市では返還金・債権管理機能を生活保護システム外の税外収入管理システムという別システムにて運用をしています。 標準準拠システムへの移行に際し、以下2パターンを検討しています。 ①標準化対象外システム⇒標準準拠システムへ運用移行 標準仕様書内の標準オプション機能として示されたことにより、 現行の対象外システム(税外収入管理システム)から標準オプション機能を満たす標準準拠システム(生活保護システム)へ機能及び運用を移行する必要がある。 ※①の場合、現行の生活保護システムベンダから、標準化移行と同時の機能移行・運用変更は難しいため、標準化移行前に先行して対象外システムから機能・運用移行したいと希望を聞き取っていますが、標準化移行の期限であるR7年度以降に機能移行・運用変更を行うことは問題ないでしょうか。 ②標準化対象外システムの継続利用 標準オプション機能を完全に有していない対象外システムを継続して利用する。 仕様書の理解が不足しており判断に悩んでいます。 移行にあたってはどちらのパターンが適切か、ご回答いただけると幸いです。	返還金・債権管理を独自のシステム(税外収入管理システム)で運用していたという状況について認識いたしました。 パターン①もしくは②のどちらが適切かというご質問については、貴自治体の実情に応じてご選択いただくことが望ましいものと認識しておりますが、記載頂いた内容から、各パターンについての見解を以下に記載いたします。 パターン①は、システムの適合基準日に、機能移行や運用変更が間に合わない事態が想定されているものと認識しております。 この点について、記載頂いた内容から、以下の二通りの方法を検討中と想定しております。 (1)標準化以降前に先行して標準外システム(税外収入管理システム)からの機能移行・運用変更を行うこと (2)標準化移行期限の令和7年度以降に、標準外システム(税外収入管理システム)から機能移行・運用変更を行うこと 上記の(1)について、移行前の機能移行や運用変更を行うことは許容されるものと認識しております。 (2)については、移行期限以降となりますので、システムの適合確認をクリアできない問題が発生することが想定されます。 よって、パターン①において、(2)を行うことを想定している場合は、移行困難システムとして相談することをご検討いただくことが望ましいと想定しております。 パターン②は、次期生保システムの標準オプション機能の実装が必要だが、既存のベンダが機能を提供できない状況と認識いたしました。 よって、当オプション機能の一部分について、既存ベンダの提供する標準外システム(税外収入管理システム)を使用することを想定しているものと認識いたしました。 この点についてですが、標準仕様書に記載されているオプション機能の実装を希望する場合に、既存ベンダがそれを提供できない場合は、機能実装が可能なベンダを新たに探して頂くことを想定しております。
2485	ベンダ	生活保護	標準仕様書	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能に関する要件の考え方	お手数ですが、よろしくお願い致します。 生活保護システムの機能・帳票要件1.1版(※1)の機能ID:0211078の要件の考え方・理由欄に、下記の記載がされております。 マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①生活保護システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用 一方で機能ID:0210833や0210836(※2)に記載されているマイナンバー制度における情報照会に関する要件の考え方・理由欄には記載がありません。 弊社解釈としては、機能ID:0210833や0210836に関しても機能ID:0211078の要件の考え方・理由欄に記載の通り、「マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。」ものとしております。 生活保護システムから情報照会を行う場合にはシステム機能として対応する想定ですが、自治体の運用により②中間サーバー接続端末を利用、及び③団体内統合宛名システムの機能を利用される場合には、生活保護システムとして情報照会に関する一切を取り扱わないものと考えております。 当解釈について誤解があればご指摘いただけないでしょうか。 (※1) 標準仕様書(生活保護)第1.1版(令和5年3月)(別紙2)機能・帳票要件 https://www.mhlw.go.jp/content/02_a_seiho_20230331.xlsx (※2) 機能ID:0210833 … マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 機能ID:0210836 … マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムに、個別・一括照会を行うためのデータを照会できること。	お役に立たないかもしれませんが、他システムの標準仕様書を確認したところ、障害者福祉システムと介護保険システムの標準仕様書において、「マイナンバーを利用した情報照会を行う機能要件の「要件の考え方・理由」に、以下の記載を確認できました。 ■障害者福祉システム 機能要件0220074「マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。」 「要件の考え方・理由」の記載内容 マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となり、②及び③の利用も可とするが、①の場合は機能ID:0220071及び0220074の標準オプションは実装必須とする。 ①障害者福祉システム(サブユニットを含む)を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用 一方で、ご指摘いただいた生活保護システムの機能要件は以下になります。 ①生活保護システム 機能要件0210833「マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。」 ②生活保護システム 機能要件0210836「マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムに、個別・一括照会を行うためのデータを照会できること。」 上記の障害者福祉システムと①の生活保護システムの各機能要件は、同一の機能要件と想定されます。 また、上記の②機能要件については、障害者福祉システムと介護保険システムの標準仕様書に同一の機能要件は見受けられませんでした。が、障害者福祉システムと介護保険システムのどちらの標準仕様書においても、マイナンバーを利用した情報照会に関する機能要件については、「要件の考え方・理由」に同様の記載があることを確認しました。 そのため、生活保護システムにおいても、マイナンバーを利用した情報照会に関する機能要件については「要件の考え方・理由」に記載を加えることが望ましいものと認識しました。 よって、①と②の機能要件の「要件の考え方・理由」に以下の記載を加えます。 ・追記内容 「マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①生活保護システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用

2555	自治体	生活保護	標準仕様書	帳票レイアウトにおける1ページの行数について	標準仕様書の（別紙5-A）帳票レイアウトにおいて、各種帳票のレイアウトが示されていますが、一覧の類の帳票（例えば、医療券や調剤券の連名簿など）について、行間を結めるなどして、1ページの行数を増やすことは、カスタマイズにあたり実施不可となるのでしょうか。	ご意見として承知しました。レイアウトの調整範囲については令和5年度の検討会にて議論を行います。
2556	自治体	生活保護	標準仕様書	所得連携データについて	機能帳票要件の機能ID：021258にて、「所得連携データを…取り込むことができます。」とありますが、例えば所得がない方についても、所得がないことを連携データとして取り込むことができるという要件になるでしょうか。 それとも、詳細な仕様はベンダに確認（ベンダ次第）ということでしょうか。	ご認識の通り、詳細については、システム実装時にベンダとご調整いただくことを想定しております。
2557	自治体	生活保護	その他	中国残留邦人等支援給付事業について	中国残留邦人等支援給付事業について、現在は標準化対象事務に指定されていないが、概ね生活保護事務に準じた制度であることから、今後、標準化対象事務に追加するということは考えられないか。	中国残留邦人等支援給付事業は、標準化対象事務に追加することは無い想定です。
2636	自治体	生活保護	標準仕様書	標準化対応かどうかについて	生活保護システムサーバーからへの収納管理システムサーバーへの「介護保険料代理納付情報」のデータ連携について、標準仕様書で確認できないが、標準化対応となっているか。標準化対応の場合は連携IDをご教授いただきたい。	「介護保険料代理納付情報」のデータ連携については、標準システムに実装される要件には含まれていない認識です。
2637	自治体	生活保護	標準仕様書	標準化対応かどうかについて	生活保護システムサーバーからへの特定健診サーバーへの「生活保護受給情報」のデータ連携について、標準仕様書で確認できないが、標準化対応となっているか。標準化対応の場合は連携IDをご教授いただきたい。	特定健診サーバーとは、特定健診等データ収集システムを意味するものと認識しました。 生活保護システムサーバーと特定健診等データ収集システムは連携されることは想定しておりません。 生活保護受給者のオンライン資格確認に関する記載は、生活保護システム標準仕様書2.0版に記載される想定ですので、ご確認ください。
2790	自治体	生活保護	その他	訪問支援サービスの活用について	ケース宅を訪問する業務について、タブレットの活用を検討している。標準化移行後のタブレット活用に当たり、マイナンバー利用事務系からの対象者の情報の持出・取込について、セキュリティを担保しながらタブレットを活用することについて課題を感じている。参考となる先行事例があれば御教示いただきたい。なお、生活保護に限らず他の標準化対象業務でも同様の課題が生じる可能性があるため、他の業務でも良い事例があれば併せて御教示いただきたい。	「マイナンバー利用事務系からの対象者の情報の持出・取込について、セキュリティを担保しながらタブレットを活用すること」について、他業務を含めて先行事例は把握しておりません。
2976	自治体	生活保護	標準仕様書	（１）一時扶助の項目について （２）債権管理台帳について （３）メモ又は備考機能	（１）-①医療扶助について、「移送」「その他」のみとのことですが、国への実績報告において回答する必要があるかと思えます。扶助項目が2項目のみでは、報告ができないかと思われます。 （１）-②「生業移送」が項目にないようですが、必須かと思えます。 （２）債権管理台帳について、国からの指示に基づき作成しているものです。印刷等をして台帳管理する必要があるかと思えますが、標準仕様で確認できませんでした。 （３）ケースワーク・医療扶助・介護扶助にあり、それぞれメモ機能のようなものでシステム確認をした際、個別管理する機能等が必要かと考えます。	（１）一時扶助の項目について、ご意見のとおり基本データリストのコードID166のコード名「一時扶助種類」においては、医療扶助に関する一時扶助は「移送費（医療）」、「その他医療扶助」のみとなっております。医療扶助の一時扶助について、国への実績報告にあたり、追加が必要と想定する具体的な項目について、別途デジタル庁が行うデータ要件・連携要件の全国意見照会で提示頂く、もしくは改めてご意見をお寄せください。 （２）債権管理台帳については、次期生活保護システムの機能・帳票要件の大項目「6.返還金・債権管理」の機能があるため、システムで管理を行うことを想定しております。 （３）世帯ごとに忘備録の登録・修正・削除・照会ができる機能が、生活保護システムの機能・帳票要件の機能ID0210285にございますので、そちらをご活用ください。
3234	自治体	生活保護	標準仕様書	生活保護業務でのタブレット端末利用について	生活保護システム標準仕様書の機能・帳票要件に、①タブレット端末により受給者の情報を参照できること（機能ID：0210982）、②タブレット端末において訪問記録を登録・修正できること（機能ID：0210983）、③タブレット端末に保存した情報を生活保護システムに取り込むことができること（機能ID等：0210984）との記載があります。 これは、住民情報が記録されたタブレット端末を庁舎外に持ち出し、訪問先の受給者宅において利用することを想定しているものだと思います。 そのため、本区の福祉事務所からもタブレット端末の庁舎外での利用について要望があがっています。 一方で、生活保護システムはマイナンバー利用事務系であり、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日総経第77号総務大臣通知）や、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等において、マイナンバー利用事務系は、住民情報等特に重要な情報資産であり、情報漏洩リスクが高いため、高度なセキュリティ対策を行うことが求められていると認識しており、本区においてもマイナンバー利用事務系の端末を庁舎外へ持ち出すことは許可していません。 総務省様としては、上記の生活保護システム標準仕様書で想定しているような、住民情報が記録された端末を庁舎外へ持ち出して利用することについて、どのようにお考えでしょうか。各自治体で十分な安全管理措置を実施すれば問題ないとお考えでしょうか。 （参考） [生活保護システム標準仕様書第1.1版 機能・帳票要件] 大項目：8.共通・その他 中項目：8.8. ケース記録機能 機能ID：0210982、0210983、0210984	機能要件の記載においては、タブレット端末を福祉事務所の外に持ち出して活用することを想定し、機能要件を記載しております。 また、この点について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月28日改訂）を参考に、各自治体において情報資産に関する必要な措置を実施することが必要であり、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインで定められた範囲内において、実現が可能と認識しております。 具体的にどのような手法により実現するかについては、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
3293	自治体	生活保護	標準仕様書	帳票名称「生活保護法医療券・調剤券」	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）14＞機能ID（E列）0210326」の機能要件欄に記載されている「他法と併用している医療扶助の場合」で指している他法とは、健康保険、特定医療、自立支援医療、感染症という認識でよろしいでしょうか。現行システムでは、特定医療、自立支援医療が単独として表記されています。	ご記載頂いたものも他法に含まれると認識しております。 他法の詳細につきましては、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の「別紙第2号 他法関係」をご確認ください。
3294	自治体	生活保護	標準仕様書	組戻の登録	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）5＞機能ID（E列）0210592」の機能要件欄に「組戻処理後、当該被保護者の保護費の変更起家を再度実施した場合、支給予定情報に組戻し対象保護費の金額と組戻し対象保護費について再度支給に関する変更起家がされていない旨の表示できるように制御ができること。」は現行仕様では実装していない認識でよいでしょうか。	大変恐縮ですが、ご質問の意図が詳細に把握できませんでした。 当機能要件は、実装必須の機能のため、次期生活保護システムにおいては、必ず実装される機能となっております。
3295	自治体	生活保護	標準仕様書	帳票名称「生活保護法医療券・調剤券」	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）13＞機能ID（E列）0210325」の機能要件欄に記載されている帳票発行制御のひとつに「後期高齢者医療・国民健康保険対象者で社保情報の登録がある場合」とあります。生活保護開始とともに後期高齢者医療・国民健康保険対象者でなくなる認識ですが、どのような場合を想定しているか具体的に教えてください。	ご認識のとおり、被保護者は生活保護開始時に後期高齢者医療・国民健康保険対象者ではなくなります。 当機能要件は、医療券・調剤券の発行時等に発行を行うことに問題が無いかをチェックをする機能となっております。 医療券・調剤券の発行時に、被保護者の情報について、後期高齢者医療・国民健康保険対象で社保情報の登録が誤って行われていないかをチェックする運用を想定しております。
3296	自治体	生活保護	標準仕様書	組戻の定義	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）1＞機能ID（E列）0210589」の機能要件欄に「組戻を登録・修正・削除・照会できること。」と実装必須機能として記載されており、「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）7＞機能ID（E列）0211053」の機能要件欄には「繰越処理後に組戻しができること。」と標準オプション機能として記載されています。組戻とは、繰越処理後の保護費の支給を差し止める機能を指す認識ですと同様の機能に捉えられるのですが、標準仕様書でいう組戻の定義をご教えてください。	ご認識のとおりです。 組戻とは、被保護者側の都合により保護費を受け取れない場合に、保護費の支払いを取り消す（差し止める）処理を想定しています。
3297	自治体	生活保護	標準仕様書	調剤券の登録について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）34＞機能ID（E列）0210345」の機能要件欄に「医療券作成時、医療機関に紐づいた調剤薬局の調剤券についても同時に作成できること。」と標準オプション機能として記載されており、医療券と同時に調剤券を発行する」と記載されています。これに対し本市では、審査の結果で否となることがほとんどないため、医療要否意見書が返送されておらず医療券を発行していない場合でも、医療券より先に調剤券を発行することもシステム上可能としています。この場合、当該機能要件として「～同時に作成できること。」とありますので、当該標準オプション機能の実装により、導入自治体の判断で同時とするかを設定により変更できることとなる認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、当機能は標準オプション機能となり、「～できること」という便利機能となります。 よって、当機能を実装しない場合は、医療券と調剤券を同時に作成できないこととなり、医療券と調剤券を任意の別々のタイミングで作成することになるものと認識しております。 一方で、ご認識のとおり医療扶助運営要領に記載のとおり「医療券と同時に調剤券を発行するものとする」とあり、当該取扱いについて見直す予定もないところ、規定通りの取扱いを実施していただくことを想定しております。
3298	自治体	生活保護	標準仕様書	医療要否意見書の一覧確認について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）10＞機能ID（E列）0211140」の機能要件欄に「継続月数パーコード印字票情報」と標準オプション機能として記載されていますが、システム画面上に要否意見書の承認期間を入力するためのパーコードが表示されるということでしょうか。	記載頂いた運用も想定されますが、詳細な実装方法については、システム調達時に自治体とベンダで調整いただくことを想定しております。
3299	自治体	生活保護	標準仕様書	月の途中から他法が認定された月の単独券・併用券について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）34＞機能ID（E列）0210346」の機能要件欄に「月の途中から他法が認定されている月は、1つの認定で単独券及び併用券の両方を出力できること。」と標準オプション機能として記載されていますが、他法が認定された日以降は併用券として1枚、それ以前は単独券として1枚というように別々に出力されるでしょうか。もしくは、単独券と併用券を兼ねた1枚を出力されるでしょうか。	当機能要件については、月の途中で他法が認定された場合に、他法が認定される前の期間の単独券、他法が認定された日以降の期間の併用券の2枚が出力される機能と認識しております。
3300	自治体	生活保護	標準仕様書	「継続的に」の定義について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）34＞機能ID（E列）0210346」の機能要件欄に「廃止、停止の変更があった場合、継続的に医療券・調剤券を出力していた医療機関のリストを作成できること。」と記載されていますが、「継続的」とはどの程度の期間を指すでしょうか。システム設定によるものでしょうか。	「継続的」という期間が具体的にどの程度の期間を示すものかについては、標準仕様書で定めないことを想定しております。 期間については、システム実装時における自治体とベンダにおける調整によって決定することを想定しております。
3301	自治体	生活保護	標準仕様書	調剤券連名簿について	処方元の医療機関名を印字できない仕様ですが、調剤薬局がレセプト請求する際、調剤薬局側でどの医療機関に係る調剤券かを判別するにはどのような方法を想定していますか。	生活保護システム機能・帳票要件中の機能ID:0210329をご参照ください。
3302	自治体	生活保護	標準仕様書	入所・通所・訪問利用者の単備設定について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）8＞機能ID（E列）0210632」の機能要件欄に「入所・通所・訪問利用者について、単備を設定できること。」とありますが、単備とは施設ごとに設定する認識でよろしいでしょうか。	当機能は、入所利用者、通所利用者、訪問利用者ごとに単備を設定できる機能として設定しております。施設ごとに単備を設定することは機能として想定しておりません。
3304	自治体	生活保護	標準仕様書	帳票の様式番号について	様式番号について、施行細則準則を基に各自治体で施行細則を制定し、その中で定める番号を使用しておりますが、「機能・帳票要件.xlsx」において様式番号の管理を定めておらず、「帳票詳細要件.xlsx」においても印字編集条件などの定めがありません。各自治体は、システム標準化に伴い、施行細則準則で定められている様式番号のとり、施行細則を改正する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	各自治体で付番している様式番号を使用することを想定し、様式番号が必要と判断している帳票については、システム印字項目として「様式番号」をご用意しております。 施行細則を改正する必要は無いものと認識しております。
3305	自治体	生活保護	標準仕様書	「支払明細書」について	「503_【代理納付】業務フロー」に示されている、「支払明細書」について、「（別紙2-A）機能・帳票要件」に「作成できること」という表記がなく、「一覧で確認できること」のみの表記となっています。帳票レイアウト、帳票一覧にも掲載がなく「支払明細書」について定義されていませんが、これは外部に送付する想定はあるものか法令・通知等で示されている様式ではないため、EUC等を用いて任意で作成するデータを示していると解釈してよろしいでしょうか。また、内部帳票でもないため、EUC機能で対応可能かはシステムベンダ次第になってしまうでしょうか。	ご認識の通りです。EUC等を用いて任意で作成するデータです。実装にあたっては、システムベンダのシステム構築によるため、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
3433	自治体	生活保護	標準仕様書	訪問先でのタブレット端末の活用について	生活保護システム標準仕様書の機能・帳票要件を確認したところ、必須機能ではないながらも、タブレットの利用について、機能ID：0210982に次のとおり記載があった。 「タブレット端末により、受給者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。」 これは、訪問先においてタブレット端末を用いた受給者情報の照会を行ってよいという認識でよいか。総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーのガイドライン（令和5年3月版）」では、「6.2.アクセス制御」の「(2) 職員等による外部からのアクセス等の制限」にマイナンバー利用事務系のテレワークは対象外とすると定めがある。このことから、訪問先で利用してよいという形に整理されているのかどうかご教示いただきたい。	機能要件の記載においては、タブレット端末を福祉事務所の外に持ち出して活用することを想定し、機能要件を記載しております。 また、この点について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月28日改訂）を参考に、各自治体において情報資産に関する必要な措置を実施することが必要であり、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインで定められた範囲内において、実現が可能と認識しております。 具体的にどのような手法により実現するかについては、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。

3517	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：コンビニ収納、QR、郵貯、pay-easy対応の仕様について	コンビニ収納、QR、郵貯、pay-easy対応などは以下の【機能要件】に記載の仕様に記載されています。 収納管理業務の実績から【コンビニ収納の運用】に記載の流れを想定していますが、 収納管理と生活保護の間で発生すると見込まれる「納付書発行データ」「収納データ」の連携インターフェースがなく、 データリストにも納入通知書（納付書）の発行予定・履歴に関するグループがないため実装不可と考えられます。 どのように実装すべきかご教示ください。 【機能要件】 0210770-9 公金収納サービスから取り込んだ窓口納付データにより一括で収納消込できること。 要件の考え方 公金収納サービスから取り込んだ窓口納付データとは、以下の内容を含むことを想定している。 ・収納代行業者データ取込み ※コンビニ、電子決済、クレジット会社 等 0211191-11 返還金が納付された場合の収納消込について、収納管理システムからのデータ連携と、コンビニ納付については 収納代行業者からのデータ取り込みに対応し、自動で消込を行うことができること。 【コンビニ収納の運用（想定）】 ①納付書データ（発行データ）をあらかじめ税務（収納）システム・統合収納システムへ連携する ②コンビニで納付書を消込する →消込データと①納付書データが突合される ③税務（収納）システム・統合収納システムより収納データが業務システム（生活保護）に連携される	機能要件の「機能名称枝番9：機能ID0210770」、「機能名称枝番11：機能ID0211191」についてですが、「納付書発行データ」、「収納データ」の連携インターフェースが無いことについて、承知いたしました。 この点についてですが、データ要件・連携要件について変更を行うことを想定しております。
3525	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票「21_29条調査依頼書（銀行本店一括）」について	帳票「21_29条調査依頼書（銀行本店一括）」の（別紙）【調査対象者に関する情報】欄の印字仕様について、 ・調査対象者が世帯主の場合は世帯主欄に情報を印字する ・調査対象者が世帯員の場合は世帯員欄に情報を印字する ことが想定されますが、調査対象者が扶養義務者の場合はどのように印字すべきかご教示ください。	調査対象者が扶養義務者の場合は、世帯主欄もしくは世帯員欄に印字する等の運用が想定されますが、詳細についてはシステム実装時に、自治体とベンダの調整によることを想定しております。
3538	自治体	生活保護	標準仕様書	マイナンバー法第9条と独自利用事務の解釈について	「進学準備給付金」及び「就学自立給付金」の業務フローにおいてマイナンバー照会が想定されているが、当市の場合、当該業務におけるマイナンバー照会の実施していない。「進学準備給付金」及び「就学自立給付金」はマイナンバー法第9条で規定されている「生活保護法による保護の決定、実施に関する事務」に含まれるため、独自利用事務としての規定及び個人情報保護委員会へ届出は不要と認識しているが、自治体によっては、独自利用事務として定めている状況であるため、国として標準化の際に、統一の方針を示す予定があるか、もしくは自治体側の判断に任せるか等を伺いたい。	令和6年6月より、進学準備給付金及び就労自立給付金において、公金口座の照会を情報連携にて行えるよう番号法の措置を行っているところです。なお、当該情報連携の施行日については現時点で未定であり、確定した際は事務連絡等の適切な方法にて周知を予定しております。
3753	自治体	生活保護	標準仕様書	重複処方・多剤投与者（向精神薬を除く。）について	令和5年3月14日付【社援保発0314第1号】「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（以下、国通知という。）に関して、当該通知に関するQ&Aが同時に発出されております。ここで、問4において、「生活保護システム標準仕様書の機能・帳票要件として、投薬状況名簿（複数医療機関からの投薬、一定以上の投薬、）が位置づけられている」旨記載がございます。現状のレセプトシステムにおける「一定以上の投薬」の抽出機能では、医薬品名の指定が必要となり、幅広い15種類以上の多剤投与者の抽出が実質困難です。 また、問9においてレセプト管理システムにおいて、本取組の対象者が抽出可能となる機能の取扱いについては、各システムベンダと調整中である旨、申し添えます。」とされておりましたが、国通知に定める重複処方・多剤投与者（向精神薬を除く。）の抽出機能について、検討状況、今後の方針をお聞かせいただければ幸いです。	①投薬状況を確認するにあたって、医薬品名を指定せずに、医薬品の投与種類が15種類を超える者を条件を設定し、情報を抽出することが必要になるものと認識いたしました。 この点について、投薬状況を確認する機能は、レセプト管理システムの機能・帳票要件の機能ID0350043で実装しております。 また、機能ID0350083「検索条件を登録、修正、削除できること。」、機能ID0350082「検索項目の詳細設定ができること。」の機能を使用することで、自治体において必要な検索条件を設定し、投薬状況を確認することができるものと認識しております。 ②重複処方・多剤投与者（向精神薬を除く）の抽出機能については、検討中ですが、次版にて反映を行う予定です。
3754	自治体	生活保護	標準仕様書	医療券・調剤券への交付番号の付番方法について。	お世話になっております。 生活保護事務について質問させていただきます。 標準仕様書の中の「（別紙2－A）機能・帳票要件」の機能ID：0210344の機能要件について「医療券・調剤券に交付番号を付番できると。また、再交付時も同じ番号を継続利用できると。」との記載があります。 この交付番号の付番方法は、毎月発行ごとに異なる番号を付番する（月単位での付番）という認識でよろしかったでしょうか。それとも認識と異なった付番方法になりますでしょうか。（例：通年単位で付番を行い、年度内は同じ番号は付番されないなど） また再交付とは、被保護者等が医療券・調剤券を紛失等し、再度同内容の券を発行するということ意味合いでしょうか。 ご教示のほど、よろしくお願いいたします。	①交付番号についてですが、自治体によって運用に若干の差異があるものと認識しております。 この点について、交付番号の付番ルールは標準仕様書では定めないことを想定しております。システム実装時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。 ②ご認識のとおりです。再交付とは、被保護者が医療券・調剤券を紛失した場合において、同じ内容の医療券を再発行し、被保護者に再度交付することを示します。
3805	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：宛名シールの仕様について	生活保護の機能要件に宛名シール機能について明記されているが、サイズ等の仕様が明記されていない。 どのようなサイズ仕様で出力すべきか。 宛名シールの種類には「2×6」「5×4」「コクヨ」等のメーカーもあるため、メーカー指定もしくは品番指定が必要と思われる。 【機能要件】 0210579-2：支給貸用宛名シール 0210934-1：指定した条件に該当する対象者の宛名シール、もしくは窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。	市場において、宛名シールの種類や規格は多種多様なものとなっていると認識しております。 この点について、標準仕様書においてメーカーや品番の指定を行う予定はございません。 システム実装時に自治体とベンダにおいてご調整ください。
3816	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票「No.181：27条指導指示書」記載内の条文について	標準仕様書に定義されている「No.181：27条指導指示書」の62条に関する文言について、現在の仕様書の条文と最新の条文とで差異があるため、最新の条文に修正いただけないでしょうか。 （参考） 現在の仕様書の条文：「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当・・・」 最新の条文：「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当・・・」 ・現在の生活保護法第62条は、以下となります。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000144	ご指摘いただきありがとうございます。次版の改定において変更を行わせていただきます。
3891	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票「No.68：弁明通知書」記載内の条文について	標準仕様書に定義されている「No.68：弁明通知書」の62条に関する文言について、現在の仕様書の条文と最新の条文とで差異があるため、最新の条文に修正いただけないでしょうか。 （参考） 現在の仕様書の条文：「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当・・・」 最新の条文：「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当・・・」 ・現在の生活保護法第62条は、以下となります。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000144	ご指摘ありがとうございます。次版の改定において変更を行います。
4230	自治体	生活保護	標準仕様書	返還金機能の運用方法について（ID600の追加質問）	【レコード番号2365の更間】 「バターン②は、次期生保システムの標準オプション機能の実装が必要だが、既存のベンダが機能を提供できない状況と認識いたしました。よって、当オプション機能の一部分について、既存ベンダの提供する標準外システム（税外収入管理システム）を使用することを想定しているものと認識いたしました。この点についてですが、標準仕様書に記載されているオプション機能の実装を希望する場合に、既存ベンダがそれを提供できない場合は、機能実装が可能なベンダを新たに探して頂くことを想定しております。」とご回答いただきましたが、 標準仕様書に記載されているオプション機能の実装を希望しない場合は、 現行の標準外システム（税外収入システム）を継続利用して差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	・頂いたご質問にて、「標準仕様書に記載されているオプション機能の実装を希望しない場合は、現行の標準外システム（税外収入システム）を継続利用して差し支えないという認識でよろしいでしょうか。」との記載がございます。 ・上記記載から、以下を想定しているものと認識しております。 ①標準仕様書の実装必須機能のみが実装された生活保護システムを利用する（オプション機能は一切実装しない） ②オプション機能は生活保護システムに実装されていないが、利用を希望するため、現行の標準外システム（税外収入システム）を継続利用する ・標準外システムは、標準化対象外の事務、もしくは標準化対象外機能を行うために構築され、生活保護システムと疎結合されるものと認識しております。 ・過去の質問から、現行の標準外システム（税外収入システム）は返還金・債権管理機能を行うためのシステムと認識しておりますので、概ね標準準拠システムのオプション機能を利用することで対応できる認識です。また、過去の質問に記載された標準外システムの機能内容を踏まえると、標準仕様書のオプション機能の利用を希望している状況とも想定しております。 ・上記に加えて、標準化の考え方を踏まえますと、標準仕様書に記載されているオプション機能の利用を希望している場合は、その機能が実装されたシステムを提供するベンダーを探して調達いただくことを想定しております。オプション機能の利用を希望しているにもかかわらず、標準外システムを導入する場合は想定していないため、現行の標準外システム（税外収入システム）は継続利用できないものと想定しております。

4320	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票レイアウト「検診料請求書」について	帳票レイアウト「検診料請求書」の請求額欄の（検査名簿）という文言について、正しくは（検査名等）ではないか。	ご指摘ありがとうございます。 ご認識の通り、「検査名等」が正しい文言となります。 次版の改定において変更を行います。
4322	ベンダ	生活保護	その他	ID：1300、1303の回答内容について	下記質問について、1月9日に対応状況が「回答済み」となりましたが、回答内容欄が空白のままとなっております。 回答内容の追記をお願いします。 (ID：1300) 生活保護：宛名シールの仕様について (ID：1303) 生活保護：帳票「No.181：27条指導指示書」記載内の条文について	(ID：1300) 生活保護：宛名シールの仕様について 市場において、宛名シールの種類や規格は多種多様なものとなっていると認識しております。 この点について、標準仕様書においてメーカーや品番の指定を行う予定はございません。 システム実装時に自治体とベンダにおいてご調整ください。 (ID：1303) 生活保護：帳票「No.181：27条指導指示書」記載内の条文について ご指摘ありがとうございます。次版の改定において変更を行います。
4342	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票出力機能における発行履歴の仕様について	機能名称枝番25機能ID0210957について、「再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報（出力対象期間や出力内容に関する設定）を確認できること。」とあるが、パラメタ情報の出力対象期間や出力内容に関する設定とは具体的に何か教えていただきたい。 例えば、出力時に設定した文書番号や様式番号、公印出力の有無、備考欄の文言などの出力時の設定値を再出力する際に画面のどこかで確認できればよいのか。それとも、再出力の際に出力時の設定で前回設定した値が初期値で表示されるようなことを想定しているのか。具体的な仕様を教えてください。	パラメタ情報の出力対象期間や出力内容に関する設定等の具体的なシステムの実現方法については、仕様書において定めない想定です。 システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
4372	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：機能・帳票要件、基本データリスト「期末一時扶助の支払方法（口座振替）」について	<機能・帳票要件（第1.1版）> ■機能名称枝番：6 ■機能ID：0210106 ■機能名称枝番：2 ■機能ID：0210152 ■機能要件（抜粋）：・施設入所者において、入所施設毎に期末一時扶助の支払方法（送金、口座振替）の設定ができること。 <基本データリスト（第2.1版）> ■グループ：決定個人情報 ■データ項目ID：021-00700 ■データ項目：期末一時扶助の支払方法 ■項目定義：期末一時扶助の支払方法を示すコード（0：送金、1：口座振替） 上記の機能・帳票要件、基本データリストにおいて、期末一時扶助の支払方法「口座振替」の設定について要件定義がある。 「口座振替」は被保護者の口座から引き落とすという意味と捉えるが、本要件は期末一時扶助の支給に関連するため、口座振替が選択されることはなく「送金」固定になるのではないか。 以上の理由から、本要件は機能・帳票要件、基本データリストにおいて不要と考える。	「口座振替」は被保護者の口座から引き落とすという意味に加えて、福祉事務所の口座から被保護者の口座へ振込を行う意味も含まれております。 「施設入所者において、入所施設毎に期末一時扶助の支払方法（送金、口座振替）の設定ができること。」については、後者に該当している認識です。 そのため、「口座振替」について機能・帳票要件、基本データリストから削除はしない想定です。
4477	ベンダ	生活保護	標準仕様書	別紙2の機能要件の記載内容の誤りにについて	機能名称枝番15機能ID0210158について、「その場合、過支給と追給分の調整は、可支給が発生した月と異なる月との間で調整できないようにすること。」とありますが、正しくは「その場合、過支給と追給分の調整は、過支給が発生した月と異なる月との間で調整できること。」ではないでしょうか。 お手数をおかけしますが、この機能要件の記載内容についてご確認お願いします。	過支給分保護費を追給との調整で処理することは、同じ月の保護費間においてのみ発生することを想定しております。 そのため、機能要件においては「過支給と追給分の調整は、過支給が発生した月と異なる月との間で調整できないようにすること。」と定義し、過支給を追給分との調整で処理する場合は、過支給が発生した月と異なる月で調整できないようにしております。
4478	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：別紙2の機能要件の論理チェックの仕様について	機能名称枝番6機能ID0210154（その他の機能IDにも論理チェックの記載あり）について、「保護決定計算時に、論理チェック機能にて事前にチェックができること。」とありますが、この論理チェックとは具体的に何か教えて頂きたいです。例えば、居宅基準額の項目にありえない金額を手入力した場合に警告のメッセージが表示されるような機能になるのでしょうか。論理チェックの詳細について、可能であれば具体例を挙げて教えて頂きたいです。 お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。	論理チェック機能は、保護決定計算時における、論理的矛盾が無いかを確認する機能であり、具体的な機能内容を仕様書で定義することは想定しておりません。 論理的矛盾については、標準仕様書本編に記載されております。
4563	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護システムのシングルサインオン対応方針の確認	シングルサインオンの対応方針にて生活保護と住民記録で以下の矛盾が生じていますが、生活保護におけるシングルサインオンは、「実装必須機能」又は「標準オプション機能」どちらになるのでしょうか。 ■生活保護システム標準仕様書（第1.1版）P29 シングルサインオンが実装必須機能となっている。 ただし、第1.0版では標準オプション機能となっている。 ※1.0→1.1でオプションから必須に変更 ■住民記録システム標準仕様書（第5.0版）P166 シングルサインオンが標準オプション機能となっている。 ⇒第4.1版でも同様	生活保護システム標準仕様書において次版の改定の際に、「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること」について、標準オプション機能に実装区分が変更される予定であり、住民記録システム標準仕様書との整合性が確保される想定です。
4565	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：機能・帳票要件「0211186：みなし介護機関の取込」について	<機能・帳票要件（第1.1版）> ■機能名称枝番：6 ■機能ID：0211186 ■機能要件：介護保険システムと連携し、みなし介護機関のリストを取り込み、管理できること。 上記の機能要件について、機能別連携仕様の生活保護Input要件、介護保険Output要件、ともに「みなし介護機関」に関する仕様が定義されていない認識です。 標準化対象業務である介護保険システムとの連携を必要とするのであれば、機能別連携仕様への定義が必要と考えます。 連携手法やインターフェース等、具体的な仕様を定義いただくようお願いします。	ご指摘の通り、介護保険システムの機能別連携要件、生活保護システムの機能別連携要件ともに「みなし介護機関」に関する仕様が定義されていない認識です。この点についてですが、今後生活保護システムの標準仕様書2.0版改版に伴って、データ要件・連携要件の全国意見照会が予定されておりますので、その際に反映有無をご確認ください。

4566	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：帳票レイアウトの文書番号について	以下の帳票レイアウトについて文書番号が定義されておりますが、文書番号が必要な類の様式ではないと考えられる。 レイアウトから「文書番号」を削除していただきたい。 連名簿以外は国で定められている様式となり、そこに文書番号は定義されていない。 現行運用においても印字しておらず、顧客に求められるケースもなかった。 本件に關して顧客質問を受けた際に回答に苦慮するため、削除できないのであれば「文書番号」が必要な理由を提示していただきたい。 <帳票レイアウト> 88_医療要否意見書 89_精神疾患入院要否意見書 90_生活保護法給付券要否意見 94_生活保護法医療券・調剤券 95_訪問看護に係る利用料請求書 98_医療券連名簿（連名医療券） 105_調剤券連名簿（連名調剤券） 109_給付要否意見書（所要経費概算見積書） 110_治療材料券・治療材料費請求明細書 113_給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう） 114_給付要否意見書（柔道整復） 115_施術券（あん摩・マッサージ） 116_施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復） 117_施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう） 122_長期入院患者に係る診療報酬請求書 133_被保護者異動連絡票（国保適用） 134_被保護者異動訂正連絡票（国保適用） 136_生活保護法介護券 137_介護券連名簿（連名介護券）	機能ID：0210879「帳票に印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること」にて、管理項目として、「文書番号の出力有無を管理できること。」を定義しております。 また、各帳票の帳票詳細要件の印字編集条件にて、「文書番号を設定しない場合は、ブランクも可能」と定義しております。 そのため印字の要否については、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
4570	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：実装必須機能と定義されている標準オプション帳票の取り扱いについて	生活保護の「標準仕様対応表（機能・帳票要件）」第1.1版において実装必須機能として記載がある一方、「（別紙3-A）帳票一覧」においては「標準オプション帳票」として記載されているまたは記載がない帳票について、実装は任意であるとの理解でよいでしょうか。 【例1】標準仕様対応表において、必須機能として記載がある（機能ID：0210390等） 以下の帳票を作成できること。 ①給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう） ②給付要否意見書（柔道整復） ③生活保護法給付券要否意見書送付書 ④生活保護法給付券要否意見書受領書 一方で帳票一覧においては①、②、④は実装必須帳票だが、③は標準オプション帳票となっている。 【例2】標準仕様対応表において、必須機能として記載がある（機能ID：0210461等） 以下の帳票を作成できること。 ①被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用） ②自立支援給付該当可能性確認台帳 一方で帳票一覧においては①は実装必須帳票だが、②は記載がない。 上記【例1、2】のような場合について、現行ベンダからは帳票一覧の記載を正とするため対応しない予定であると言われているため、実装しないことが認められるかどうか御教示ください。また、帳票の実装が必須となる場合、その根拠となる仕様書の記載箇所、もしくは複数のドキュメントの記載が不整合の場合にどちらを正とするかの基準を御教示いただけますと幸いです。	（別紙2）機能・帳票要件と（別紙3）帳票一覧の実装区分に違いがある旨のご指摘について承知しました。 （別紙2）機能・帳票要件と（別紙3）帳票一覧について、確認を行い、整合性を確保いたします。次版の改定において修正を行いますので、そちらをご覧ください。
4629	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：別紙2の機能要件、組戻の登録について	機能名称枝番5機能ID0210592について、「組戻処理後」、当該被保護者の保護費の変更起案を再度実施した場合、支給予定情報に組戻し対象保護費の金額と組戻し対象保護費について再度支給に関する変更起案がされていない旨の表示できるように制御ができること。」とありますが、具体的にどういった内容のメッセージを表示すればよいか教えて頂きたいです。 実際に弊社で考えた2つの例を以下の通り記載しておりますので、ご確認ください。 ①支給取消（組戻処理）をした後に対象ケースの変更起案（決定情報の口座情報変更とか金額に影響しない箇所）を実施した場合は、「組戻している未支給データです。金額に関する変更はありません。」のようなメッセージを表示する。 ②組戻をした支給データが未支給状態のままで、次の変更（追給）処理で支給額（追給）が発生する場合、「組戻している未支給データがあります。」のようなメッセージを表示する。 以上のように考えております。もし考え方に相違がある場合はどういった制御になるのか解説して頂きたいです。 お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。	詳細なシステムの実現方法については、仕様書において定めることはしない想定です。 システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
4729	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「治療材料券送付書」「治療材料券受領書」について	<帳票レイアウト（第1.1版）> 111_治療材料券送付書 112_治療材料券受領書 上記帳票レイアウトについて「受給者番号」欄があるが、治療材料券（110_治療材料券・治療材料費請求明細書）自体に「受給者番号」が存在しないため様式から削除してほしい。 ※治療材料券（110_治療材料券・治療材料費請求明細書）の送付・受領の形跡を管理する様式の認識だが、当該様式に「受給者番号」が存在しない。	「受給者番号」はベンダの過半数で実装されていない項目であったため、「110_治療材料券・治療材料費請求明細書」の帳票には、実装しておりません。 「110_治療材料券・治療材料費請求明細書」の帳票に「受給者番号」がないため、「111_治療材料券送付書」、「112_治療材料券受領書」の帳票から「受給者番号」を削除頂きたいとの意見ですが、全国意見照会の意見において、不要である旨の意見は確認できず、「受給者番号」が必要な他ベンダや自治体も一定数いると想定されるため、削除は行わない想定です。

4734	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：基本データリスト_データ項目「意見書の種類」について	<基本データリスト（第2.1版）> ■グループ：意見書情報 ■データ項目ID：021-01229 ■データ項目：意見書の種類 ■コードID:053 <基本データリスト（第2.1版）／コード一覧> ■コードID：053 ■コード名：意見書コード ■コード（値／内容）：05／訪問診療 ※一部抜粋 06／訪問看護 07／訪問リハビリ 基本データリストにおける上記項目について、意見書の種類として「訪問診療」「訪問リハビリ」が定義されています。 生活保護上の取り扱いの記載や保護手帳、医療扶助の運営要領上においてこれらの記載が存在しておらず、「訪問看護」のみの管理で問題ないものと考えます。 中間標準レイアウトのコード一覧表においても「訪問看護」のみの管理となっております。 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリをそれぞれ別個で管理する必要があるのであれば、要否意見書を下記いずれの様式で発行すべきかを、より詳細な要件をお示し下さい。 別個管理が不要であれば、これに関連する基本データリスト、及び機能・帳票要件の記載を削除いただくようお願いします。 <帳票レイアウト（第1.1版）> 88_医療要否意見書 87_保護変更申請書（傷病届）様式第17号 <機能要件・帳票要件（第1.1版）> ■大項目：3.医療扶助 ■中項目：3.1.医療券・調剤券の交付 ■機能名称：要否意見書作成 ■機能名称枝番-機能ID：9-0210303 ■機能要件・…種類「外来から来た訪問診療か訪問看護か訪問リハビリか」	機能要件：0210303（機能名称枝番9）に記載されている、「訪問診療」「訪問リハビリ」についてですが、ご指摘の通り医療扶助運営要領の「第3 医療扶助実施方式 2 医療扶助の決定」の記載から、訪問看護のみの管理で問題ないものと認識しております。 この点について、該当の機能要件の管理項目の「・種類（外来から入院か訪問診療か訪問看護か訪問リハビリか）」から、訪問診療と訪問リハビリの文言を削除することを想定しておりますが、削除にあたっては、全国意見照会を通じて自治体の意見を踏まえて判断を行い、今年度以降対応する想定です。
4814	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	タブレット端末利用におけるセキュリティ対策について	生活保護システム標準仕様書第1.1版において以下の機能要件が定義されていることから（標準オプション機能）、厚生労働省ではケースワーカーの訪問業務におけるタブレット端末の利用が想定されているものと解釈しています。 ●機能ID:0210982 タブレット端末により、受給者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。 ●機能ID:0210983 タブレット端末において、タッチペンによる手書き又は定型文入力により訪問記録を登録・修正できること。 ●機能ID:0210984 タブレット端末に保存した情報を生活保護システムに取り込むことができること。 ・記録した内容や撮影した画像をケース記録に反映できること。 ・訪問実績にも自動的に反映できること。 一方で、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）では、「マイナンバー-利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。」と記載されています。 標準仕様書として上記機能要件が定義されていることから、当該機能を実装することは国においても許容されているものと推察いたしますが、そのセキュリティ対策についてどのような見解なのか、以下の2点をご教示ください。 ①総務省ガイドライン「マイナンバー-利用事務系は、…テレワークの対象外としなければならない。」についての解釈・整理 ②どのようなシステム構成・ネットワーク構成を想定されているか	（以下、総務省→自治体への回答） ① 原則として『マイナンバー-利用事務系においては、住民情報の流失を防ぐ必要があることから、他の領域（LGWAN接続系及びインターネット接続系）との通信をできないようにしなければならない。』となっております。 そのため、本システムの機能を導入の可否については各自治体のセキュリティポリシーに則ってご判断ください。 情報の提供等の電磁的記録媒体の利用が止むを得ない場合においては、管理者権限を持つ職員によってその都度限定を解除する又は管理者権限を持つ職員のみに許可する設定とすることを例外として取り扱わなければならない。 USBメモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しを行う場合は、次の手段により実施しなければならない。 ・端末には利用許可された媒体のみ接続可能とすること。 ・データは暗号化しパスワードを設定すること。 ・利用媒体は、全て管理し利用履歴を残せること。 ・データの受け渡しには、必ず情報セキュリティ管理者の承認と承認記録を残せること。 なお、個人情報保護の観点では、個人情報保護法のガイドラインも併せてご参照ください。 ②システム構成については、当該機能を標準オプション機能として仕様書に記載している厚生労働省においてご検討ください。
4880	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件_機能ID「0210302-08」について	<機能・帳票要件> 機能ID：0210302-08 機能要件：送付書を以下の各条件で作成できること。 ・医療券のみの送付書 ・医療要否意見書のみの送付書 ・医療券と医療要否意見書の送付書 上記機能要件の「・医療券と医療要否意見書の送付書」について、『一つの送付書に医療券と要否意見書の内容を含めた様式』と推測されますが、帳票一覧に該当様式が見当たりません。 <帳票一覧> No.90：生活保護法給付券要否意見書送付書 No.96：医療券送付書 No.99：生活保護法給付券送付書 No.106：調剤券送付書 No.111：治療材料券送付書 機能・帳票要件から該当の記載を削除するか、帳票一覧（帳票レイアウト、帳票詳細要件）へ様式を追加するなど、仕様の見直しをお願いします。	・ご推察の通り、「・医療券と医療要否意見書の送付書」は「一つの送付書に医療券と要否意見書の内容を含めた様式」と認識しておりますが、ご認識の通り、帳票レイアウトや帳票詳細要件に、一つの送付書に医療券と要否意見書の内容を含めるための様式がない旨を確認しました。 この点について、該当の機能要件の「・医療券と医療要否意見書の送付書」の文言を削除することを想定しておりますが、削除にあたっては、R6年度において全国意見照会を通じて自治体の意見を踏まえて判断を行い、対応する想定です。
4899	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護：基本データリストのグループ名称が決定世帯情報や支給情報の金額に関するサンプル値について要望	基本データリストについて、要望です。 内容は以下の通りです。 決定世帯情報や支給情報について、金額に関する出力項目のサンプル値を可能な限り現実的な金額で記載して頂けないでしょうか。例えば、支給情報のデータ項目ID021-01562「合計額_介護保険料」のサンプル値は200000と記載されていますが、ケースごとの金額として考えても200000円という金額は現実的ではありません。そのため、金額に関する各サンプル値に関しては、より現実的な金額を記載して頂きたいです。 また、支給情報のデータ項目ID021-01555「合計額_保護費」について、サンプル値が71280と記載されていますが、扶助ごとのデータ項目のサンプル値に記載されている値を足し合わせても71280円という金額になりませんでした。そこで、合計額等に関する項目について「項目定義」「項目説明」の欄に計算式を記載して頂けないでしょうか。 以上が要望となります。 ご多忙の中、恐れ入りますが、ご検討頂けると幸いです。	・データ項目ID：021-01562「合計額_介護保険料」のサンプル値：200000については、あくまでサンプル値であるため、現実的な値でなくても問題ない認識です。 ・サンプル値はデータ項目に保持される値のサンプルであり、あくまでもデータ型及び桁数に対して参考としてお示ししている項目とであることご承知おきください。 ・計算式については、次回改定時に記載することを検討いたします。
4900	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護：基本データリストのグループ名称が支給情報のデータ項目について確認	支給情報のデータ項目について扶助ごとに金額を出力するようになっていますが、1点確認したいことがあります。 データ項目IDの021-01555「合計額_保護費」から021-01562「合計額_介護保険料」のデータ項目は合計額という記載ですが、021-01563「支給額_期末一時扶助」と021-01564「支給額_施設事務費」、021-01568「支給額_教育扶助」から021-01574「支給額_葬祭扶助」のデータ項目は支給額という記載になっています。扶助ごとに合計額と支給額に記載を分けている理由を教えてください。特に理由がなければ、支給情報のデータ項目となるため「支給額_○○」に統一していただけると幸いです。 お手数をおかけしますが、ご確認お願い致します。	頂いたご意見の通り、該当のデータ項目にて、「合計額」と「支給額」で記載が分かれている旨を確認しました。特段意図をもって記載を分けている想定はなく、表記揺れが発生してしまっている認識です。ご意見を踏まえ、次回改定時に「合計額_○○」としているデータ項目につきましては、「支給額_○○」へ統一するよう修正いたします。

5198	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	基本データリスト「口座管理番号」の設定値について質問	生活保護の基本データリストのグループ名「口座情報」データ項目ID：021-02090「口座管理番号」ですが、各情報の「口座管理番号」（例えばデータ項目ID：021-02386の業者情報の口座管理番号、等）を一元管理するものと解釈しています。 この「口座管理番号」について、項目説明が有るものと無いものがあります。 グループ名「口座情報」の「口座管理番号」の項目定義に記載されている「各事業毎に一意に管理することができる番号」であれば「項目説明」が有るものも「項目説明」通りではなくベンダで独自に設定しても構いませんでしょうか。 理由としては、グループ名「口座情報」データ項目ID：021-02090「口座管理番号」が主キーになっているため、キーの重複が発生しないようにするためです。 （項目説明が有るもの） ・グループ名「医療機関情報」の「口座管理番号」：医療種別＋医療機関コード ・グループ名「業者情報」の「口座管理番号」：業者種別＋業者コード ・グループ名「施設情報」の「口座管理番号」：施設種別＋施設コード （項目説明が無いもの） 調査依頼情報、決定世帯情報、決定個人情報、進学準備給付金情報、就労自立給付金情報、支給情報、債務者情報、学校情報、介護事業者サービス情報	データの出力につきましては、基本データリストに記載のとおり出力していただく必要があることから、ご質問の内容を例とすれば、「項目説明」が記載されている項目は「項目説明」のとおりデータ出力する必要があります。 他方、ご指摘を踏まえ、以下のデータ項目から当該項目説明の記載を削除いたします。 ・グループ名「医療機関情報」の「口座管理番号」：医療種別＋医療機関コード ・グループ名「業者情報」の「口座管理番号」：業者種別＋業者コード ・グループ名「施設情報」の「口座管理番号」：施設種別＋施設コード
5199	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）「最生」「定例」「追加」の出力内容について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定世帯情報のクラス分類：支給に「最生」「定例」「追加」がありますが、下のような例の場合の出力内容をご教授願います。 （例） 決定日：2024/01/01 定例支給（入院基準） …………… A 決定日：2024/01/15 追加支給（入院基準から居宅基準に変更） …… B 決定日：2024/01/20 追加支給（収入減少） …………… C 2024/1/31に基本データリストを出力する場合 1 件目 最新フラグ＝0（最新ではない） 最生：Aの最低生活費の情報、定例：Aの定例支給の情報、追加：設定なし 2 件目 最新フラグ＝0（最新ではない） 最生：Bの最低生活費の情報、定例：Aの定例支給の情報、追加：Bの追加支給の情報 3 件目 最新フラグ＝1（最新である） 最生：Cの最低生活費の情報、定例：Aの定例支給の情報、追加：Bの追加支給の情報＋Cの追加支給の情報 という認識でよろしいでしょうか。	ご意見いただいたバターンの出力内容で問題ない認識です。 なお、ご質問をいただいているようなデータ管理方法等について、更なる詳細化を求める声を多くいただいていることから、デジタル庁においてリファレンス（推奨指針）として順次公開いたします。
5200	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）の「就労外収入控除額計」と「就労外収入控除額」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定個人情報のクラス分類のLv1「収入情報」Lv2「控除」データ項目ID：021-00774「就労外収入控除額計」と021-00778「就労外収入控除額」についてご教授願います。 「就労外収入控除額計」と「就労外収入控除額」が両方とも繰り返し「10」となっています。 「就労外収入控除額計」と「就労外収入控除額」の違いをご教授願います。	データ項目ID：021-00774「就労外収入控除額計」は021-00778「就労外収入控除額」の合計値である認識です。一方で、データ項目ID：021-00774「就労外収入控除額計」は合計値であり、繰り返しは必要ない想定であるため、次回改定時に繰り返し「10」の表記を削除することが望ましい想定です。 ご意見を踏まえ、「就労外収入控除額計」の繰り返しを削除いたします。
5201	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）「賞与」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定個人情報のクラス分類のLv1「収入情報」Lv2「経費」と「収入額」データ項目ID：021-00757、021-00758、021-00759、021-00760「賞与」の経費と021-00770「就労収入額」が賞与の場合についてご教授願います。 基本データリスト（決定個人情報）に出力する「賞与」について、賞与を分割認定した場合は、分割した額との認識でよろしいかご教授願います。	ご明察の通り、賞与を分割認定した場合は、分割した賞与と、分割した賞与必要経費がそれぞれ設定される認識です。 他からも「分割認定の対応ができていないのではないか」というご指摘をいただいており、修正対応を検討しております。対応方針が決まり次第、改めてご連絡させていただきます。
5202	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）「家賃上限額区分」と「住宅限度額適用コード」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定世帯情報のクラス分類のLv1「住宅情報」データ項目ID：021-00577「家賃上限額区分」とLv2「住宅情報」021-00629「住宅限度額適用コード」の違いについてご教授願います。 「家賃上限額区分」と「住宅限度額適用コード」のコードID：130（家賃上限額区分）で同じです。 住宅扶助を実際家賃から認定額を計算する場合には、どちらの区分（コード）を使用するかをご教授願います。 もし、同じものならどちらか1つにしたいだけないでしょうか？	「家賃上限額区分」と「住宅限度額適用コード」でデータ項目が重複している旨認識しました。 ご指摘を踏まえ、次回改定時に02100629「住宅限度額適用コード」を削除いたします。
5210	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能ID0210158新機能名称枝番71の過支給と可支給の確認	機能要件の内容について1点確認したいことがあります。 ・・・ 機能要件の文中に「過支給と追給分の調整は、可支給が発生した月と異なる月との間で調整できないようにすること。」とありますが、可支給という文字は誤りでしょうか。可支給ではなく過支給という認識でよろしいでしょうか。 お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。	ご推察の通り、「可支給」という記載は誤りである認識です。次版の改定の際に、「過支給」に記載を修正いたします。
5220	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：基本データリスト（医療機関情報）「代理納付先管理番号」のデータ出力条件について	生活保護の基本データリストのグループ名「医療機関情報」データ項目ID：021-03511「代理納付先管理番号」がデータ出力条件として「必須」とありますが、代理納付をしない医療機関もあるかと思われます。 データ出力条件を「必須」とすると、そのような医療機関を登録することができなくなるため「任意」としても問題ないでしょうか。 ご確認の程、よろしくお願いたします。	・ご指摘を踏まえ、データ項目ID：02103511「代理納付先管理番号」のデータ出力条件を「必須」から「任意」へ修正いたします。

5299	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護の標準仕様書別紙2の機能・帳票要件 受給者番号の変更について	生活保護の標準仕様書別紙2の機能・帳票要件の機能ID：0210350、機能名称校番40にて「受給者番号を任意に個別変更、一括変更できること。」とありますが、現在、医療扶助オンライン資格化により、受給者番号は固定化され、変更はできない認識です。 この場合の変更できることというのは、福祉事務所向けポータルサイトより発出されている「資格情報等登録の手引き_ver1.2.pdf」のP.14に記載されており※2：生活保護の停止又は廃止となった後に、再度生活保護を受給するようになった場合等において、当該者に対して廃止前の受給者番号を再度採番することは可能。」の場合のこととなりますでしょうか。 受給者番号の変更について、詳細をご教授お願いいたします。 ご多忙のところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。	・ご認識の通り、オンライン資格確認導入後は、受給者番号は被保護者単位で固定化されるため、機能ID：0210350「受給者番号を任意に個別変更、一括変更できること。」については不要である認識です。 そのため次版の改定の際に、機能要件から機能ID：0210350「受給者番号を任意に個別変更、一括変更できること。」を削除いたします。
5308	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：基本データリスト（医療券情報）「医療本人支払額」と「本人支払額」の違いについて	生活保護の基本データリストのグループ名「医療券情報」に「医療本人支払額」、「本人支払額」が項目に存在しておりますが、グループ名「介護券情報」には「本人支払額」のみ存在しております。 「医療券情報」のみ医療独自の本人支払額があるということになりますが、この場合の「医療本人支払額」とは10円未満を切り捨てた額を表示する項目であり、「本人支払額」にはその月発生した本人支払額の全額を表示させるという解釈で問題ないでしょうか。この解釈に誤りがある場合は、正しい項目の定義をご教授お願いいたします。 ご確認の程、よろしく願いいたします。	・グループ名称「医療券情報」に、データ項目ID：021-01283「医療本人支払額」と021-03195「本人支払額」が定義されており、これらは同一項目であり、項目が重複している認識です。 そのため、次版の改定にて一方を削除することが望ましいと想定です。 また、医療券・調剤券の本人支払額は10円未満が切り捨てられる認識であるため、10円未満を切り捨てた額を表示する想定です。
5331	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「保護廃止（停止）通知書」について	＜帳票レイアウト2.0版＞ 70_帳票レイアウト_保護廃止（停止）通知書 について、下記の通り教示文に誤字があるため修正いただきたい。 ■誤：～該当不備～ ①審査請求をし日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、該当不備を補正した日）の翌日から ■正：～当該不備～ ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から （参考）令和5年度版生活保護関係法令通知集：ページ302	・ご意見頂いた通り、生活保護システム標準仕様書2.0版 70_帳票レイアウト_保護廃止（停止）通知書にて、「該当不備」と記載が誤っている旨を確認しましたので、次版の改定の際に「当該不備」に記載を修正します。
5437	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票詳細要件「生活保護法介護券」「介護券連名簿（連名介護券）」について	■帳票詳細要件① ＜帳票名称＞ 136_生活保護法介護券 ＜No.（システム印字項目）＞ 25（居宅介護） 26（施設介護） 27（居宅介護支援/介護予防支援/介護予防・日常生活支援） ■帳票詳細要件② ＜帳票名称＞ 137_介護券連名簿（連名介護券） ＜No.（システム印字項目） 35（介護サービスの種類） 上記の帳票詳細要件における介護サービスに関する印字編集条件について、実際に利用できるサービスと介護券に印字されるサービス名称に相違があります。 印字編集条件に記載のサービス「第一号訪問事業」を例とすると、実際のサービスは「A1：訪問型サービス（みなし）」～「A4：訪問型サービス（独自／定額）」に細分化されており、制度上は帳票詳細要件に記載のない介護サービスも介護扶助では利用できる状況です。 帳票印字の際、これらのサービスをどのように扱うべきかご教示願います。	・136_生活保護法介護券の帳票詳細要件_システム印字項目_25_居宅介護・26_施設介護・居宅介護支援/介護予防支援/介護予防・日常生活支援の印字編集条件に記載されているサービス名称が不足しており、名称が変更する可能性がある旨のご意見として認識しました。 今回の改版の際に、「制度改正に伴う該当区分の追加または該当区分の名称変更ができること。」を印字編集条件に追加します。本記載を印字編集条件に追加することで、現在の印字編集条件にない該当区分についても、システム印字が可能となる想定です。
5502	自治体	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護業務における戻入納付書の発行について	生活保護業務における戻入について、「機能ID0211512」によると「帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（収納管理）における「帳票D:0140129 帳票名称:納付書」に準拠する形」とあります。 現在本市では生活保護業務において戻入納付書を発行しており、税務システムにおける納付書に準拠する場合、財務システムの都合上戻入として算入することが難しくなり、地方自治法施行令第百五十九条「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」に抵触する恐れがあります。 つきましては、引き続き戻入納付書を発行することの可否について御教示ください。	・貴市において税務システムにおける納付書に準拠する場合、財務システムの都合上、戻入として算入することが難しい理由について、把握することができないため、回答することが難しい状況です。 現状を把握するために差し支えなければ、以下の2点についてご回答いただけると幸いです。 ・財務システムの都合上、戻入として算入することが難しい理由 ・貴市において介護保険システム側では、同様の税務システムにおける納付書への準拠をどのように対応しているか。
5503	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護業務における滞納管理機能への連携の可否について	地方公共団体情報システム標準化基本方針 4.4.1共通機能の標準（6）によると、統合収納・滞納管理機能の基準に生活保護が含まれておらず、生活保護業務に係る機能・帳票要件内でも統合滞納管理機能へに連携について記載がありません。 これは生活保護業務における滞納については、統合滞納管理機能と連携せずに管理しなければならないということでしょうか。 それとも、連携して管理することは可能でしょうか。業務所管課から問合せがあったため確認させていただきます。	ご明察の通り、生活保護システムと共通機能の統合収納管理/統合滞納管理の連携に関して、生活保護システム標準仕様書2.0版（別紙2-A）機能・帳票要件と「地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（生活保護）【第3.0版】」のどちらでも定義されておらず、連携しての管理はできないと想定です。 したがって、生活保護業務における滞納については、生活保護システム単体で管理頂くことを想定しております。
5546	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）の「保護費加算_停止区分」、「保護費_加算額」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定個人情報の以下のデータ項目 データ項目ID：021-00790「保護費加算_停止区分」 データ項目ID：021-00794「保護費_加算額」 について（下の1、2、3について）ご教授願います。 1. データ項目ID：021-00790「保護費加算_停止区分」が「1」（有り）は「加算の停止」の認識でよろしいでしょうか。 2. 加算の停止の場合に、データ項目ID：021-00794「保護費_加算額」に設定する値は、下の①②のどちらでしょうか。 ①「0」を設定する ②加算額の値を設定する 3. 重複調整の場合に、データ項目ID：021-00794「保護費_加算額」に設定する値は、下の①②のどちらでしょうか。 ①重複調整前の加算額の値を設定する ②重複調整後の加算額の値を設定する	1 について ご認識の通り、データ項目ID：021-00790「保護費加算_停止区分」が「1」（有り）は「加算の停止」だと想定しております。 「0：無」「1：有」は「加算停止をする」という認識です。 2.3について 実装に依存する領域として整理しておりましたが、データ要件・連携要件のリファレンス整理の中で、詳細化を行った方が良い項目であると推察いたします。 デジタル庁において判断が難しい内容のため、複数社にも確認のうえ、項目説明等の補記を検討いたします。
5617	ヘンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）の「就労収入コード」「就労収入額」「不安定収入額」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定個人情報の以下のデータ項目 データ項目ID：021-00770「就労収入額」 データ項目ID：021-00771「就労収入コード」 データ項目ID：021-00772「不安定収入額」 についてご教授願います。 「不安定収入額」の場合の出力は、下の①②のどちらでしょうか。 ① データ項目ID：021-00770「就労収入額」は「0」を出力 データ項目ID：021-00771「就労収入コード」は空白を出力 データ項目ID：021-00772「不安定収入額」は不安定収入額を出力 ② データ項目ID：021-00770「就労収入額」は不安定収入額を出力 データ項目ID：021-00771「就労収入コード」は「09」（不安定収入）を出力 データ項目ID：021-00772「不安定収入額」は不安定収入額を出力	コード一覧におけるコードID：097「収入コード」_コード値：09「不特定収入」については、「不特定収入」となります。そのため、①を想定しております。

5639	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票詳細要件（No.16 健診書、No.17 検診命令書）と基本データリストとの整合性について	システム上で管理すべき項目については基本データリストに定義されており、帳票の出力項目については帳票詳細要件にて定義されているものと認識しております。 17_ 帳票詳細要件_検診命令書の項目No.19（担当医師氏名）、及び16_ 帳票詳細要件_検診書の項目No.12（記事）について帳票詳細要件の資料では必須項目となっておりますが基本データリスト（検診情報）には定義されておりません。今後、基本データリスト（検診情報）に追加される見込みと捉えてよろしいでしょうか。 また、当帳票以外にも帳票の出力項目にはある基本データリストにはない項目が多数あるように見受けられます。帳票に出力する内容についても基本データリストがベースになると認識しておりますため、ほかの帳票についても基本データリストとの整合性についてご確認のほどお願いいたします。	-ご意見を踏まえ、次回改版時に基本データリストの検診情報グループに「担当医師氏名」及び「検診記事」項目を追加いたします。
5640	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	1.1版 帳票レイアウト 17_検診命令書について	帳票レイアウトに「2 検診を受ける場所」が定義されていますが、「3 検診を行う医療機関の名称」にも医療機関名、住所の印字項目があります。 いずれも必須項目となっておりますが、レイアウトの誤りでしょうか。 誤りでない場合は、「2 検診を受ける場所」には具体的に何を印字する想定なのかご教示いただけないでしょうか。	-「2 検診を受ける場所」は、必ずしも「3 検診を行う医療機関の名称」の住所であるとは限らない想定です（ex.要保護者の居住の場所など）。 また、帳票詳細要件の印字編集条件にて 「・印字有無を選択できる ・出力が選択された場合のみ、印字する」 を示しており、医療機関の住所にて検診を受けた場合など、特段記載が不要であれば、印字しなくて問題ない想定です。
5641	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	1.1版の機能ID 0210690について（大項目6. 返還金・債権管理）	機能名称：債権登録、機能名称枝番：19に記載がある『遺留金額及び遺留物品売却額』を一覧で確認できることという要件ですが、基本データリストにおいては、『遺留物品売却額』は定義されておらず、『遺留金額』のみ【決定世帯情報】でのみ管理となっています。今後基本データリストに『遺留物品売却額』が定義される想定で問題ないでしょうか。	-「遺留物品売却額」についてですが、データ項目ID：02103736の遺留金品が、遺留『金』額及び遺留物『品』売却額にあたります。
5679	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票レイアウトの被保護者譲渡連絡票（98:被保護者譲渡連絡票）について	帳票レイアウトの被保護者譲渡連絡票（98:被保護者譲渡連絡票）（指定居宅介護支援事業者用）について、明細が別紙となっており頭紙と別れていますが、頭紙はシステムから印字する項目がありません（宛名と発行情報のみ）。1 枚目と2 枚目を帳合するための項目もないため、レイアウトを崩さずにA4縦として1 毎に印字するレイアウトとしても差支えないでしょうか。 ※当質問は2023年12月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-130_被保護者異動連絡表（指定居宅介護支援事業者用）について、頭紙（1枚目）の部分に別紙（2枚目）の内容を含めることで、1枚に印字するレイアウトとしても問題ないかという意見として認識しております。 ご認識に相違なければ、標準仕様書の本編_第3章機能・帳票要件_2.帳票詳細要件の③の記載を踏まえると、ご意見頂いた対応方法について問題ない想定です。
5698	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の機能ID：0211186について	機能要件の機能ID：0211186「介護保険システムと連携し、みなし介護機関のリストを取り込み、管理できること。」について、連携要件となりますが介護保険_機能別連携仕様【第4.0版】に該当する連携要件が見つかりませんでした。連携IDについてご教授のほどお願いいたします。 ※当質問は2023年12月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-該当の機能に関するデータ要件・連携要件が規定されておらず、介護保険システムの標準仕様書に、「みなし介護機関のリストを出力して、生活保護システムに連携する」旨の機能要件が存在していない状況となっております。今後、介護保険システムの担当課・デジタル庁と調整を行う想定です。
5712	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の機能ID:0211049について	機能要件の機能ID:0211049について、「また、同一市内に在る間は同じ番号を使用するように制御できること。」という記載がありますが、同一福祉事務所内の間違いではないでしょうか。H番は福祉事務所が認定するので、記載の制御を行う場合、政令市や複数福祉事務所のある市区では制御は不要な認識です。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-介護扶助1 0割者については、福祉事務所が保険者である市町村等に審査判定を依頼・委託しているため、市が附番・管理している認識です。 そのため、現状の記載で問題ない想定しております。
5713	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護費返還金（債権）の納入に対する領収書について	生活保護費返還金（債権）の納入に対する領収書が業務上必要だと思いますが、帳票一覧に存在しません。外部帳票にあたるため標準化システムとしては実装対象外となりますでしょうか。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-生活保護の機能要件の機能ID：0211512において、納入通知書（納付書）を出力できる機能を用意しております。 また、帳票レイアウトは帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（収納管理）における「帳票ID:0140129 帳票名称:納付書」に準拠するものとしており、税務システムの帳票レイアウトにおいて領収証を定義しておりますので、そちらをご活用いただく運用を想定しております。
5717	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の資格審査突合結果一覧表（機能ID：0211112）について	機能要件の機能名称「資格審査突合結果一覧表の作成」に機能ID：0211112「帳票は、福祉事務所ごとに作成できること。」とありますが、帳票一覧に資格審査突合結果一覧表がありません。画面での一覧表示とする認識で問題ないでしょうか。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-ご認識の通り、標準仕様書として「資格審査突合結果一覧表」は定義しておらず、画面上での確認を想定しております。 -システムの具体的な実現方法については、システム実装時に自治体とベンダでご調整いただくことを想定しております。
5718	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の突合エラーで発生した点数および金額の不一致（機能ID：0210459）について	機能要件の機能名称「突合結果の確認・修正」に機能ID：0210459「レセプト管理システムデータと生活保護システムデータの突合エラーで発生した点数および金額の不一致を修正できること。」とありますが、生活保護システムで管理するレセプト情報はレセプト管理システムから受領したデータのため点数および金額の不一致は発生しない見込みです。要件としては取込後の点数、金額が修正できることの認識で問題ないでしょうか。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	-ご認識の通り、取込後の点数、金額が修正できることとの認識であり、レセプト管理システムで突合した結果を確認・修正することが機能として定義されている想定です。
5722	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	債権の調定方法について	基本データリストの納付計画情報（納付計画情報）について主キーに定義されている「履歴番号」の項目説明には「データの発生順にカウントアップ」と記載されていますが、納付計画として管理するには、分納申請をし納付計画を作成した単位としての履歴番号が必要になり、その意図で使用する認識です。しかしながら、分割調定（全額を調定しての分割納付ではなく調定自体を年月単位に分割することを意図しています）を行う場合、1 つの納付年月に対し複数の調定年月の納付書が発生する可能性があり、主キーとして、履歴番号とは別に調定年月、あるいは連番が必要になります。連番を主キーとするのであれば、管理項目として調定年月が必要です。また、収納情報についても分割調定を行う場合、1 つの納付年月に対し複数の調定年月の納付書が発生する可能性があり、収納としても、同一収納日であっても別の調定年度として管理・集計する必要があります。これらのデータの構成から察するに分割調定は取り扱わない（一括調定のみ）という認識でよいでしょうか。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいている内容をもとに再整理した内容となりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	ご意見を踏まえ修正対応を検討しますが、グループ構成を大幅に修正する内容となるため、各社様よりご意見をいただけますと幸いです。頂いたご意見はデジタル庁に連携してまいります。
5753	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票詳細要件「境界層該当証明書(障害者総合支援法施行規則)」について	帳票詳細要件 187_ 帳票詳細要件_境界層該当証明書(障害者総合支援法施行規則)_20240320.xlsx ■No.19の「印字編集条件など」 7 医療型障害児施設又は療養介護の負担上限月額(医療)の減額を要する場合(20歳以上) 「障害児施設支援定率負担(医療)減額相当」又は「療養介護定率負担(医療)減額相当」であるため、負担上限月額を 円に減額することにより、保護を要しないため。」 ■No.20の「印字編集条件など」 8 医療型障害児施設又は療養介護の負担上限月額(医療及び福祉)の減額を要する場合(20歳以上) 「障害児施設支援定率負担(医療及び福祉)減額相当」又は「療養介護定率負担(医療及び福祉)減額相当」であるため、医療に係る負担上限月額を0円にするとともに、福祉に係る負担上限月額を円に減額することにより、保護を要しないため。」 上記、それぞれの印字編集条件に記載されている文言について、文末の"J"は「不要と考えられる。	-ご指摘の通り、文末の"J"は「不要な認識です。次版の改定の際に削除いたします。
5780	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）「別居期末一時額」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定個人情報のデータ項目ID：021-00721「別居期末一時額」ですが項目説明に「居宅の場合は出力すること」との記載があります。 入院や施設入所で別居している世帯員の期末一時扶助については、出力不要との認識でよろしいか、ご教授願います。	-項目ID：021-00721「別居期末一時額」は、別居の場合に出力されることを想定しています。 次回改版時に基本データリストの項目説明の修正を行います。
5781	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）の「期末一時扶助」について	生活保護の基本データリストのグループ名：決定世帯情報の以下のデータ項目 データ項目ID：021-00483「最生_期末一時」 データ項目ID：021-00519「定例_期末一時」 データ項目ID：021-00549「追加_期末一時」 に出力する値は、居宅の世帯員（別居者含む）の期末一時扶助と入院患者の期末一時扶助と介護施設入所者の期末一時扶助の合計との認識でよろしいか、ご教授願います。 また、生活保護の基本データリストのグループ名：決定世帯情報の以下のデータ項目 データ項目ID：021-00489「最生_施設期末一時」 データ項目ID：021-00525「定例_施設期末一時」 データ項目ID：021-00555「追加_施設期末一時」 に出力する値は、救護施設等入所者の期末一時扶助の合計の認識でよろしいか、ご教授願います。	保護決定調査のレイアウトに合わせた項目の出力を想定しております。 ・データ項目ID：021-00489「最生_施設期末一時」 ・データ項目ID：021-00525「定例_施設期末一時」 ・データ項目ID：021-00555「追加_施設期末一時」 ⇒施設・入院分 ・データ項目ID：021-00483「最生_期末一時」 ・データ項目ID：021-00519「定例_期末一時」 ・データ項目ID：021-00549「追加_期末一時」 ⇒居宅分 次回改版時に基本データリストの項目説明にて補正を行います。

5785	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）の「最低生活費」の項目について（日割の場合）	生活保護の基本データリストのグループ名「決定世帯情報」のLv2「最低生活費」の生活扶助の項目において、月の途中の保護の開始や保護の変更で日割が発生した場合の出力について、ご教授願います。 ①以下の生活扶助の項目は、日割計算後の額を出力するのでしょうか？ データ項目ID「021-00465：最生_居宅」 データ項目ID「021-00466：最生_日用品費」 データ項目ID「021-00467：最生_宿施設」 データ項目ID「021-00468：最生_介護施設」 データ項目ID「021-00469：最生_他施設」 データ項目ID「021-00470：最生_日常生活」 データ項目ID「021-03068：最生_加算額」 データ項目ID「021-00471：最生_保険料」 データ項目ID「021-00484：最生_救護費」 データ項目ID「021-00485：最生_更生費」 データ項目ID「021-00488：最生_施設日用品費」 ②上記の項目を日割計算後の額を出力とした場合、端数処理方法をご提示願います。 生活保護法経理事務の手引き（厚生省編集）では「端数処理は扶助別に行う」となっていて、弊社システムではこの手引きの仕様で日割計算、端数処理を行っています。 例えば、月の途中の保護の開始時に世帯員が居宅と入院（日用品費）の場合、弊社のシステムでは、居宅基準と日用品費を合算して日割計算（端数処理）しています。 標準仕様適用後の日割計算、端数処理方法はどうになるのか、具体例をおげご提示願います。	・質問①については、日割計算後の値を想定しています。 ・質問②について、以下のとおり回答いたします。 日割計算および端数処理は、生活保護法経理事務の手引きを参考に自治体ごとに行っているものと認識しております。 標準仕様書の改版を行うなかで、引き続き日割計算や端数処理について検討する想定ですので、現段階で標準仕様適用後の具体例を提示することは困難と想定しております。 引き続き、生活保護法経理事務の手引きを参考に日割計算や端数処理を行っていただければと思います。 なお、根拠法令としては、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」となります。
5796	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）の項目「最低_合計」「定例_合計」「追加_合計」について	①データ項目ID：021-00490「最低_合計」は、以下の項目の合計でよいかご教授願います。 「最生_居宅」「最生_日用品費」「最生_宿施設」「最生_介護施設」「最生_他施設」「最生_日常生活」「最生_加算額」「最生_保険料」 「最生_住宅」「最生_教育基準」「最生_教育学校」「最生_教育給食」「最生_教育通学」「最生_高校基本」「最生_高校学校」「最生_高校授業」 「最生_期末一時」「最生_救護費」「最生_更生費」「最生_救護事務費」「最生_更生事務費」「最生_日仕事務費」「最生_施設日用品費」「最生_施設期末一時」 ②データ項目ID：021-00526「定例_合計」は以下の項目の合計でよいかご教授願います。 「定例_居宅額」「定例_日用品額」「定例_宿施設額」「定例_介護施設額」「定例_他施設額」「定例_日常生活額」「定例_加算額」「定例_保険料額」 「定例_住宅額」「定例_教育基準」「定例_教育学校」「定例_教育給食」「定例_教育通学」「定例_高校基本」「定例_高校学校」「定例_高校授業」 「定例_期末一時」「定例_救護費」「定例_更生費」「定例_救護事務費」「定例_更生事務費」「定例_日仕事務費」「定例_施設日用品費」「定例_施設期末一時」 ③データ項目ID：021-00556「追加_合計」は以下の項目の合計でよいかご教授願います。 「追加_居宅」「追加_日用品費」「追加_宿施設」「追加_介護施設」「追加_他施設」「追加_日常生活」「追加_加算額」「追加_保険料」「追加_住宅」 「追加_教育基準」「追加_教育学校」「追加_教育給食」「追加_教育通学」「追加_高校基本」「追加_高校学校」「追加_高校授業」「追加_期末一時」 「追加_救護費」「追加_更生費」「追加_救護事務費」「追加_更生事務費」「追加_日仕事務費」「追加_施設日用品費」「追加_施設期末一時」	・①、②、③ともに質問内容に記載頂いた項目の合計で問題ない想定です。
5797	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）の項目「居宅生活費計」について	データ項目ID：021-00722「居宅生活費計」は以下の項目の合計でよいかご教授願います。 「第1類額」「別居第2類額」「別居冬季加算額」「別居期末一時額」	・記載頂いた項目の合計で認識に相違ありません。
5884	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（支給情報）の「合計額_教育高校」の項目について	データ項目ID：021-01558「合計額_教育高校」についてご教授願います。 「合計額_教育高校」には出力するものは、高校生への就学費用（基本額、教材費、入学科、入学考査料、通学費、学習支援費）でしょうか？ ----- 教育扶助は小学生、中学生に対するの扶助で、高校生の就学費用は生業扶助の認識です。 「合計額_教育高校」は高校生への就学費用であるならば「合計額_生業扶助高校」のように生業扶助と分かるようなデータ項目名への変更を希望します。	・ご認識のとおり、データ項目ID：021-01558「合計額_教育高校」は高校生への就学費用（基本額、教材費、入学科、入学考査料、通学費、学習支援費）となります。 ・次回改版時に、項目説明に「生業扶助（高校生への就学費用（基本額、教材費、入学科、入学考査料、通学費、学習支援費）」）」を記載します。
5965	ベンダ	生活保護	標準仕様書_その他	生活保護：基本データリストの出力範囲について	機能ID：0211176-69 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。 機能ID：0211178-71 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 基本データリストの出力範囲について仕様書に特別記載がありませんが、上記の機能要件の解釈から、基本データリストの出力についても「廃止後5年」など任意に範囲を絞ることは問題ないでしょうか。	・基本データリストの出力について、各地方公共団体と協議のうえ、範囲を絞ることは差し支えありません。
6016	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定一時情報）の「一時扶助種類」と「経理科目コード」について	データ項目ID：021-03113「一時扶助種類」とデータ項目ID：021-00835「経理科目コード」ですが、「一時扶助種類」に対応する「経理科目コード」が無い場合は「経理科目コード」の値の出力はどのようにすればよいかご教授願います。 例えば、以下の「一時扶助種類」は対応する「経理科目コード」が無いように見受けられます。 一時扶助種類＝18（水道等設備費） 一時扶助種類＝27（家賃） 一時扶助種類＝28（地代） 一時扶助種類＝31（火災保険料） 一時扶助種類＝32（保証料） 一時扶助種類＝35（その他住宅扶助） 一時扶助種類＝40（その他教育扶助） 一時扶助種類＝62（その他生業扶助）	・規定している項目は「経理科目コード」のいずれかに該当いたしますが、必ずしも1対1で紐づけてごさいません。例としてあげられた項目は以下に該当します。 一時扶助種類＝18（水道等設備費）：「0220 住宅・住宅維持費」もしくは「0221 住宅・住宅維持費（特別基準）」に該当する認識です。 一時扶助種類＝27（家賃）：「0220 住宅・住宅維持費」もしくは「0221 住宅・住宅維持費（特別基準）」に該当する認識です。 一時扶助種類＝28（地代）：「0220 住宅・住宅維持費」もしくは「0221 住宅・住宅維持費（特別基準）」に該当する認識です。 一時扶助種類＝31（火災保険料）：「0214 住宅・契約更新料」もしくは「0213 住宅・敷金等」に該当する認識です。 一時扶助種類＝32（保証料）：「0213 住宅・敷金等」もしくは「0214 住宅・契約更新料」に該当する認識です。 一時扶助種類＝35（その他住宅扶助）：「0210 住宅・基準額」～「0221 住宅・住宅維持費（特別基準）」のいずれか対象となるものに該当する認識です。 一時扶助種類＝40（その他教育扶助）：「0310 教育・教育基準額」～「0370 教育・災害時学用品費」のいずれか対象となるものに該当する認識です。 一時扶助種類＝62（その他生業扶助）：「0710 生業・生業費」～「0760 生業・就職支度費」のいずれか対象となるものに該当する認識です。
6036	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	住宅扶助代理納付開始・廃止時の通知について	現在は住宅代理納付の開始・廃止時に、住宅代理納付開始廃止通知といったものを用意して代理納付先（大家さん等）に開始・廃止をお知らせをする運用をしていました。 標準化で定義されている機能・帳票を確認しましたが該当するものありません。 住宅代理納付の開始・廃止についてはどのような運用を想定していますでしょうか。	・ご指摘の通り、住宅代理納付の開始・廃止に関する機能・帳票について、該当する帳票は標準仕様書にはございません。 住宅代理納付開始廃止通知は標準的な事務運用ではなく、独自の運用やカスタマイズと認識しており、標準化の対象とはならない想定です。
6059	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	不動産等の業者への支給通知書について	現在は業者等への支給を通知する際に、1つの業者に対して対象者が多い場合もあり、個票ではなく明細型での支給通知書を提供しています。 例）住宅代理納付を行う大手不動産宛て（自治体規模によっては対象者が3軒を超える場合もあります） ただ、標準化で定義されている支給通知書（145_生活保護費支給通知書）は個票のみのため、3点お伺いさせていただきます。 ①明細型の支給通知書の書式追加を検討いただけないでしょうか。 ②同じ宛先に複数人いる場合は人数分の枚数を送付する想定でしょうか ③人数分の枚数を送付する想定の場合、対象者が多い場合は職員様の事務負担や郵送代などの負担も増えることが考えられるため、リストデータなどを職員様が加工して作成した一覧表などを同封して送付することは問題ないでしょうか	ご質問について、以下のとおり回答します。 ①：明細型の支給通知書の様式は独自運用やカスタマイズと認識しているため、標準仕様への追加は想定しておりません。 ②：想定に相違ありません。 ③：人数分の生活保護費支給通知書に加えて、一覧表を同封して送付すると認識しました。 ベンダと自治体の調整によって、帳票の運用方法を工夫する点に問題はない想定です。

6060	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	医療券・医療要否意見書の文書番号について	医療券や医療要否意見書に文書番号が設定されていますが、どのような業務観点から項目定義されているのでしょうか 医療券や要否意見書は電子公印を印字する帳票ですが、今までに文書番号を付番した実績はございません。 また、文書記号が帳票毎ではなく業務毎で統一されている自治体の場合、大量に出力される医療券や要否意見書に付番してしまった場合番号が枯渇（オーバーフロー）することも考えられます。	機能ID：0210879「帳票に印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること」にて、管理項目として、「文書番号の出力有無を管理できること。」を定義しております。 また、各帳票の帳票詳細要件の印字編集条件にて、「文書番号を設定しない場合は、ブランクも可能」と定義しております。 そのため印字の要否については、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
6062	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	保護決定通知書の改ページ仕様について	保護決定通知書の帳票詳細要件に改ページの仕様が以下のように記載されています。 決定した理由：複数行印字し、1ページで収まらない場合は次ページ以降に印字する 備考：複数行印字し、1ページで収まらない場合は次ページ以降に印字する ①現在は保護決定通知書の上記2項目については、優先順位をつけて可能行数だけ印字しており改ページしない仕様でこれまで帳票を提供してきました。 標準化後も改ページせず1枚で収まる仕様とするのは問題ないでしょうか。 ②改ページする場合、上記項目以外はあるような印字内容とするべきでしょうか。（文書番号の有無・公印の有無など含む） ③他の外部帳票でも改ページ仕様がありますが、それらも②と同じ考え方となりますでしょうか。	・生活保護システム標準仕様書（本編）2.0版のP.33に、帳票詳細要件について以下の記載があります。 「帳票レイアウトは、法令・通知等で示されている様式を基に定義している。この帳票レイアウトをもとにシステム印字項目・帳票詳細要件で定めた項目の確実、かつ、効率的な実装を行うものであるが、各項目間の位置関係など、帳票レイアウトと大幅な差異がなければ、帳等の完全準拠を要求するものではない。 その例として、項目の追加や順番の変更はできないが、項目の表示・非表示の制御（システム印字項目・帳票詳細要件で項目の表示・非表示を定義している項目に限る。）や長さ・太さ・色の変更、プレプリントの設定、項目の表示・非表示に伴うレイアウトにおける行数の変更、印字枠・表示枠の大きさ設定を可能とする。」 上記の記載に則り、以下に回答を記載いたします。 ①：改ページしないで印刷する仕様としていただくことも可能です。 ②：改ページする場合の印字内容については、各帳票詳細要件と生活保護システム標準仕様書本編の上記記載を踏まえて、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。 ③：上記②と同様の考え方となります。
6117	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）と（決定個人情報）の「高校通学費」について	（決定個人情報）にデータ項目ID：021-00698「高校通学費」がありますが、 （決定世帯情報）には「最生_高校通学費」「定例_高校通学費」「追加_高校通学費」がありません。 他の高校就学費用の「高校基本額」「高校学級費」「高校授業料」は（決定世帯情報）にあります。 （決定世帯情報）には「最生_高校通学費」「定例_高校通学費」「追加_高校通学費」が無い理由がありますでしょうか。 データ管理を統一したいので（決定世帯情報）に「最生_高校通学費」「定例_高校通学費」「追加_高校通学費」の追加をお願いします。	・次回改版時に他の項目に併せて、基本データリストの（決定世帯情報）には「最生_高校通学」、「定例_高校通学」、「追加_高校通学費」を追加します。
6212	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	納入通知書について	2024年3月末に発出されました、生保標準仕様書2.0版において帳票一覧の№150（納入通知書（納付書））の留意点に【第3回全国意見照会】現在関係団体との調整中のため、詳細要件とレイアウトの提示なし」と記載があります。 現時点でレイアウト・詳細要件の記載がないため、このままですと開発が間に合わないため現在システムで利用している納入通知書をそのまま使用することは差し支えないでしょうか。	・生活保護システム標準仕様書2.0版の機能要件_機能ID：0211512で以下が定義されていますので、ご確認願います。現システムで利用されている納入通知書がどのようなものか把握できないところですが、開発は機能要件の記載を踏まえて進めていただくようお願いします。 納入通知書（納付書）を出力出来ること。 ※ 帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（収納管理）における「帳票ID:0140129 帳票名称:納付書」に準拠する形とする。 なお、領収書部分は税務システム標準仕様書の「9_帳票印字項目・諸元表_014収納管理」に定められている項目のうち、「領収書部分（全期前納・期別納付書用）」に準拠すること。 また、「課税内容」「税額」等、税務特有の項目名については、適宜返還金や徴収金等に適する項目名に読み替えることとする。 ・帳票一覧の№150（納入通知書（納付書））の留意点の記載が更新されておりませんでした。次版の改定の際に、留意点の記載を削除いたします。
6213	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	給付要否意見書の新規継続の部分について	04_生活保護システム標準仕様書【第1.1版】（別紙4）帳票詳細要件 帳票名称：給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう） №6の新規・継続の項目の印刷編集条件について確認となります。 「継続に該当する場合は「該当」を印字する」と記載があるが「継続」と読み替えて問題ないでしょうか。	・ご指摘の通り、「該当」は誤りで、「継続」が正しい記載となります。 次版の改定の際に、以下のとおり修正いたします。 ・保護新規に該当する場合は「新規」、継続に該当する場合は「継続」を印字する
6217	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護受給証明書について	標準化後のレイアウトには停止期間がレイアウトになく、受給期間内に停止期間があった場合に停止期間が確認できず、本当は停止中なのに受給中と判断されてしまいます。また、停止期間が複数回ある場合もございます。こういった場合は受給期間にどのように印字すればよろしいでしょうか。 （現在のシステムから印刷する受給証明書は「停止期間」を印字しております（複数停止期間対応）。）	保護の停止とは、期限付きの保護廃止と認識しております。 そのため、停止期間も保護廃止期間として生活保護受給証明書に記載頂く運用を想定しております。 上記の想定ではありますが、具体的なシステムでの実現方法については、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。
6298	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件と機能別連携仕様の照融について	機能・帳票要件と機能別連携仕様の照融について確認させてください。 機能・帳票要件では必須、機能別連携仕様では任意の定義となっております。 必須、任意どちらと判断したらよろしいのでしょうか？ （別紙2-B）機能・帳票要件.xlsx 機能ID：0350154 実装区分：実装必須機能 機能要件：被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金所管）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成すること。 35_レセプト管理（生活保護）_機能別連携仕様【第2.0版】.xlsx 連携ID：035o006 校番：00 標準仕様書関連箇所：0350154 実装類型：○（任意）	・機能ID：0350154は必須の機能となっておりますが、適合基準日がR9.4.1であることを踏まえ、機能別連携仕様では実装類型を「○（任意）」としています。
6404	自治体	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護業務における戻入納付書の発行について（関連質問ID：1960）	ID：1960 課題名：生活保護業務における戻入納付書の発行について の御回答の中でいただいた次の御質問について回答させていただきます。 > 現状を把握するために差し支えなければ、以下の2点についてご回答いただけると幸いです。 > ・財務システムの都合上、戻入として算入することが難しい理由 > ・貴市において介護保険システム側では、同様の税務システムにおける納付書への準拠をどのように対応しているか。 > 以上です。 ① 財務システムの都合上、戻入として算定することが難しい理由 税務システムに準拠した納付書の場合、現状は歳入と戻入を区別することができず、一律歳入科目へ算入されてしまうため。 ② 貴市において介護保険システム側では、同様の税務システムにおける納付書への準拠をどのように対応しているか。 介護業務においては、現在戻入納付書を発行しておらず、税務システムの納付書に準拠しても現行の取扱いと変わらないことから特段対応が必要ありません。 以上です。 何卒よろしく願いたします。	・2024/5/21に頂いた質問を再掲いたします。 生活保護業務における戻入について、「機能ID0211512」によると「帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（収納管理）における「帳票D-0140129 帳票名称:納付書」に準拠する形とする」とあります。 現在本市では生活保護業務において戻入納付書を発行しており、税務システムにおける納付書に準拠する場合、財務システムの都合上戻入として算入することが難しくなり、地方自治法施行令第百五十九条「歳出の誤払い又は過返しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」に抵触する恐れがあります。 つきましては、引き続き戻入納付書を発行することの可否について御教示ください。 ・今回の回答内容をふまえて、改めて上記質問に回答いたします。 財務システムにおいて歳入と戻入を区別できないとのことですが、財務会計システムにおける機能の特徴と認識いたしました。 機能要件「機能ID0211512」についてですが、税務システムの標準仕様書に提示されている納付書にレイアウト等は準拠頂き、税務特有の項目等は必要に応じて生活保護の制度に適する項目に読み替えていただくことを想定しております。 したがって、貴市で使用している戻入納付書を引き続き使用するのではなく、貴市の財務会計システムの特徴に対応できる納付書の出力が可能なシステムを提供しているベンダを探して調達頂く、もしくは調達予定のベンダと仕様について調整頂ければと思います。
6428	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	医療要否意見書等送付書について	機能ID：0210298に定義されている「医療要否意見書等送付書」について、相当する名前の帳票が帳票一覧に存在せず、帳票のレイアウトが定義されていない状況です。 このため、以下について確認させてください。 ①医療要否意見書等送付書について今後、帳票要件でレイアウトが定義される見込みでしょうか？ ②①ではない場合は、「№.91:生活保護法給付券要否意見書送付書」が相当するという認識でよろしいでしょうか？（「生活保護法給付券要否意見書送付書」は給付券に関する要否意見書に対する送付書で医療要否意見書の送付書とは別の想定でした。） ③②に該当する場合、帳票詳細要件のNo.11の券種には「給付」または「医療」を印字することで問題ないでしょうか	①医療要否意見書等送付書は今後帳票要件でレイアウトを定義することは想定しておりません。 ②ご認識の通り、「№.90：生活保護法給付券要否意見書送付書」が相当するという認識で相違ありません。 ③また、帳票詳細要件のシステム印字項目No.17「券種」には、該当の要否意見書を判断できる名称を印字することで問題ない想定です。 （ご質問いただいた、帳票「生活保護法給付券要否意見書送付書」は帳票No.90でしたので、帳票No90を前提にて、システム印字項目に関して回答しております。念のため、「№.91：生活保護法給付券要否意見書受領書」についても確認しましたが、No.91の帳票のシステム印字項目のNo.11「券種」についても、No.90の帳票のシステム印字項目「券種」と同様の想定です。）

6429	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票要件の日付の編集について	日付の編集に一部業務では、短縮表記（R99.99.99）でも問題ないという記載があります。 一覧に印字する場合、漢字表記だと幅をとり印字が困難なレイアウトがある為 生活保護についても短縮表記について定義を検討いただけないでしょうか。 例１）生活保護費支給明細書の支給年月日2 例２）被保護者情報連絡票（保険者用）・介護扶助受給者情報連絡表（保険者用）の生年月日 等	・ご意見として承りました。今年度の全国意見照会にて、以下の対応を検討します。 生活保護システム標準仕様書本編P.34の表3-13の年月日の記載例に以下を追記する。 「帳票要件で定義する一覧帳票等で用途に応じて、「R〇.〇.〇」のような短縮表記も可能とする。」
6430	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	各帳票への頁番号の印字について	帳票機能要件に頁番号が定義されておらず、一括出力時に印刷不備があった場合や、 欠字オーバー字リストの引抜対象ページの特定が難しいと思われます。 生活保護システム標準仕様書（本編）も確認いたしましたが、帳票への頁番号記載について定義されておられません。 ①対象を特定できるように頁番号等をベンダーの裁量で追加して差し支えないでしょうか ②複数枚出力する帳票には頁番号を印字するといった共通要件への記載を検討いただけないでしょうか	①ベンダーの裁量でケース番号等のシステム印字項目を追加頂くこと出来ないものとなっております。（生活保護システム標準仕様書本編P.33の③に「項目の追加や順番の変更はできない」と記載されております。） ②昨年度新たに帳票レイアウトを定めた内部帳票については、ページ番号をシステム印字項目としましたが、外部帳票を含めたすべての帳票について、ページ番号を印字することが望ましい意見として承りました。今年度の全国意見照会を通じて、全ての帳票へのページ番号の印字を検討いたします。
6431	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210465のエラーチェックの内容について	以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・支給限度額を超える場合 とありますが、比較対象は何を想定していますでしょうか。 ※介護券発券のために介護要件登録時に、介護保険の支給限度額を超過しているかは判断できない認識です。	・「支給限度額を超える場合」の支給限度額は介護保険の支給限度額を指しています。 ・ご意見の通り、月初に行われる介護券の交付時（介護券発券のために介護要件の登録を行うとき）には、介護保険の支給限度額を超えるかは判断できない可能性が高いと認識しました。 ・次版の改定の際に、「・支給限度額を超える場合」の文言について、削除を検討いたします。
6433	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	外部帳票（資産申告書）の世帯特定について	資産申告書は一括出力の対象帳票ですが、氏名は印刷せず、住所は印刷しないため 一括出力時に世帯が特定できません。 そのため、タイトルなどで帳票の特定位置（右下・左下など）ケース番号を ベンダーの裁量で実施してもらえないでしょうか	・ベンダーの裁量でケース番号等のシステム印字項目を追加頂くこと出来ないものとなっております。（生活保護システム標準仕様書本編P.33の③に「項目の追加や順番の変更はできない」と記載されております。） ・資産申告書の「氏名」欄は、本人の意思に基づく申請であることを明らかにするために、自署を必須として、「氏名」については、システム印字項目の対象外としておりました。 システム印字項目となっていないことにより、一括出力時に世帯が特定できない事態が生じる旨承知いたしました。次版の改定の際に、帳票レイアウトにシステム印字項目としてケース番号を追加することを検討します。
6478	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	質問・課題ID2169のご回答につきまして	質問・課題ID2169につきまして、以前ご回答をいただきましたが、課題内容と回答内容が一致しているように見受けられます。大変恐れ入りますが、再度ご検討いただけますと幸いです。	・手違い等によって、回答内容欄にご質問内容が記載されておりました。失礼いたしました。 改めて、以下回答します。 ・ご認識の通り、オンライン資格確認導入後は、受給者番号は被保護者単位で固定化されるため、、機能ID：0210350「受給者番号を任意に個別変更、一括変更できること。」については不要である認識です。そのため次版の改定の際に、機能要件から機能ID：0210350「受給者番号を任意に個別変更、一括変更できること。」を削除いたします。
6518	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：標準仕様書（生活保護）2.0版 介護扶助 機能ID0211048及び機能ID0210504 介護扶助の継続処理について	「介護扶助に係る一括処理ができること。・指定した条件で抽出した介護扶助を一括で廃止処理及び継続処理ができること。」とありますが、「継続処理」とは具体的にどのような処理を想定されているのかご説明いただいてよろしいでしょうか。	・資格情報や認定情報等の被保護者、介護サービス状況等に変更や問題がない場合等に継続発券することを「継続処理」と想定しております。 （介護扶助の廃止処理及び、介護扶助の変更処理以外が継続処理の想定です。）
6522	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：コンビニ収納、QR、郵貯、pay-easy対応の仕様について	生活保護の機能・帳票要件において、コンビニ収納に対応することが、団体内で複数の福祉事務所を設置の条件においては、必須機能と分類されておりますが、インターフェイス仕様が不明でした。 FAQのレコード番号1953において、インターフェイス仕様がいないため、データ要件・連携要件について変更を行うことの回答がありましたので、仕様が示されるものと理解しております。 以下の内容の検討、ご教示をお願いします。 ①開発、リリース計画のため、データ要件・連携要件の変更によるインターフェイス提示時期をご教示ください。 ②上記①の提示時期によっては開発工期の確保が難しい状況となります。適合基準日の延伸または、実装区分をオプションへの変更の検討をいただけないでしょうか。	・インターフェイスについては、データ要件・連携要件で定めず、収納代行業者のフォーマットの項目に準拠することといたします。 次回改版において、上記の旨を機能要件の要件の考え方・理由に追記いたします。
6656	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護レセプト管理システムにおける対応の可否について	中国残留邦人の対象者については、中国残留邦人管理システムで管理しておりそちらは標準化対象外というのは承知しているところですが、対象者のレセプトデータについては生活保護レセプト管理システムに管理をしています。確認したいことは以下のことです。 ・これまで通り中国残留邦人のレセプトデータについて、生活保護レセプト管理システムで管理する運用をして問題ないか 意図としては、機能としてはレセプトデータの形式は変わらず、生活保護レセプト管理システムの標準対応として標準仕様書に記載の機能として取込み機能が備わっており、生活保護システム標準仕様書に記載されている機能であり、標準化対象外事務の対象者であるが運用における考え方の一つであり、別途中国残留邦人対象者のためにレセプトを管理するためのシステム等を準備することは非効率的であると考えているため。	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」において、生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務が、標準化対象事務として規定されておりますので、生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定されておられます。
6698	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護法介護券レイアウトについて	生活保護法介護券の帳票レイアウトについて以下の3項目について確認させていただきます。 ①受給者番号ですが、レイアウト上は8桁になっていますが、基本データリスト（021-01498）は7桁になります。 左詰めで7桁印字し、8桁目は空白でよろしいでしょうか。（現行システムでは8桁目は斜線としています） ②保険者番号ですが、レイアウト上は8桁になっていますが、介護保険者の保険者番号は6桁の認識です。 左詰めで6桁印字し、7・8桁目は空白でよろしいでしょうか。（現行システムでは7・8桁目は斜線としています） ③被保険者番号ですが、レイアウト上は9桁になっていますが、基本データリスト（021-02150）は10桁になります。 1桁不足しているため、レイアウトの見直しをお願いいたします。 ※1.1版及び2.0版の帳票レイアウトを確認しております。	①左詰めで印字いただく運用でも構いませんが、システムの導入時において自治体と調整いただくことを想定しております。 ②左詰めで印字いただく運用でも構いませんが、システムの導入時において自治体と調整いただくことを想定しております。 ③ご意見について承知いたしました。次版の改定の際に10桁へレイアウトを修正いたします。
6752	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	住所の表示について	住所欄の表示について生活保護では特に明記されていない認識ですが、障害福祉の機能要件では以下の要件があります。 機能要件ID：0220213 機能要件：帳票における対象者等の住民の住所欄（窓空き部分を含む）は、住登外者等の「住所_都道府県」の印字が必要な場合を除き、「住所_市区町村名」+「住所_町字」+「住所_番地号表記」、「住所_方書」とおり印字すること 現行システムでは住民の場合は都道府県を省略して記載することが多く、標準化後も同様の表記を予定しております。 生活保護においても障害福祉と同様に、住所欄から「都道府県」を省略して記載することは可能でしょうか？	障害福祉の機能要件とは異なり、生活保護システム標準仕様書の機能要件においては、「都道府県」を省略して印字してよいと定めておりません。 定義されていない機能はシステムに実装することは出来ない認識ですので、「都道府県」を省略して住所を印字することは、生活保護システム上において想定されておられません。
6745	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	おむつの要否を何う帳票がない	住所欄の表示について生活保護では特に明記されていない認識ですが、障害福祉の機能要件では以下の要件があります。 機能要件ID：0220213 機能要件：帳票における対象者等の住民の住所欄（窓空き部分を含む）は、住登外者等の「住所_都道府県」の印字が必要な場合を除き、「住所_市区町村名」+「住所_町字」+「住所_番地号表記」、「住所_方書」とおり印字すること 現行システムでは住民の場合は都道府県を省略して記載することが多く、標準化後も同様の表記を予定しております。 生活保護においても障害福祉と同様に、住所欄から「都道府県」を省略して記載することは可能でしょうか？	・おむつ代は生活扶助費で支給するものであると認識しております。 医療要否意見書は医療の要否を伺うものであり、給付要否意見書は移送や治療材料の要否を伺うためのものであるため、両者ともに生活扶助費の支給要否を確認するものではありません。 したがって、おむつ代の要否の確認方法については、福祉事務所において地域の実情に応じて適切に対応いただくことを想定しております。

6770	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	稼働能力の調査方法	令和5年11月28日の生保システムについての意見照会における全国意見照会QA集にて、「稼働能力の確認は保護決定上重要であることは理解しており、運用上同一の帳票で実施したい旨も理解するが、要否意見書は医療の必要性について確認する書類であるため、稼働能力記載欄は載せないことと整理した。」との回答がある。 しかし検診書には「診療の方法等に関する意見」と幅広く回答できるように設定されており、別途医療要否意見書も存在している。 また、稼働能力の有無につき疑いがあるときに検診を命ずべきとされている。稼働能力を判定する際に福祉事務所側で補足資料や文書を入力する手間や医師が記入する負担を下げるためにも稼働能力の記載欄は設ける、もしくは別途帳票を設定することを再度検討していただきたい また、所管省庁としては稼働能力の医学的な評価については局長通知第11-4-（1）-（ア）より、検診書で判断すべきと考えているのか、自治体間で運用に差異が大きいため個別に検討するべきと考えているのか考えをお聞かせください。 後者の場合は稼働能力の医学的な評価についてはどの自治体でも医師に意見を聞くという点で大きな差異はないと考えているが、具体的な差異を提示いただきたい。	・要否意見書は、基本的には医療の要否を判断する書類であると認識しております。 ・標準仕様書の当該様式内に稼働能力記載欄を設けることは、稼働能力が無いと評価した者であっても医師に記載を求めること等により医師の負担が増加することから、現時点では考えておりません。 ・また、稼働能力の有無に疑義がある場合の医学的な評価については、ご提示いただいているとおり局長通知第11-4-（1）-アに基づき、各実施機関にて判断いただいているものと認識しております。
6908	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護業務の標準仕様書（機能・帳票要件）における収納管理システムの取扱いの確認	「生活保護システム標準仕様書【第2.0版】」「2_機能要件」においては「戻入金が納付された場合の収納消込について、収納管理システムからのデータ連携により自動で消込を行うことができること。」（機能ID:0211189）「返還金が納付された場合の収納消込について、収納管理システムからのデータ連携と、コンビニ納付については収納代行業者からのデータ取り込みに対応し、自動で消込を行うことができること。」（機能ID:0211191）と定義されています。 一方で、機能別連携仕様において当該項目（機能ID:0211191）についての記載がないため、「収納管理システム」がどのシステムを指しているかがわかりません。 また、以前「質問ID1900」にて、「生活保護システムと共通機能の統合収納管理/統合滞納管理の連携に関して、「生活保護システム標準仕様書2.0版」（別紙2-A）機能・帳票要件と「地方公共団体基幹業務システム 機能別連携仕様（生活保護）【第3.0版】」のどちらでも定義されておらず、連携しての管理はできない想定です。したがって、生活保護業務における滞納については、生活保護システム単体で管理頂くことを想定しております。との回答をいただしており、この回答を踏まえと、上記機能（機能ID0211189及び0211191）における「収納管理システム」は「共通機能の統合収納管理システム」ではない、ということになりますが、「共通機能の統合収納管理システム」でない「収納管理システム」とは具体的にどのシステムを指しているのかご教示いただくとともに、機能別連携仕様にて定義いただくようお願いいたします。 さらに、「収納管理システム」が「共通機能の統合収納管理システム」でなく、かつ「生活保護システム」外の別システムとした場合、現時点で標準仕様が存在しないため、標準化対象外という位置づけであり、機能において「生活保護システムへのデータ連携」が定義されつつも連携要件が定義されていないため、地方公共団体が独自に要件を構築してよいシステム、という認識でよいでしょうか。 また、「収納管理システム」が「共通機能の統合収納管理システム」でない、「生活保護システム」のサブシステムに位置づけられるシステムだった場合、現時点で標準仕様が存在しないため、標準化対象外という位置づけであり、詳細な機能要件が定義されていないため、地方公共団体が独自に要件を構築してよいシステム、という認識でよいでしょうか。併せてお伺いします。	・生活保護システムの機能要件に記載している「収納管理システム」とは、生活保護システムが保有する「収納管理機能」のことと改めて整理し、機能要件の記載を変更致します。
6864	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	業務フロー-107：保護の開始の要否判定及び処分	開始決裁前の情報が他システムへ情報連携しているため、決裁後の生活保護システムから他システムへ情報連携するフローへ修正が必要と感じています。	・ご意見拝見いたしました。保護決定以降において、介護保険システム等へ連携しているため、開始前の情報が他システムへ連携される運用にはなっていないものと認識しております。 ・また、業務フロー図は自治体の運用を拘束するものではなく、参考となっておりますので、その点をご承知ください。
6928	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	基本データリストの可否区分等の統一化について	可否や有無の設定値を統一した値にするように検討をお願いします。 例えば、医療機関情報のデータ項目「更新処理の要否」021-02183の更新処理の可否を示すフラグの値は（0：可、1：否）となっているが、病状調査情報のデータ項目「就労の可否」021-01424の就労の可否を示す値は（0：否、1：可）となっており、可否がそれぞれで値が異なり統一になっていません。 そのため、生活保護の基本データリストとして統一となるように可否や有無の値を統一化して頂くようにご検討をお願い申し上げます。 お手数をおかけしますが、ご確認宜しくお願い致します。	「可否」や「有無」の設定値の統一については既に開発着手している事業者も多いことから、変更して差し支えないかを確認した上で、対応を検討する旨をデジタル庁より回答頂いております。
6982	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定世帯情報）と（決定一時情報）の「決定年月日」について	①（決定世帯情報）のデータ項目ID：021-00458「決定年月日」は、決定調査の「認定年月日」との認識でよろしいでしょうか。 ②（決定一時情報）のデータ項目ID：021-00832「決定年月日」は、一時扶助決定調査の「認定年月日」との認識でよろしいでしょうか。	デジタル庁にも確認を実施しましたが、①および②について記載頂いた内容で認識に相違はございません。
6989	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護 帳票レイアウト「一時扶助決定調査」「既支給額」の項目について	帳票レイアウト「44_帳票レイアウト_一時扶助決定調査_20240325.pptx」 帳票レイアウトに「既支給額」の項目がありませんが、機能・帳票要件（第2.0版）の機能ID＝0211279「独立した一時扶助の認定」で金銭区分が「金銭給付」の場合に過支給（戻入）は発生しないということでしょうか？ 福祉事務所での実際の運用において「独立した一時扶助の認定」の場合も過支給（戻入）は発生しています。 帳票レイアウト「44_帳票レイアウト_一時扶助決定調査_20240325.pptx」の「一時扶助認定欄」に「既支給額」の追加を希望します。	・独立した一時扶助においても過支給とそれに伴う戻入処理は発生する認識です。過支給分については、「差引支給額」の項目において、数値にマイナスをつける等で表記頂くことを想定しております。 ・昨年度実施した全国意見照会の際に「既支給額」の項目の追加要望はありませんでしたので、システムのカスタマイズや独自運用の部分と想定しております。
7069	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票データのCSV出力について	生活保護システム標準仕様書【第2.0版】機能・帳票要件の機能ID：0210948の目的・意図について。 機能要件として「帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できると。」と示されていますが、こちらは、封入を担当する職員や封入委託業者で医療券等の帳票データを管理する目的の機能という認識でよろしいでしょうか？もしくは他に当該機能の意図・利用目的があればご教授ください。	ご記載頂いた運用についても活用いただくことは可能と想定しております。
7051	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	扶養能力調査依頼書の表記揺れ	機能帳票要件機能ID:0210094～0211120までの部分について、機能名称としては、扶養能力調査依頼書の作成という項目があるが要件に「扶養義務調査依頼書」と「扶養能力調査依頼書」が混在している。 表記揺れと推察されるため統一していただきたい。	承知しました。確認し、表記揺れの修正を検討いたします。
7086	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護 標準仕様書別紙2の機能・帳票要件の機能ID：0211158、機能名称枝番2について	生活保護の標準仕様書別紙2の機能・帳票要件の機能ID：0211158、機能名称枝番2にて「※ 当該システムとの連携のみを指しているのではなく、共通基盤等との連携を含む」とあるが、共通基盤等との連携とは具体的に何を指すのかわからないため、ご教示いただければ幸いです。 よろしくお願いたします。	共通基盤等との連携とは、庁内データ連携機能を意味しております。 庁内データ連携機能は、デジタル庁が公開しております「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定しておりますので、ご参照ください。
7070	自治体	生活保護	標準仕様書_その他	標準仕様書（生活保護）【2.0版】への対応について	標準仕様書（生活保護）【2.0版】の中に適合基準日が「令和8年4月1日」となっているものがあり、このことについて当県的生活保護システムベンダに対応を確認したところ、「【1.1版】の令和8年4月1日適合基準日に合わせることを基準にシステムの仕様締結、開発、納品計画を進めてきたところで、令和7年度においては【2.0版】への対応を想定していない。」との説明がありました。 デジタル庁によれば、「令和5年4月以降に公開・改定された標準仕様書において、令和8年4月以降の適合基準日が定められている場合には、当該機能については各適合基準日までに機能を実装する必要がある」とのことであり、ベンダが当県生活保護システムについて実施（受託）しようとしている「令和7年度末までの標準仕様書1.1版への対応」のみでは、標準化法違反となる可能性がある、との認識でよいのか。	記載頂いたとおり、2.0版の各機能要件に設定されている適合基準日までにシステムへの実装が求められます。 一方で、記載頂いた内容だけでは、標準化法違反になるということ判断できかねますので、開発ベンダに対して、再度納品される予定のシステムの仕様についてご確認いただくことをご提案いたします。 ベンダの納品するシステムの詳細についてご確認後に、再度ご質問を頂ければと思います。
7187	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	No1352における追加質問	No1352のFAQにおいて以下の通り回答をいただきました。 ----- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」において、生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務が、標準化対象事務として規定されておりますので、生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定されていません ----- あくまで想定していないということで、運用方法等は自治体の判断で決めて問題ないでしょうか。中国残留邦人支援給付事務を想定していないため中国残留邦人のレセプト管理については、運用として管理手段等を整理して生活保護レセプト管理システムでの管理ができるにもかかわらず、別途管理するための機能等を作成し、疎結合の形で標準準拠システムへ機能追加するか別途システム構築を行うことを想定しておられるようであれば、その機能開発またはシステム構築に係る経費等については別途財政支援等を行っていただけるのでしょうか。	・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」において、生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務が、標準化対象事務として規定されておりますので、生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定されていませんでした。他方、御意見を踏まえて、中国残留邦人支援給付の受給者を、標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することが、特段のカスタマイズなく可能である旨を、複数のシステム事業者に対して確認出来ています。そうした場合に、中国残留邦人支援給付の受給者を、標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することは支障ありません。
7235	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：標準仕様書（生活保護）2.0版 介護扶助 機能番号ID0210461における作成帳票について	機能ID0210461で作成できることとあります「自立支援給付該当可能性確認台帳」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトをお示しいただきますようお願いいたします。	「自立支援給付該当可能性確認台帳」は福祉事務所内部の確認用に用いる内部帳票と認識しているため、帳票詳細要件および帳票レイアウトは定義しないことを想定しております。 標準仕様書の別紙3「帳票一覧」に記載が無いため、次版以降の改定において内部帳票として追加を行うかについて検討いたします。
7234	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：標準仕様書（生活保護）2.0版 介護扶助 機能番号ID0211817における作成帳票について	機能番号0211817において、「被保護者異動連絡票（国保運用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保運用）」の帳票を作成できることとありますが、介護保険制度適用者に対して、これらの帳票の出力が必要になるのでしょうか。みなし2号被保険者に対して作成する認識でした。	ご認識のとおりです。「被保護者異動連絡票（国保運用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保運用）」の帳票は介護保険の被保険者以外の被保護者にかかる介護の報酬の審査及び支払業務について国保連に委託した場合に、被保護者について用いる帳票と認識しております。 機能要件の機能ID0211817は、中項目「4.1.介護券の交付（介護保険制度適用）」に記載されており、介護保険制度適用の被保険者に関する期の要件となっておりますので、被保護者異動連絡票（国保運用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保運用）」の帳票の文言については削除を検討いたします。

7148	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護版レセプト管理 機能・帳票要件（第2.0版）機能ID「0350058」について	①令和6年診療報酬改定にて、訪問看護の基本マスタが追加となりました。 よって、記載の修正をお願いします。 ②診療報酬改定等によって、新たに追加されるマスタ等あれば、随時「機能・帳票要件」は更新される認識でよろしいでしょうか？	①承知しました。次版以降の改定の際に、訪問看護の基本マスタを取り込めることを機能要件に追加いたします。 ②ご認識の通りです。診療報酬改定等で追加された場合は、機能・帳票要件を更新する想定です。
7403	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件（第2.0版）ケース記録機能（機能ID：0210967）について	<機能・帳票要件（第2.0版）> 機能名称：ケース記録機能 機能ID：0210967 ①以上の機能要件に「ケース番号の連番初期値の管理ができること。」とありますが、「ケース番号の連番」は基本データリストにおいて指定されていません。 具体的にどのような番号を指しているかご教授ください。 ②また、「初期値」を表示後に、ユーザーの入力によって連番の変更が可能である想定でしょうか。	（1点目のご質問） 基本データリストにおいて、データ項目ID：01173「ケース番号」の項目説明に、連番である旨（データの発生順にカウントアップ）は記載されていませんが、ケース番号については、新規ケースに対して連番で付与される運用を想定しています。 システムにより実装方法は様々と思いますが、一例としてケース番号の配番を管理する配番マスタがあり、そこに初期値を設定することが、機能要件にある「ケース番号の連番初期値の管理ができること。」を満たすと考えます。 その初期値は、自治体毎のルール等に合わせ、自由に設定できるものと思料します。 （2点目のご質問） 「ユーザーの入力によって、任意の連番の初期値を設定することが可能か」というご質問として認識しましたが、相違ないでしょうか。 相違なければ、頂戴したご質問は、システムの構築方法に関する点であるため、自治体とベンダでご調整いただくことを想定しております。 なお、以下の例のように自治体によってケース番号の運用が異なると想定されるため、自治体の運用に応じたシステムを構築していただく想定です。 （例） ・一つの自治体が複数の福祉事務所を持ち、それらの複数の福祉事務所全体で、統一の連番のケース番号を使用している。 ・一つの自治体が複数の福祉事務所を持つが、各福祉事務所でそれぞれ独立した通番のケース番号を使用している。
7404	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件（第2.0版）ケース記録機能（機能ID：0210968）について	<機能・帳票要件（第2.0版）> 機能名称：ケース記録機能 機能ID：0210968 以上の機能要件に「単純な連番以外に「特定のコード」+「連番」で自動付番できること。」とありますが、 ①「単純な連番」とは、機能ID：0210967の機能要件に記載されている「ケース番号の連番」のことでしょうか。 ②「特定のコード」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。 ③「単純な連番」と「特定のコード」+「連番」の用途の違いをご教授ください。	① ご認識の通り、「単純な連番」とは、機能ID：0210967の機能要件に記載されている「ケース番号の連番」と認識しております。 ② 「特定のコード」とは、基本データリストのデータ項目ID：01171「市区町村コード」や、01172「福祉事務所コード」を一例として想定しております。 ③ 自治体におけるケース番号の管理の考え方によって、「単純な連番」もしくは「特定のコード+連番」のいずれかを用いると想定しております。 「単純な連番」と「特定のコード+連番」を用いる場合の自治体の運用の想定をそれぞれ一例として、以下のとおり記載しますので、参考をご覧ください。 （例） ・「特定のコード+連番」を用いる場合については、一つの自治体において複数の福祉事務所や複数の援護課が存在する場合で、各福祉事務所において他の福祉事務所と関連しない独立したケース番号の付番ルールを採用している場合を想定しております。（A福祉事務所においては、A福祉事務所コード+連番でケース番号を管理し、B福祉事務所においては、B福祉事務所コード+連番でケース番号を管理する場合など） ・一つの自治体において、複数の福祉事務所や複数の援護課が存在する場合でも、複数の福祉事務所間で共通してケース番号の付番を管理する場合も想定しており、その場合は「単純な連番」を用いることを想定しております。（A福祉事務所において「001」を付番した後に、B福祉事務所において「002」を付番する場合など）
7413	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護システム標準仕様書【第1.1版】（別紙S-A）帳票レイアウト 49_保護決定通知書 の仕様について	保護決定通知書の「2.あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）」の記載についてご教えてください。 ①(a)(b)の各欄には、以下の扶助費を印字するものと考えていいでしょうか？ （a）には生活扶助（経常、一時）、住宅扶助（経常、一時）、教育扶助（経常、一時）、介護扶助（一時）、医療扶助（一時）、生業扶助（一時）を印字 （b）には出産扶助（一時）、葬祭扶助（一時）を印字 ②(a)に含まれる一時扶助については、本人払い・業者払いに関わらず計上することでもいいでしょうか？ ③(b)に「その他」として合計金額を印字する際、その内訳として本人払い・業者払いの両方が含まれる場合、「一時扶助の支給区分」はどのように印字したらいいでしょうか？ ④期末一時扶助は、(a)「生活扶助」欄に含める認識でいいでしょうか？ ⑤施設事務費がある場合、どの欄に含めるとよいでしょうか？	① （a）欄には、ご記載いただいた扶助の中で、経常の扶助が記載される想定です。また、（b）欄には、細分化された一時扶助の内容（「敷金等」、「契約更新料」、「住宅維持費」等）が記載される想定です。 ② ご認識の通り、本人払い・業者払いにかかわらず計上される想定です。 ③ 一時扶助（b）について、支給予定の一時扶助が5種類以上あり、印字しきれない一時扶助を一番右の欄に「その他」としてまとめて印字する場合において、支給区分（業者払い・本人払い）が混在している場合にどのように印字すればよいか、という質問と認識しております。 具体的な実装方法については、システム開発事業者と自治体でご調整いただくことを想定しておりますが、審査請求などが行われたときを踏まえ、全ての一時扶助を表示することが望ましいため、以下のような運用例が想定されます。 ・運用例：枠の不足によって印字できない一時扶助を印字するために、保護決定通知書をもう一枚追加で出力する運用 ④ ご認識の通り、期末一時扶助は、「生活扶助」に含まれる認識です。 ⑤ 施設事務費は「生活扶助」欄に含まれる認識です。
7433	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）」について	<帳票レイアウト2.0版> 130_帳票レイアウト_被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用） について、下記の通り2点誤字があるため修正いただきたい。 【1点目】 ■誤 別紙「被保護者異動連絡先」に掲げる方は… ■正 別紙「被保護者異動連絡表」に掲げる方は… 【2点目】 ■誤 貴事業所に委託サービス… ■正 貴事業所に居宅サービス…	ご指摘いただいたように、130_帳票レイアウト_被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）について、誤字が見られたため、頂戴したご指摘の通り修正いたします。

7437	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	保護受給証明書個人用	2024/11/8 【機能内容】 「生活保護受給証明書」について、世帯員ごとに受給情報（住所・氏名・生年月日・受給期間・停止期間・扶助の種類）が印字されること。また、「世帯分離者」の受給期間が印字されること。 【要望理由】 当市では、世帯や世帯員の保護受給期間を証明する証明書として、世帯自体の受給情報を証明する帳票のみでなく、世帯員ごとに受給情報（住所・氏名・生年月日・受給期間・停止期間・扶助の種類）が印字される帳票を使用しています。当該帳票は、保護の開始や廃止時のみでなく、停止時や解除時にも、本人が、国保・年金担当部署に提出することで、国民年金保険料の免除申請や免除理由の消滅申請、国保の加入及び脱退手続きを行う際に必要となります。これは、国保・年金担当部署では、世帯の受給期間ではなく、世帯員それぞれの受給期間を確認するために当該帳票が必要とされています。当該帳票が実装されない場合、個人ごとの保護の開廃停止状況を確認可能な帳票がないため、保険料の免除申請、免除理由消滅申請や国保の加入及び脱退手続きが困難となるため、標準化後も必要な帳票と考えています。 標準仕様書2.0版の帳票詳細要件に「生活保護受給証明書」があり、世帯員全員が印字される仕様になっているため、当市としては、当該帳票を活用出来るものと考えておりますが、システム印字項目「受給期間」については、印字編集条件として、受給者情報の部分に「受給期間（保護開始日～保護廃止日）」のみ記載があり、「停止期間」の記載がありません。上記に記載のとおり、当該帳票に「停止期間」が印字されない場合は、当市での国保の加入及び脱退手続き事務に支障が生じてしまうため、「受給期間」として「停止期間」の項目を追加してください。 また、「世帯分離中の者」については、生活保護は受給していない者となるが、標準仕様書2.0版の機能要件の中では、世帯分離中の者の取扱いについて明記されていません。現在、当市のシステムでは、「世帯分離中の者」は「保護廃止」と同等の取扱いとなっており、本人は、国保担当部署に当該帳票を提出し、国民年金保険料の免除申請や免除理由の消滅申請、国保の加入及び脱退手続きを行う際に必要なため、保護受給証明書に印字される受給期間については、保護が廃止となった者と同等の印字がなされます。以上から、標準仕様での「生活保護受給証明書」においても、「世帯分離者」の受給期間が印字されるようにしてください。 【要望根拠（法・条例など）】 国民健康保険法（抄）（昭和33年12月27日法律第192号）（適用除外） 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者となし。 九 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者 【他都市状況】 他指定都市の一部において同様の内容が印字された帳票を使用し、同様の事務を行っている。	（1点目のご質問） ・生活保護停止について、被保護者の状態は生活保護を受給していないため、一時的には廃止と同じ扱いになるものと認識しております。 よって、停止についても生活保護受給証明書のシステム印字項目「受給期間」に記載する「保護開始年月日」と「保護廃止年月日」で管理することが可能と想定されるため、「停止期間」をシステム印字項目として追加することは不要と想定しております。 （2点目のご質問） ・生活保護受給証明書の帳票レイアウトや帳票詳細要件に、世帯分離者に関する記載はありませんが、生活保護受給証明書には、世帯分離者の受給期間（保護開始年月日・保護廃止年月日）についても印字される想定です。 一方で、今回ご意見を踏まえて帳票の様式変更の必要性があるか検討することは有用と認識しました。 今後、検討会等で様式変更の必要性について議論することを検討いたします。
7438	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護児童生徒決定変更通知書	【機能内容】 実施機関（生活保護担当部署）から学校宛てに保護の開廃・停止（停止解除）を知らせる連絡票が出力できると。 【要望理由】 当市では、世帯に、小中学校に通学している世帯員がおり保護の開廃・停止（停止解除）があった場合、または新たに小中学校に進学する世帯員がいる場合に、実施機関（生活保護担当部署）から学校宛てに保護の開廃・停止（停止解除）を知らせる連絡票を使用しています。当該帳票を受け取った学校側は、保護の開始日、廃止日、停止日（停止解除日）を確認し、対象の生徒に対して就学援助の該当可否や実施機関（生活保護担当部署）への請求の要否を判断し、就学援助や教育扶助の適用期間を決定しています。 当該帳票が実装されない場合、就学援助の該当可否や生活保護担当部署への請求の要否の判断が困難となり、就学援助との重複支給や請求先の誤りが生じることが予測され、適正な事務遂行に大きな影響がでるため、標準化後も必要な帳票と考えています。 そこで、標準仕様書2.0版の標準オプション帳票に、教育施設に教育扶助対象者を連携する連携票として「学童異動連絡票」があり、当市としては、当該帳票と同じ目的での使用が想定されていると考えておりますが、オプション帳票であるため、帳票の詳細要件が出ていません。以上から、「学童異動連絡票」の詳細要件についてお示し頂くとともに、「学童異動連絡票」に印字する項目に、当該帳票に印字されている項目「決定内容（保護開始、廃止、停止、停止解除）」「決定日（保護開始日、廃止日、停止日、停止解除日）」「被保護児童異名」「学年」「住所」「世帯主名」を追加してください。 また、照会を行った多くの自治体においても、当市と同様の事務運用を採用しており、当該帳票に記載の項目を必要と考えているため、オプション機能ではなく、標準仕様の必須機能に変更してください。 【要望根拠（法・条例等）】 当市就学援助規則 第2条 就学援助を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有しており小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学する児童若しくは生徒又は次年度に小学校若しくは義務教育学校に入学を予定している就学予定者の保護者(当市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規則第9号)第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承諾された児童又は生徒の保護者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する者と。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者 第4条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に教育長に対し、就学援助の申請を行わなければならない。 (審査及び通知) 第5条 教育長は前条の申請を受理したときは、遅滞なく審査を行い、就学援助の認定の可否を決するとともに、当該認定の結果をすみやかに当該申請者に対し通知するものとする。 3 教育長は第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を官公署に照会することができる。 第8条 被認定者は次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに教育長に当該事項を届け出なければならない。 【他都市状況】 他指定都市の一部において同様の帳票を使用し、同様の事務を行っている。	「学童異動連絡票」については、内部帳票であるため、帳票レイアウト・帳票詳細要件については定義しない想定です。 一方で、ご意見として把握しましたので、今後検討会で議論する必要性について検討を行います。
7440	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	課税調査確認票	2024/11/08 【要望理由】 課税調査（就労収入）について、当市では、生活保護システムでの就労収入認定額と税担当部署が保有する課税情報を突合するために、税担当部署から対象者の「就労先名称」「就労先住所」「収入額（源泉徴収に記載の総収入額）」「就職・退職日」「就労先の電話番号」がデータで連携され、「①就労収入認定額（交通費）を含む12ヶ月分の合計額」および「②就労収入認定額（交通費）を除く12ヶ月分の合計額」と連携データである「収入額（源泉徴収に記載の総収入額）」との差額を自動的に算出し、各情報を対象者ごとの「課税調査確認票」という当市独自の帳票に落とし込むことで、一目で調査の結果が分かるような運用をしています。 標準仕様書の機能ID0210260および0210261では、「生活保護システムの収入額と所得連携データとの突合ができること」や「突合結果について収入種別ごとに確認できること」について記載されていますが、これは、標準連携仕様の中でも、収入額のみが連携される仕様となっているためにこのような記載になっているものと考えます。しかし、「就労先名称（雇用主）」「就労先住所」「収入額（源泉徴収に記載の総収入額）」「就職・退職日」「就労先の電話番号」が連携されない場合は、個別に税担当部署に照会を行う必要があり、税担当部署への照会を経て、さらに雇用主へ照会をすることとなり、膨大な事務負担の増加となります。 以上から、「就労先名称（雇用主）」「就労先住所」「収入額（源泉徴収に記載の総収入額）」「就職・退職日」「就労先の電話番号」を連携項目の対象とした上で、生活保護システム上でも受け入れ先のレイアウトを構築してください。また、連携されたデータは一覧で画面上で確認できるのみでなく、帳票として出力できる、または一覧をCSV出力できるように機能を追加してください。 【要望根拠】 保護の実施要領局長通知第12 3 課税調査 被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。 (参 考) 課税調査の徹底及び早期実施について 平成20年10月6日 社援保第1006001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 改正 平成23年3月31日 社援保発0331第9号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知による改正まで 1 実施機関における課税調査の実施時期及び課税調査により未申告の収入が判明した際の迅速な事務処理について 各実施機関が作成する生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記し、早期に調査を実施すること。 また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、まず当該世帯がその収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認すること。その結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。 2 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について 課税調査の実施遅れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員による進行管理や課税調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備を図ること。 【他都市状況】 他指定都市の一部において同様に税部署から情報連携して就労先情報を取得している。	ご意見について把握しました。 ご意見いただいた機能の必要性について、今後検討会で議論することを検討いたします。
5597	自治体	生活保護	ガバメントクラウド	生活保護レセプト管理システムの取り扱いについて	本市では生活保護業務のうちレセプト管理については富士通のLGWAN-ASPサービスを利用しております。 ベンダーからの説明では移行等の費用は発生せず2024年1Qには現行LGWAN-ASPクラウド環境で月額費用の改定のみで標準準拠するとしております。 本説明内容は厚生労働省及び生活保護標準仕様策定事務局様より問題ない旨の連絡を頂いていると聞いており、本市としてもレセプト管理については標準化・共通化にかかるJ-LIS補助金は申請しておりません。 上記についてベンダーからの説明のみだったため念のための確認となりますが、本市におきましてレセプト管理についてはこのLGWAN-ASPサービスの継続で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。 2024/5/23 以下追加質問です。 一方、生活保護業務として日立システムズの生活保護システムについてはガバメントクラウドで標準準拠するため、生活保護システムの補助金の申請を行います。 この場合、生活保護業務として、生活保護システムは補助金対象、レセプト管理については課明資料等の提出は不要という認識でよろしいでしょうか？	現行LGWAN-ASPクラウド環境で標準準拠した場合でも、標準準拠システムの機能要件、データ要件・連携要件に則っており、デジタル庁の適合確認をクリアできるシステムであれば問題ないと認識しております。
7469	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護システム標準仕様書の機能要件内容について質問/3件	2024/11/12 ① 生活保護システム 機能・帳票要件（第2.0版）において、機能ID 0211329に「保護施設を設定することで、該当する保護施設の事務費単価が自動反映されること。」という内容があります。「自動反映されること」というのは、マスタで単価を設定している場合、保護決定の際に当該施設を選べば自動的に単価が反映され、保護決定入力者は単価の入力は必要ないという認識ですが、その理解でよろしいでしょうか。 ② 生活保護システム 機能・帳票要件（第2.0版）において、機能ID 0211126及び0211127で、「以下の情報をシステム上の画面で確認できること。・日割計算書情報」との記載がありますが、どのような情報を確認できるのか詳細を伺えませんかでしょうか。 ③ 生活保護システム 機能・帳票要件（第2.0版）において、機能ID 0211189で、「戻入金が納付された場合の収納消込について、収納管理システムからのデータ連携により自動で消込を行うことができること。」との記載がありますが、収納管理システムとは各自治体が使用している財務会計システムとの認識でよろしいでしょうか。	① ご認識の通り、マスタにて施設事務費（基本データリストのデータ項目ID：00701）が設定されている施設については、当該施設の事務費単価が自動で反映され、単価の入力は不要だと想定しております。 ② 日割計算書については、帳票一覧の帳票No48として定義しており、「帳票概要・用途」欄に「支給額の日割り計算書類」と記載しています。 一方で画面上で確認を行う内部帳票としての運用を想定しており、帳票レイアウトについては定義しておりません。 そのため、日割計算書に記載する情報等については、各自治体にてシステム実装時にペンダとご調整いただくことを想定しています。 ③ 機能ID：0211189「戻入金が納付された場合の収納消込について、収納管理システムからのデータ連携により自動で消込を行うことができること。」を含めた、生活保護システムの機能要件に記載している、「収納管理システム」とは、生活保護システムが保有する「収納管理機能」のことを示しております。 記載について分かりづらいと認識したため、次版の改版において、機能要件の記載を整理し、変更を検討いたします。

7497	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	標準仕様書の解釈について	標準仕様書「機能・帳票要件」に記載の「機能要件」の事項は、自治体の業務を拘束するものでしょうか。 例えば、機能ID：0211192に「納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。」と示されていますが、本記載はあくまでシステムの機能構築を拘束するものであり、業務・運用を拘束するものではない（構築した機能を利用するか否かは自治体の判断に委ねる）との解釈で問題ございませんでしょうか。 なお、本区では、現在のところ、コンビニ収納を行っておりず、コンビニ収納を検討するにあたり、標準仕様書にの法的な拘束力等の把握をする必要があるためです。	生活保護システム標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成しています。 ご認識の通り、生活保護システムの標準準拠システムとしての機能を明示するための仕様書であり、自治体の業務・運用を拘束するものではないと認識しております。 そのため、機能ID：0211192に「納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。」についても、標準準拠システムとしては、当該機能が実装されている必要はあるものの、自治体が利用するか否かは拘束されていない認識です。 一方で、現在「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）および「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」（令和5年3月30日決定）に基づき、公金納付のデジタル化に向けた環境が整備されつつあり、各標準化対象業務の標準仕様書においても、その点を踏まえた、機能実装を検討していると認識しております。 そのため、今後自治体の運用に関する法的義務が課される可能性もございますので、ご留意ください。
5678	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票レイアウトの過払金収入充当額（57：過払金収入充当通知書）について	帳票レイアウトの過払金収入充当額（57：過払金収入充当通知書）について過払金収入充当通知の過払金収入充当額の一覧が6行となっていて次月分からの出力と指定されていますが保護決定額と差し引き支給額は確定していないため印字しては受給者に誤解を招く懸念がありますが、具体的にいつの決定額を印字すればよいでしょうか。または、決定がない場合は印字しなくてもよいでしょうか。（弊社システムでも同様の帳票がありますが7行印字として前月以前の確定している決定分を1行目に印字し、今回決定分の未来6ヶ月分は該当項目を斜線として印字していません。） ※当質問は2023年12月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいた内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	（貴社から個別に受領した質問に対して2024年3月に回答した内容と同一の回答になります。） 過払金収入充当通知書については、将来の過払金収入充当額を記載し通知する帳票として設定しております。 よって、帳票出力時における保護決定額と差し引き支給額を印字いただくことを想定しておりますので、決定がない場合は、印字は不要と想定しております。
7655	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙2-B）機能・帳票要件 機能ID「0350058」に明記している基本マスタについて	厚生労働省提供の基本マスタを取り定めること。とあります。 「ジェネリック医薬品情報マスタ」「後発品情報マスタ」は厚生労働省提供ではないため、この機能IDへの記載は不要ではないでしょうか？ 以下、支払基金のHPIに明記されているマスタです。 https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/searchMenu/	・ジェネリック医薬品と後発医薬品について、「ジェネリック医薬品情報マスタ」「後発品情報マスタ」の記載を削除いたします。 ・なお、後発品情報については、厚生労働省が提供している医薬品マスタにおいて先発品/後発品のフラグが管理されていること、機能ID：0350058の要件の考え方・理由に「後発品情報マスタは、医薬品マスタ内のフラグ管理でも可とする。」と記載していることから、医薬品マスタ内のフラグ管理で後発品情報を管理できることを想定しております。 よって、厚生労働省が提供する医薬品マスタを取り込み、医薬品マスタ内のフラグ管理で後発品情報を管理する運用を想定しています。
7656	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙2-B）機能・帳票要件 機能ID「0350058」のジェネリックマスタについて	・ジェネリック医薬品情報マスタ ・後発品情報マスタ と明記があります。 ジェネリック医薬品と後発品は何か違うのでしょうか？ 双方でマスタのレイアウトが異なるものなのでしょうか？ 異なる場合ファイルレイアウトをご提示願います。	ジェネリック医薬品と後発医薬品については、同義であるため、「ジェネリック医薬品情報マスタ」の記載を削除いたします。
7673	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID:0210507 4.2. 介護券の交付（介護保険制度適用外）について	（別紙2）機能・帳票要件の4.2. 介護券の交付（介護保険制度適用外）機能ID:0210507について質問となります。 仕様書には「介護保険システムと連携する場合、介護保険の情報を参照して登録できること。」と記載されていますが介護保険制度適用外の情報については介護保険システムよりデータを受領できないと思われず。 介護保険制度適用外の情報が連携される場合は、連携IDと介護保険適用外を判断する項目についてお示しいただけないでしょうか。	頂戴したご意見から、機能ID：0210507について、介護保険制度適用外の情報については介護保険システムでは管理しておらず、不要な機能要件と想定されるため、今後標準仕様書2.2版以降で削除することを検討いたします。
7680	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	「合計額_教育高校」（データ項目ID：02101558）について	「合計額_教育高校」（データ項目ID：02101558）のデータ項目名は「合計額_教育扶助」の誤りではないでしょうか。 また『項目定義』に記載されている「生活保護費の教育高校扶助費の合計」という記載がありますが高校は教育扶助ではない認識ですので、教育高校扶助費とは何を想定していますでしょうか。	2025年2月28日に公開された、生活保護_基本データリスト4.0版において、データ項目ID：021-01558について、以下の通り修正がされており、教育高校扶助費とは、高校生への就学費用（基本額、教材費、入学科、入学考査料、通学費、学習支援費）が想定されています。 ～～変更内容～～ データ項目：合計額_教育高校 ⇒ 支給額_教育高校 項目定義：生活保護費の教育高校扶助費の合計 ⇒ 教育高校の支給額 項目説明を （空白） ⇒ 生業扶助（高校生への就学費用（基本額、教材費、入学科、入学考査料、通学費、学習支援費）） ～～～～～～～～
7690	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	弊社より質問いたしましたID：2920について追加質問（市内住所の印字について）	弊社より質問いたしましたID：2920について追加質問となります。 （1）「都道府県」を省略して住所を印字することは、想定していないということで、機能要件に明記の検討をお願いします。 （2）東京都23区も同様に都道府県を省略せずに印字するのでしょうか。 （3）市内住所の印字について、業務間で今後統一される見込みはありますでしょうか。	（1）以前貴社から頂戴した以下の質問について再度検討を行った結果、都道府県を省略して住所を印字することは必要だと認識したため、他の標準準拠システムと同様に都道府県を省略して住所を印字することが可能な機能要件の追加を行う想定です。 （2）上記の（1）より、東京都23区についても都道府県名を省略することが可能になる想定です。 （3）住所の印字に関して、標準仕様書間の横並び調整方針に規定することを現時点では想定しておりません。
7693	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	FAQ ID:1955の回答について	ID:1955の回答について、確認させてください。 「制度改正に伴う該当区分の追加または該当区分の名称変更ができること。」を印字編集条件に追加します。 という回答を拝見させていただきましたので、本回答に関するの質問となります。 この回答は「介護保険の制度改正に伴う、サービスコードの追加及びサービス名の変更ができること。」という解釈でよろしいでしょうか？ 総合事業は各自自治体による独自性が大きい制度ですが、各自自治体で定めたサービス名を印字しない認識です。	ご認識の通りです。各自自治体で定めたサービス名称ではなく、介護保険法に基づく「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」として規定されているサービス名称（事業名）が区分として設けられる想定です。
7705	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	別紙5帳票レイアウト「葬祭扶助申請書」のシステム印字項目の位置について	別紙5帳票レイアウト「葬祭扶助申請書」について、氏名の右部分にシステム印字項目「申請者住所」があります。 本来であれば、住所の右部分に「申請者住所」があるべきではないでしょうか。 お忙しいところ、お手数ですが、ご確認お願い致します。	ご指摘の通り、「葬祭扶助申請書」の帳票レイアウトについて、氏名の右部分に「申請者住所」のシステム印字項目があることを確認しました。 誤りですので、住所の右部分に「申請者住所」のシステム印字項目を移動するように修正いたします。
7715	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件「0210368：傷病届（12号）の傷病名」について	<機能・帳票要件（第2.0版）> ■機能名称枝番：1 ■機能ID：0210368 ■機能要件： 以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書（傷病届）様式第12号 【管理項目】 ・取扱業者 ・治療材料の種類（義肢、下肢装具、体躯装具、眼鏡など） ・単価 ・数量 ・本人支払額 ・差引請求額 ・傷病名 上記の機能要件において定義されている以下管理項目について、帳票詳細要件「86_帳票詳細要件_保護変更申請書（傷病届）様式第12号_20240325」では定義されておらず、機能と帳票間の要件に不整合が生じております。 機能要件側の記載誤りと想定しておりますが、管理項目からの削除等ご検討をお願いします。 ・治療材料の種類（義肢、下肢装具、体躯装具、眼鏡など） ・単価 ・数量 ・本人支払額 ・差引請求額 ・傷病名	ご指摘の通り、機能要件の機能ID：0210368の管理項目と、86_保護変更申請書（傷病届）様式第12号のシステム印字項目で整合性がとれていないことを確認しました。 ご指摘いただいた、不整合が生じている項目については、管理項目ではない認識のため、整合性確保の観点から、機能ID：0210368の機能要件を以下のように修正いたします。 機能ID：0210368 以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書（傷病届）様式第12号 【管理項目】 ・取扱業者

7768	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	収入申告書の様式について	現在、収入申告書は稼働収入は誰の者が分かるように記載欄が分かれているが年金等は誰の年金なのか記載欄がないため記載欄を設けて欲しい。 このままだと高齢夫婦世帯でそれぞれ年金をもらっている場合、主の年金は認定済みだったため問題はないが、妻の年金を福祉事務所側が把握していなかった場合に受給者側は申告したと主張する等トラブルになる可能性がある。 また、設けることができない場合はその理由を具体的に教えていただきたい。	各被保護世帯員が受給している年金等については、収入申告書と併せて拳証資料をもとに把握頂く運用を想定しております。 受給している年金情報は情報照会等により把握頂く運用も想定しております。 また、複数世帯員が年金を受給している場合は、一方の世帯員を帳票レイアウト（裏面）の4「その他の収入」に記載することも運用の一案と想定しております。 一方で、今回ご意見を踏まえて帳票の様式変更の必要性があるか検討することは有用と認識しました。 今後、検討会等で様式変更の必要性について議論することを検討いたします。
7656	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙2-B) 機能・帳票要件 機能ID「0350058」のジェネリックマスタについて	・ジェネリック医薬品情報マスタ ・後発品情報マスタ と明記があります。 ジェネリック医薬品と後発品は何が違うのでしょうか？ 双方でマスタのレイアウトが異なるものなのでしょうか？ 異なる場合ファイルレイアウトをご提示願います。	ジェネリック医薬品と後発医薬品については、同義であるため、「ジェネリック医薬品情報マスタ」の記載を削除いたします。
7853	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能要件・基本データリスト「小学校区」について	<機能・帳票要件（第2.0版）> ■機能名称枝番：2 ■機能ID：0211809 ■機能要件： 保護申請世帯の保護決定に関する情報を登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 ・介護保険情報（保険者の市町村名） ・開始日 ・住登外者 ・公営住宅区分 ・小学校区 ～以降省略～ <基本データリスト（第3.0版）> ■データ項目ID（データ項目）：02100165（小学校区） ■データ項目ID（データ項目）：02102359（小学校区コード） 上記の「小学校区」とは、一般的な「学区」「通学区」のような就学すべき小・中学校（指定校）を指定する区域のことで間違いないでしょうか。 当認識である場合、「小学校」とありますが「中学校」についても管理・設定が必要となるため、機能要件・基本データリストの項目名称は適切ではないと考えます。	小学校区とは、就学すべき小学校を指定する区域のことで相違ありません。 一方で、ご指摘の通り、小学校だけでなく中学校についても管理する必要があるため、「中学校区」を管理項目に追加いたします。
7888	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	総合収納システム改修に伴う生活保護システムの対応について	当市における税、公金を金融機関等で納付した際、複数の納付データを管理する総合収納システムが自治体システム標準化の移行に伴い改修されることとなった。 改修に向け、システム標準化に移行する各システム所管課において、各納付チャンネル（OCR、コンビニ納付、クレジットカード納付等）の納付データを取り込めるよう、総合収納システムのベンダー側と納付書のレイアウトやインターフェースの調整を行っている。 しかし、生活保護システムのベンダーより生活保護システムにおいては仕様書の機能要件に、「各納付チャンネル（OCR、コンビニ納付、クレジットカード納付等）の納付データを取り込むこと」、「収納代行業者、金融機関等とのインターフェースの調整を行い、消込用データの連携が行えること」等の記載がないため対応できない旨の回答があった。 生活保護業務においては生活保護費に関する返還金（63条、77条、77条の2、78条、戻入、繰越戻入等）が発生する場合があります。その際、システムから出力される納付書を対象者に送付等行い納付させている。この仕様が明記されない限り、ベンダー側が開発等対応することができず、標準化以降の返還金業務に多大な影響が発生する。 納付書のレイアウトのサイズ等についても、国側とベンダー側で解釈が異なる部分があり、この件について各自治体においてベンダー側へ問い合わせを行う事案が発生している。 税務システムの仕様書においてはこのことが明記されているため、生活保護システムにおいても同様の仕様の記載がされるよう対応していただきたい。	検討会のオブザーバーベンダから納付書について、生活保護独自のレイアウトを定義するように意見を受けております。 十分な時間をかけて検討することが望ましいため、2.1版ではなく次版以降の改定において、帳票レイアウトの定義や、標準仕様書本編への追記等の検討を行う想定です。
7893	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	(再質問) タブレット端末利用におけるセキュリティ対策について	ID：1051の質問について、「②システム構成については、当該機能を標準オプション機能として仕様書に記載している厚生労働省においてご検討ください。」との回答だったため、改めて②について厚生労働省に質問いたします。 (以下、質問再掲) ----- 生活保護システム標準仕様書第1.1版において以下の機能要件が定義されていることから（標準オプション機能）、厚生労働省ではケースワーカーの訪問業務におけるタブレット端末の利用が想定されているものと解釈しています。 ●機能ID:0210982 タブレット端末により、受給者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。 ●機能ID:0210983 タブレット端末において、タッチペンによる手書き又は定型入力により訪問記録を登録・修正できること。 ●機能ID:0210984 タブレット端末に保存した情報を生活保護システムに取り込むことができること。 ・記録した内容や撮影した画像をケース記録に反映できること。 ・訪問実績にも自動的に反映できること。 一方で、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）では、「マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。」と記載されています。 標準仕様書として上記機能要件が定義されていることから、当該機能を実装することは国においても許容されているものと推察いたしますが、そのセキュリティ対策についてどのような見解なのか、以下の2点をご教示ください。 ①総務省ガイドライン「マイナンバー利用事務系は、…テレワークの対象外としなければならない。」についての解釈・整理 ②どのようなシステム構成・ネットワーク構成を想定されているか	①総務省ガイドライン「マイナンバー利用事務系は、…テレワークの対象外としなければならない。」についての解釈・整理： 生活保護システムは明確にマイナンバー利用事務系ネットワークに分類される業務であり、マイナンバー利用事務系は、インターネット経由での不正アクセスやマルウェア感染などの脅威を防御する観点から、インターネット接続系との通信は原則禁止であることを改めて総務省に確認しました。 ②どのようなシステム構成・ネットワーク構成を想定されているか： 上記に記載した通り、総務省の見解を踏まえると、生活保護システムにおいてタブレット端末を活用する場合は、タブレット端末や生活保護システムをインターネットに接続せず、ネットワークを跨いだ接続をせずに運用することを想定しております。 なお、タブレット端末や生活保護システムをインターネットに接続しない場合のシステム構成については、厚生労働省として一律に定める想定は無く、個人情報保護の観点に留意し、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を順守頂いたうえで、システム事業者の創意工夫および自治体とシステム構築事業者の協議によることを想定しています。
7931	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	休日・夜間等受診証	2024/12/17 ・機能名称：休日・夜間等受診証 ・機能内容：保護受給者が休日や夜間等に緊急で医療機関を受診する場合に医療機関に提示するための証として、保護受給者全員に「休日・夜間等受診証」をシステム出力し、発行する。 ・要望理由：本市では、保護受給者が休日や夜間等に緊急で医療機関を受診する際に提示する証明書として、保護受給者全員に「休日・夜間等受診証」をシステムから出力し、発行しています。2023年3月の「標準仕様の指定都市要件成案に向けた協議集約結果」において、機-0235「休日夜間医療証を作成できること」に対し、厚生労働省からは以下の意見がありました。「制度上、休日夜間等の急患の場合、診療後に医療機関の求めに応じて医療券を送付することで対応可能であるため、追加は不要。また、これは意見発出自治体の独自帳票であり、『人口規模や大量処理のために必要な機能』とは考えられない。」このため、標準仕様には追加されませんが、この時点で政令市のうち10市が追加を要望しています。 その後、2024年3月より医療扶助のオンライン資格確認が実施されていますが、保護受給者全員がマイナンバーカードを所持しているわけではありません。また、医療機関においても、医療保険用の対応は済ませているものの、追加費用が必要となる医療扶助への対応が承んでいないところが多いと聞いています。制度上、休日夜間等の急患の場合、診療後に医療機関の求めに応じて医療券を送付することで対応可能とされていますが、医療機関としては口頭で生活保護受給者と聞くだけでは安心して診療することができず、原則として10割負担を求め、資格の確認ができた時点で返金するものと思われず、保護受給者が一旦医療費の10割を負担することは困難であることから、緊急の医療が必要にも関わらず受診できないという事態が発生することが想定されます。生活保護受給者の緊急時の受診確保のためには、休日・夜間受診証等の確認手段を確保することが受給者および医療機関のために必要と考えます。したがって、標準仕様書に追加していただく、要望いたします。 ・要望根拠（法・条例等）：根拠法令は無いが、円滑な診療のため医師会等の協力を得るには不可欠な帳票である。 ・他都市状況：他指定都市において同様の内容が印字された帳票を使用し、同様の事務を行っている。	新規帳票の追加に関するご意見について把握しました。 ご意見いただいた帳票の必要性について、今後検討会で議論することを検討いたします。

7967	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件内の「一括または個別に登録ができること」等における「一括または個別」の解釈について。	機能要件内の「一括または個別に登録ができること」等における「または」の解釈について、「一括」か「個別」かのいずれを採用するかは、開発ベンダーに委ねられるのか。 この場合、大規模自治体のある業務がその性質上、一括処理に依らなければ極めて非効率となるとして、調達しようとするベンダーが「個別処理」のみを採用していたとき、自治体の選択の幅が狭まるのでは ないか。 (例) 新機能ID：0211424 (介護保険料) ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに一括または個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	機能要件内の「一括または個別に登録ができること」等における「または」の解釈について、「一括」か「個別」かのいずれを採用するかは、基本的に開発ベンダーに委ねられる想定です。 「一括」か「個別」もしくは「一括と個別の両方」のいずれかでベンダーはシステムを開発している想定であるため、「一括」を必要とする場合は、「一括」を実装するシステムを開発しているベンダーを探していただくことを想定しています。
7968	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件内の「自動で金額変更が行えること」等における「自動」が及ぶ範囲について	機能要件内の「自動で金額変更が行えること」等における「自動」が及ぶ範囲が不明確である。 例えば以下の機能要件において、一括処理の準備として、個別に入力作業が必要となる場合、これは「自動」と評価できるのか。 「介護保険システムから連携したデータ」をもとに自動で金額変更できないと要件を満たしたことにならないと考えるのがいかがか。 (例) 新機能ID：0211424 (介護保険料) ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに一括または個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	一括処理を「自動」とするにあたって、事前に入力作業等の個別の手作業が必要となる場合においても、「自動」とみなす等、一連の事務処理の中で一部自動処理を行うことができる場合は「自動」とみなせる想定です。
7969	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	「EUC機能等により確認できること」の「等」の解釈について	機能要件内の「各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること」等における「EUC機能等」の「等」の解釈が不明確である。これには、ユーザー側で加工することができないPDF形式のリスト（一覧、個票を問わない）を含むのか。 例：旧機能ID：0210830 介護保険システムに、介護資格認定情報と介護保険料情報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	「EUC機能等」とは以下の2つのパターンを想定しています。 ①：システムの利用者である職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために、標準準拠システムのデータを抽出、分析、加工、出力する。（※1） ②：システム上で、システムが保有するデータを抽出・分析・加工・出力する。（表計算ソフトを用いないパターン） なお、出力形式については、リスト形式でのディスプレイや紙等への出力（ディスプレイ表示、プリンター、PDFファイルでの印刷等）が可能となっています。（※2） そのため、EUC機能で出力するcsv形式だけでなく、ユーザー側で加工することができないPDF形式のリスト（一覧、個票を問わない）も含まれる想定です。 (参考) ※1 地方公共団体情報システム 共通機能標準仕様書【第2.4 版】_2.5. EUC機能 ※2 地方公共団体情報システム 共通機能標準仕様書【第2.4 版】_別紙_共通機能_機能要件_機能ID：0340011
7979	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護 基本データリスト（決定個人情報）の「介護保険料加算」について	基本データリスト【第3.0版】グループ名称：決定個人情報のデータ項目ID：021-00683「介護保険料加算額」、021-00791「保護費加算_コード」、021-00794「保護費_加算額」の出力についてご教授願います。 介護保険料加算は、021-00683「介護保険料加算額」、021-00791「保護費加算_コード」、021-00794「保護費_加算額」に出力すると認識でよろしいでしょうか。	・介護保険料加算に関するデータ項目は、データ項目ID：021-00683「介護保険料加算額」、021-00791「保護費加算_コード」、021-00794「保護費_加算額」の3という認識で相違ないか、というご意見として認識しました。 ・ご意見に記載の、データ項目ID：021-00683「介護保険料加算額」、021-00791「保護費加算_コード」（うち、コード値91：介護保険料加算）、021-00794「保護費_加算額」に加えて、以下のデータ項目についても、介護保険料加算に関するデータ項目だと想定しています。 ・021-00502「定例_保護費加算_コード」 ・021-00503「定例_加算額」 ・021-00533「追加_保護費加算_コード」 ・021-00534「追加_加算額」
8015	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「治療材料券・治療材料費請求明細書」の固定文言について	110_帳票レイアウト_治療材料券・治療材料費請求明細書_20240325.pptx 上記の帳票レイアウトの公印印字位置に、固定文言「福祉事務所長印」の記載があります。 他の類似の帳票には固定文言はなく誤字と考えられます。 誤字の場合は削除をお願いいたします。 【比較帳票】 ・94_帳票レイアウト_生活保護法医療券・調剤券_20230310 ・117_帳票レイアウト_施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）_20240325 など	110_帳票レイアウト_治療治療材料券・治療材料費請求明細書について、電子公印欄上部にある「福祉事務所長印」の文言に関するご指摘として認識しました。 ご指摘の通り、他の帳票の電子公印欄には「福祉事務所長印」の文言はないため、不要である認識です。 そのため、次年度以降の改版において、「福祉事務所長印」の文言削除を検討いたします。（電子公印欄はシステム印字項目として残す想定です。）
8016	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「医療券受領書」の固定文言について	97_医療券受領書 上記の帳票レイアウトに固定文言「転記状況」の記載がありますが、「転帰状況」の誤りではないでしょうか。 誤記の場合は修正をお願いします。	ご指摘の通り、97_医療券受領書の「転記状況」の文言について、「転帰状況」の誤りであるため、修正いたします。
8017	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「生業計画書」の固定文言について	08_帳票レイアウト_生業計画書 上記の帳票レイアウトに固定文言「生業の見通し」の記載がありますが、「生業の見通し」の誤りではないでしょうか。 誤記の場合は修正をお願いします。	ご指摘の通り、08_生業計画書の「生業の見通し」の文言について、「生業の見通し」の誤りであるため、修正いたします。
8072	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件「機能ID：0210811（月別調査繰替支分）」について	<機能・帳票要件（第2.0版）> ■機能名称枝番：1 ■機能ID：0210811 ■機能要件： 以下の情報を集計できること。 ・基礎調査 ・個別調査 ・月別調査 ・月別調査繰替支分 上記機能要件について、「月別調査繰替支分」とはどのような情報でしょうか。 自治体様にもヒアリングしましたが、こういった集計、帳票類は確認できておりません。 具体的な仕様を示していただくか、不要な場合は仕様書から削除をお願いいたします。	「月別調査繰替支分」とは、生活保護法第72条の規定により一時繰替支分を行った保護費(他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費等)に係る被生活保護者数を把握するための項目になります。 ・本調査で取得した情報は総務省自治財政局交付税課による「普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」照会における、調査票県需第22「被生活保護者数に関する調」で使用する想定です。 ・当該調査票は福祉事務所（自治体）別に、被保護者調査の4月から翌3月分の実人員の合計を、扶助別（医療扶助においては入院・入外の別）に記載する必要があります。 また、都道府県費等での負担となる被保護者数等を、「繰替支分等による増減」として記載する必要があります。そのため、福祉事務所から都道府県へ提出された報告内容のチェック、集計機能が必要となります。 ・参考として調査票県需第22「被生活保護者数に関する調」の調査様式を提供いたします。 ・なお、「月別調査繰替支分」は被保護者調査とは別の総務省所管の調査となりますので、次版以降の改定の際に機能要件の分割を検討いたします。
8136	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	援助方針類型の削除及び世帯類型の変更について	援助方針類型として6種類がコード一覧にて定義されているが、傷病もない稼働年齢層について分類ができない状況である。 また、内容としては世帯類型と同一のものと思われるため援助方針類型を削除し、世帯類型のデータを保持するといった機能とすべきではないか。 合わせて、世帯類型には父子世帯がないため父子世帯を追加すべきと考えるが、追加できない場合は父子世帯の場合のコードは何を設定すべきと考えデータ項目を想定しているか教えてください。	ご指摘を踏まえ、次回改定時に、コードID：141（援助方針類型）を以下のように修正いたします。 ■援助方針類型 ・老人のいる世帯 ・児童のいる世帯（小学生以下の子どもが1人以上おり、かつ、両親が存在する世帯） ・子どものいる世帯（中学生以上の子どもが1人以上おり、かつ、両親が存在する世帯） ・多子世帯（児童と子どもがどちらも1人以上おり、かつ、両親が存在する世帯） ・母子世帯（児童のいる世帯） ・母子世帯（こどものいる世帯） ・母子世帯（多子世帯） ・父子世帯（児童のいる世帯） ・父子世帯（こどものいる世帯） ・父子世帯（多子世帯） ・心身障害者のいる世帯 ・傷病者のいる世帯 ・その他

8145	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙3-B) 帳票一覧「ジェネリック医薬品一覧表」の必須／オプションについて	表題の件、実装必須帳票になっていますが、機能・帳票要件ではオプションになっています。 以前問い合わせをしたとき、帳票一覧の記載誤りとの回答を頂いております。 修正願います。	ご指摘の通り、No.85「ジェネリック医薬品一覧表」の実装区分が機能要件では標準オプション帳票であるのに対して、帳票一覧では実装必須帳票となっている旨を確認しました。 機能要件の標準オプション帳票が正しいため、次版以降の改版において、帳票一覧の実装区分について標準オプション帳票に修正いたします。
8265	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙3-B) 帳票一覧の「帳票ID」について	①全帳票に「帳票ID」が記載されているわけではありません。 「帳票ID」を明記する何らかのルールがあるのでしょうか？ ②「帳票ID」に記載がない帳票について、システム独自で採番してもよいのでしょうか？ 基本データリストの出力帳票情報に「帳票No」という項目があります。 この項目は必須ですので何らかを登録する必要があります。 システム独自で採番が不可ということであれば、(別紙3-B) 帳票一覧の「帳票ID」に明記願います。	①「帳票ID」については、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針【第1.4版】」の内容に基づき、帳票を一意に定めることを目的として、付番しております。 また、帳票IDについては、外部帳票また、帳票レイアウトが定められている内部帳票に付番されており、画面上での確認を行う運用を想定している内部帳票については、付番しておりません。 ②帳票一覧に記載されていない帳票IDがあることで、独自で付番しなければならないものも発生し得るものと考えております。そのため『帳票ID』ではなく『帳票No』として、データリストを定義しております。 システム独自で帳票Noを付番することについては、各団体の判断で行ってよいものと考えております。
8147	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙3-B) 帳票一覧「再審査請求結果一覧」について	帳票概要・用途に「再審査請求結果(CSV)を出力するための帳票。」と明記がありますが、CSV出力なのでしょうか？ CSVであれば基本データリストに定義が必要ではないのでしょうか？ 見える化という定義だったと思いますので、CSVの文言は不要ではないのでしょうか？	頂戴したご意見の通り、「再審査請求結果一覧」は内部帳票であるため、画面上で確認する運用を想定しており、csv出力は想定しておりません。 そのため、次版以降の改版において、帳票概要・用途から「CSV」の記載を削除し、「再審査請求結果を出力するための帳票。」に修正いたします。
8150	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件（機能ID：0350048）について	・「保険指導該当者リスト」の保健指導対象者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ・「健康管理支援用レセプトデータ」とはどのような条件のレセプトを想定しているのでしょうか？ ・「データヘルス分析集」とはどのような情報を想定しているのでしょうか？ ・「特定医療切替可能対象者(難病)一覧」の特定医療切替可能対象者(難病)とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ・「生活習慣病重症化予防指導対象候補者一覧」の生活習慣病重症化予防指導対象候補者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ・「ハイリスク者一覧」のハイリスク者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？	①「保険指導該当者リスト」の保健指導対象者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ⇒以下の条件に該当する者等を想定しております。 ○以下の2つのいずれかに該当し、血圧高値・脂質異常・血糖高値に該当する者等（該当異常値に対して治療に係る薬剤を服用している者を除く） ・腹囲 男性85 c m以上、女性90 c m以上 ・上記の腹囲に該当しないかつ B M I ≧25 k g / m2 （参考）厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」第2編第3章（2）具体的な階層化の方法（P.57-59） ②「健康管理支援用レセプトデータ」とはどのような条件のレセプトを想定しているのでしょうか？ ⇒以下のような条件のレセプトを想定しています。 被保護者個人の状況（診療・処方内容、頻回・重複・後発品処方状況・生活習慣病）等。 （参考）レセプト管理システム標準仕様書 帳票一覧No88 ③「データヘルス分析集」とはどのような情報を想定しているのでしょうか？ ⇒医療費全体に占める生活習慣病の割合、生活習慣病(3疾病)医療機関の受診人数・受診率、がんの医療費傷病ごとの性別年代別に医療費やその割合等を想定しています。 （参考）レセプト管理システム標準仕様書 帳票一覧No89 ④「特定医療切替可能対象者(難病)一覧」の特定医療切替可能対象者(難病)とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ⇒指定難病と診断され、「難病法」による医療費助成を受けられる者を想定しております。 （対象については疾病毎に定められる基準による。参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53881.html） ⑤「生活習慣病重症化予防指導対象候補者一覧」の生活習慣病重症化予防指導対象候補者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ⇒自由に条件を設定して候補者を抽出することを想定しています。一例としては、生活習慣病の基準に該当しているが未治療の者、診断を受けたが治療を中断した者、通院中の者等となります。 （参考例）糖尿病性腎症重症化予防 事業実施の手引き（令和 6 年度版）https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001226129.pdf ⑥「ハイリスク者一覧」のハイリスク者とはどのような条件の者を想定しているのでしょうか？ ⇒「ハイリスク」という項目をもとに抽出するのではなく、自由に抽出条件を設定して抽出した、リスクが高いと考えられる者を想定しています。 抽出条件としては、「収縮期血圧」や「総コレステロール」、「喫煙」等が挙げられます。
8151	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件（機能ID：0350056）について	・「保健指導判定値」がどのような用途で使われる事を想定されているのでしょうか？ （例：保健指導判定値が設定された健診検査項目において、設定値を超えた場合に保健指導対象者にする など） ・「受診勧奨判定値」がどのような用途で使われる事を想定されているのでしょうか？ （例：受診勧奨判定値が設定された健診検査項目において、設定値を超えた場合に保健指導対象者にする など）	「保健指導判定値」と「受診勧奨判定値」について、以下の用途で使用されることを想定しています。 ・保健指導判定値が設定された健診検査項目において、設定値を超えた場合は保健指導対象者とする。 ・受診勧奨判定値が設定された健診検査項目において、設定値を超えた場合は受診勧奨対象者とする。
8152	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	機能・帳票要件（機能ID：0350057）について	「健診データヘルス分析集」で使用する年齢刻みの設定がどのような用途で使われる事を想定されているのでしょうか？	・医療費全体に占める生活習慣病の割合等において、性別年代別で出力するために用いられることを想定しています。 （参考）レセプト管理システム標準仕様書 帳票一覧No89「データヘルス分析集」の帳票概要・用途 データヘルス分析集：医療費全体に占める生活習慣病の割合、生活習慣病(3疾病)医療機関の受診人数・受診率、がんの医療費傷病ごとの性別年代別に医療費やその割合等を出力するための帳票。
8153	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	機能・帳票要件（機能ID：0350158）について	「被保護者の基本5情報」について下記の項目が記載されていますが 漢字氏名 カナ氏名 生年月日 性別 住所 それぞれの項目について、該当する基本データリストの項目は下記の認識で間違いないでしょうか？ 漢字氏名 → 氏名（データ項目ID 021,03689） カナ氏名 → カナ氏名（データ項目ID 021,03690） 生年月日 → 生年月日（データ項目ID 021,03692） 性別 → 性別（データ項目ID 021,03691） 住所 → 郵便番号（データ項目ID 021,03695） 都道府県コード（データ項目ID 021,03696） 住所1(市区町村)（データ項目ID 021,03697） 住所2(方書1)（データ項目ID 021,03698） 住所3(方書2)（データ項目ID 021,03699）	・G列に記載の条件について、お互ね認識として相違ないものの、「カナ氏名の突合」「住所 2（方書 1）」について誤っている認識です。 「カナ氏名の突合」 生活保護システム：カナ氏名（データ項目ID 021,03690） ⇔ 健康管理システム：氏名_振り仮名（フリガナ）（データ項目ID：019,04206） 「住所 2（方書 1）」 生活保護システム：住所2(方書1)（データ項目ID 021,03698）⇔健康管理システム：住所_町字（データ項目ID 019,03707） ・なお、カナ氏名、住所に関しては、住民基本台帳システムから連携されているものとなり、標準準拠のシステム、連携仕様に従っている前提のため、表記のゆらきは無い想定です。

8154	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	機能・帳票要件（機能ID：0350158）について2	同機能の「要件の考え方・理由」に下記の記載がありますが「宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、健診情報の真正性確保のための実合に用いること。」 「健診情報の真正性確保のための実合」は具体的にどのような実合をすれば良いのでしょうか？ 想定としては、下記の条件を満たすことを想定していますが、表記のゆらぎはないという想定でよろしいでしょうか？（表記のゆらぎの例として、カナ氏名の場合は「ヨウタとリョウタ、住所は3丁目と三丁目など） カナ氏名の実合：カナ氏名（データ項目ID 021,03690）と氏名_氏名のカタカナ表記（データ項目ID 019,04209）が一致していること 生年月日の実合：生年月日（データ項目ID 021,03692）と生年月日（データ項目ID 019,04213）が一致していること 性別の実合：性別（データ項目ID 021,03691）と性別（データ項目ID 019,04210）が一致していること 住所の実合：郵便番号（データ項目ID 021,03695）と住所_郵便番号（データ項目ID 019,04205）が一致していること 都道府県コード（データ項目ID 021,03696）と住所_都道府県（データ項目ID 019,03705）が一致していること 住所1(市区町村)（データ項目ID 021,03697）と住所_市区町村名（データ項目ID 019,03706）が一致していること 住所2(方書1)（データ項目ID 021,03698）と住所_番地号表記（データ項目ID 019,04201）が一致していること 住所3(方書2)（データ項目ID 021,03699）と住所_方書（データ項目ID 019,04203）が一致していること	・G列に記載の条件について、おおむね認識として相違ないものの、「カナ氏名の実合」「住所2（方書1）」について誤っている認識です。 「カナ氏名の実合」 生活保護システム：カナ氏名（データ項目ID 021,03690） ⇔ 健康管理システム：氏名_振り仮名（フリガナ）（データ項目ID：019,04206） 「住所2（方書1）」 生活保護システム：住所2(方書1)（データ項目ID 021,03698）⇔健康管理システム：住所_町字（データ項目ID 019,03707） ・なお、カナ氏名、住所に関しては、住民基本台帳システムから連携されているものとなり、標準準拠のシステム、連携仕様に従っている前提のため、表記のゆらぎは無い想定です。
8155	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	機能・帳票要件（機能ID：0350162）について	「健診情報の実合のための基本4情報」について下記の項目が記載されていますが カナ氏名 生年月日 性別 住所 それぞれの項目について、該当する基本データリストの項目は下記の認識で間違いないでしょうか？ カナ氏名 → 氏名_氏名のカタカナ表記（データ項目ID 019,04209） 生年月日 → 生年月日（データ項目ID 019,04213） 性別 → 性別（データ項目ID 019,04210） 住所 → 住所_郵便番号（データ項目ID 019,04205） 住所_都道府県（データ項目ID 019,03705） 住所_市区町村名（データ項目ID 019,03706） 住所_番地号表記（データ項目ID 019,04201） 住所_方書（データ項目ID 019,04203）	・「生年月日」、「性別」について、G列に記載の基本データリストの項目で認識に相違ありません。 ・「カナ氏名」について、該当するデータ項目は、健康管理システム：「氏名_振り仮名（フリガナ）」（データ項目ID：019,04206）となります。 ・なお、「健診情報の実合のための基本4情報」のうち、住所については記載頂いたデータ項目に加えて、住所_町字（データ項目ID 019,03707）のデータリスト項目も必要と認識しております。
8259	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理（生活保護）標準仕様書【第2.0版】機能・帳票要件新機能ID：0350160の仕様について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.0版）新機能ID：0350160 「国民健康保険システムから健康診査情報を照会できること。」とありますが、国民健康保険システムでは医療扶助対象者（生活保護受給者）の健康診査情報は保持していない認識です。レセプト管理（生活保護）からの照会先として「国民健康保険システム」が正しいのかどうか確認させてください。	ご指摘いただいた、レセプト管理システムの機能・帳票要件の「国民健康保険システムから健康診査情報を照会できること。」について、標準仕様書2.1版への改版の際に、以下のよう に「国民健康保険システム」を「健康管理システム」に修正しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。 ・レセプト管理システム_機能・帳票要件（第2.1版）（見え消し版） 新機能ID：0350181 「国民健康保険健康管理システムから健康診査情報を照会できること。」 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をE U C 機能等により確認できること
8278	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙2-B）機能・帳票要件の機能ID「0350121」の実装区分について	「ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。」は標準オプションです。 生活保護システム標準仕様書【第2. 0 版】の表3-7 操作権限管理（実装必須機能）では実装必須機能に定義されています。 2つの資料に相違が発生しています。どちらが正しいのでしょうか？	ご指摘いただきありがとうございます。 以下の通り、相違が発生してございました。生活保護システム標準仕様書本編と機能要件（機能ID：0211017）の「実装必須機能」が正しいため、レセプト管理システムの機能要件の実装区分について修正します。 ・生活保護システム標準仕様書（2.1版）の表3-7 捜査権限管理では、実装必須機能 ・生活保護システムの機能要件（機能ID：0211017）では、実装必須機能 ・レセプト管理システムの機能要件（機能ID：0350121）では、標準オプション機能
8279	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙2-B）機能・帳票要件の機能ID「0350120」の実装区分について	「他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。」は標準オプションです。 生活保護システム標準仕様書【第2. 0 版】の表3-7 操作権限管理（実装必須機能）では実装必須機能に定義されています。 2つの資料に相違が発生しています。どちらが正しいのでしょうか？	ご指摘いただきありがとうございます。 以下の通り、相違が発生してございました。生活保護システム標準仕様書本編と機能要件（機能ID：0211704）の「実装必須機能」が正しいため、レセプト管理システムの機能要件の実装区分について修正します。 ・生活保護システム標準仕様書（2.1版）の表3-7 捜査権限管理では、実装必須機能 ・生活保護システムの機能要件（機能ID：0211704）では、実装必須機能 ・レセプト管理システムの機能要件（機能ID：0350120）では、標準オプション機能
8321	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件（第2.0版）訪問計画の策定（機能ID：0210247）管理項目「メモ」について	機能・帳票要件（第2.0版）においては「訪問計画の策定」の管理項目として記載されていますが021_生活保護_基本データリスト【第3.0版】におけるデータ項目「メモ」(データ項目ID:0210247)の項目定義には「訪問実績情報におけるメモ」と記載されています。 「メモ」について、以下のどれに当てはまるものかご教授ください。 ①計画登録時に入力する項目である。 ②実績登録時に入力する項目である。 ③計画用と実績用を特定しない項目である。 ④機能・帳票要件の「メモ」と基本データリストの「メモ」は別の項目であり、計画用と実績用を分けて設ける必要がある。 ⑤その他（ご教授ください。） 以上、ご回答のほどよろしくお願いいたします。	・本質問の機能（機能ID：0210247）は、機能名称「訪問計画の策定」の中に位置づけられており、本質問で挙げられている「メモ」は、質問に記載頂いた「①計画登録時に入力する項目」を想定して管理項目として設定しております。そのため、次回改定時にデジタル庁と調整した上で基本データリストのデータ項目:021-00961の項目定義を「計画登録時に入力する項目」と修正いたします。

8380	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護 帳票詳細要件 介護券送付書の問い合わせ先について	介護券送付書の問い合わせ先に「担当員」とあり、地区担当者名を印字するようになっています。そもそもこの帳票は一覧形式の帳票で、宛名が介護事業者となっているため、介護事業者ごとの地区担当者ごとの改ページが必要になるということでしょうか。 それとも、帳票に印字する問い合わせ先の「担当員」に地区担当者名を印字すること自体が誤りということはありませんか。例えば、取扱担当者名（介護扶助事務担当者名）を印字するつもりだったということはないでしょうか。 医療扶助関係の送付書も同様です。（給付券要否意見書送付書、医療券送付書、給付券送付書、調剤券送付書、治療材料券送付書） 以上、ご回答のほどよろしくお願いいたします。	介護券送付書や医療券送付書を含めた、医療扶助・介護扶助の運用としては、以下の2通りがあると想定されます。 ・大規模の福祉事務所等において、取扱担当者（医療扶助・介護扶助事務担当者）が医療扶助・介護扶助事務を担当する。 ・小規模の福祉事務所等において、取扱担当者を設けず、地区担当員が医療扶助・介護扶助事務を担当する。 上記の2通りの運用が想定されるため、帳票に印字する問い合わせ先の「担当員」は、地区担当員と取扱担当者（医療扶助・介護扶助事務担当者）のどちらを記載しても良い想定でした。 ご指摘を踏まえて、システム印字項目が分かりづらい旨認識しましたので、上記の内容を印字編集条件に記載します。
8330	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙2-B) 機能・帳票要件（第2.1版）の機能ID「0350176」について	要件の考え方・理由にて以下の資料が明記されていますが、この資料はどこを参照すればよいのでしょうか？ 参照箇所をご教示願います。 令和5年度生活保護法施行事務監査資料における実施機関関係の「20.医療扶助の運営状況（4）」 令和5年度生活保護法施行事務監査資料における実施機関関係の「20.医療扶助の運営状況（5）」 令和5年度生活保護法施行事務監査資料における都道府県・指定都市本庁関係の「15.医療扶助の運営状況（3）」 令和5年度生活保護法施行事務監査資料における都道府県・指定都市本庁関係の「15.医療扶助の運営状況（4）」	別途、厚生労働省保護課自立推進・指導監査室より、記載いただいた資料を個別にお送りします。
8333	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙2-B) 機能・帳票要件（第2.1版）の機能ID「0350176」が実装必須について	生活保護（第2.0版）で機能ID「0211568」レセプト管理システムから、レセプト点検情報を取り込みできること。が実装必須に伴い、レセプト管理システム（第2.1版）で対する機能（機能ID「0350176」）が実装必須として追加となります。生活保護（第2.0版）でなぜ実装必須となったのでしょうか？その経緯をご教示願います。 また、これに関連するIFは基本データリストに追加される認識でしょうか？	・生活保護システムの機能要件「レセプト管理システムから、レセプト点検情報を取り込みできること。」（機能ID：0211568）について、標準仕様書2.0版において、有識者検討会での議論の結果を踏まえて監査資料作成に関する機能として実装必須機能で追加された機能要件になります。 ・また、G列の質問4行目「また、これに関連するIFは～」について、基本データリストに示すインターフェースに関する質問だと認識しております。 ・次回改定時に、デジタル庁にて、連携ID：035o007「①レセプト管理システムが、②生活保護システムに、③レセプト点検情報を、④提供する」に関するインターフェースを定める想定です。
8462	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件（第2.0版）「システム上の画面で確認できること」とある情報について	機能・帳票要件（第2.0版）（機能ID：0211134、0211135、0211139、0211141）の「システム上の画面で確認できること」とある情報について、保護手帳やネット等で参考資料がないか調べましたが、該当するような様式を確認することができませんでした。様式もしくは参考資料をご教示いただければ幸いです。 【参考資料が見当たらない情報】 ・年間訪問計画表情報 ・月間訪問計画表情報 ・ケース訪問計画表情報 ・医療調書（所内連絡用）情報 よろしく願いたします。	記載の4点は内部帳票であるため、厚生労働省で定めている様式及び帳票サンプル等はございません。 該当する内部帳票について、システムの画面上で確認する項目の想定一覧を別途送付いたします。 （参考）機能ID：0211134、0211135、0211139、021114等において内部帳票が「システム上の画面で確認できること」という機能要件が定義された経緯 標準化基本方針P15「帳票要件の標準」において、職員向けの帳票は紙で出力するのではなく、E U C 機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化が原則である旨が示されています。 上記に加え、令和4年度の検討会において、内部帳票はシステムの画面上で確認する方針が議論されました。 その後、令和5年度の内部帳票WTを実施し、特に様式を規定することが有用と判断される内部帳票を道定し、その帳票レイアウトと帳票詳細要件を定義しました。 機能ID：0211134、0211135、0211139、0211141等の内部帳票は、内部帳票WTにおいて帳票レイアウトや帳票詳細要件を定義するものとはならず、システム上の画面で確認できることという機能要件が定義されております。
8453	自治体	生活保護	標準化基本方針	標準仕様書に基づかない標準化システムの改修について	厚生労働省の考え方について、総務省・デジタル庁・厚生労働省と3者において、考え方を整理していただいたうえで、回答いただきたい点があります。 【概要】 生活保護システムについて、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護事務処理システム改修事業（被保護者調査の調査項目変更等及び生活扶助基準の見直し関係））の国庫補助を活用したシステム改修のご連絡を厚生労働省からいただいています。 国が保有している生活保護業務データシステムを改修することにもない、併せて各自治体において生活保護システムの改修を行い、その必要なデータを打ち出せるよう求めています。 現システムを改修する自治体（移行がまだの自治体）にとっては、自治体が所有しているシステムを改修することとなるため、引き続き厚生労働省の補助金を活用して自治体においてシステム改修を実施することは問題なく実施可能です。 しかしながら、標準準拠システムを導入した自治体は、そのシステムを利用しているにすぎず、自治体自らがシステム改修することが困難であると考えられます。 その理由は、以下のとおりです。 標準化されたシステムについては、国の基本方針において、以下のとおりに記載されており、システムの所有から利用へ ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやO S・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。 迅速で柔軟なシステムの構築 制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。 自治体での改修を行う必要はなく、国において、早急に標準仕様書を改定する必要があり、かつ、アプリケーション提供ベンダが改修するものと考えられます。 このような基本方針があるにもかかわらず、厚生労働省は標準仕様書を変えず、（厚生労働省曰く標準仕様書外の改修だそうです。）自治体が利用しているガバクラウドにあるため、自治体において利用しているシステムを改修することができると考えていることから、基本方針との整合性に乖離が発生しているものと考えます。 厚生労働省に対し、デジタル庁、総務省、厚生労働省の3者協議を行ったうえで、厚生労働省から回答するよう依頼している状況ですが、こちらのPMOIにも登録させていただきますので、必ず3者で検討いただいたうえで回答いただきますようしくお願いいたします。	過去の事例として、データ標準レイアウトの改定が行われたものの、機能要件には影響がなく、データ要件・連携要件を改定したというものがございます。そのため、制度改正等があるときに、機能要件を改定せずともデータ要件・連携要件の改定が生じることある想定です。 他方、当庁のデータ要件・連携要件の改定は、原則、機能要件の改定を踏まえて行うものであることから、機能要件の改定を行わずともデータ要件・連携要件の改定が必要と見込まれるような事象が生じた場合は、制度改正等の内容とともに、制度所管官庁から情報提供をいただくことが必要です。 そのタイミングについては、機能要件の改定がない場合であっても、標準化基本方針「5.1.2 機能標準化基準の変更方針」で示している「標準仕様書改定基準日」（遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とし、原則として毎年8月31日又は1月31日（これらの日が休日である場合には、これらの日の前日）に準じて対応をお願いできればと思います。 現在、標準仕様書改定基準日後1ヶ月を目途にデータ要件・連携要件標準仕様書を改定しているところであり、そのためには、十分に余裕をもって（最低でも標準仕様書改定基準日の3ヶ月前には）ご連絡いただいているところです。 また、そもそも制度改正等に伴って、機能要件が改定されるのか否か等の疑問が自治体やベンダにあることが想定されるため、システムに影響が生じうる制度改正等であるならば、検討会等で「機能要件の改定は行わないがデータ要件・連携要件の改定を行う」といったご説明や事務連絡等、何かしらの形でその旨を広く周知する等の対応が必要と考えます。 補助金について、制度改正等に伴って、機能要件の改定が不要であるものの基幹業務システムに改修が必要な場合は、制度所管官庁において影響等を調査のうえ、別途補助金の要否等を検討いただくものと考えます。特に大きな制度改正については、今までどおり制度所管においてご検討いただくものと考えております。 なお、標準化基本方針では、目標として「システムの所有から利用へ」と示しているものの、現状SaaSモデルでの契約を行っている自治体はほぼない認識です。SaaSモデルではない場合は、基幹業務システムの改修が必要となる事象が生じましたら、当該費用について、保守の範囲で行うか、別途費用が生じるかは、当該自治体とベンダの間で協議いただくものかと考えております。
8444	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	督促料の取り扱いについて	標記の件について、「604_【督促・催告】業務フロー_20230315.xlsx」より、督促状及び催告書に合わせて納付書を発行する旨の記載がありません。 督促状は発送するが通知した督促手数料を納付する納付書が出力されないため、システム上管理する督促手数料はどのような運用により消込を行う想定であるか伺いたいた。 本市生活保護システムベンダーより、標準仕様書に沿う必要があることから、仕様書に記載のない督促手数料納付書に関しては機能対応していない旨の回答があった。 本来返還金納付書内において督促手数料の印字がなされるべきであること認識しておりますが、この件に関し国はどのような運用を想定していますか。 返還金業務の根幹に関わる部分であるためご教示ください。	督促手数料については、過去の全国意見照会での意見が非常に少なかったこと、地方自治体の条例によるものであり自治体の条例の制定有無によって督促手数料の有無が異なること、督促手数料の廃止を検討している自治体も一定程度存在することを把握していたため、機能要件の設定は特段不要だと認識しておりました。 一方で同様のご意見が他自治体様からも挙げられたため、督促手数料を納付・消込できる機能要件・帳票要件に修正することを検討します。 具体的な修正内容については、税務システムや国民健康保険システム等の記載を参考にしながら、以下のような内容を標準オプションとして設けることを想定しております。 例） ○業務フロー ・「604_【督促・催告】業務フロー」に督促状及び催告書に合わせて納付書を発行するフローを追加 ○機能要件 ・督促手数料に関する機能要件の追加 ○帳票要件 ・督促手数料が印字された納付書のレイアウトの定義 ・返還金督促状に督促手数料に関する文言を追記

8472	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護 145_生活保護費支給通知書の「支給保護費内訳」について	標準仕様書（生活保護）【2.0版】の帳票レイアウト、帳票要件定義書「145_生活保護費支給通知書」の「支給保護費内訳」について確認、質問します。 ①「生活保護費支給通知書」の「支給保護費内訳」に印字する内容は以下の内容でよいでしょうか？ ・「生活扶助」～「その他」の金額：最低生活費の金額 ・「扶助費合計額」：「生活扶助」～「その他」の最低生活費の合計 ・「支給保護費合計額」は「最低生活費の合計」から「収入充当額」を差引いた額 ②定例支給の場合の「支給通知書」の「支給保護費内訳」印字内容は①でよいと思いますが、追給の場合に「支給保護費合計額」に「最低生活費から収入充当額を差引いた額」を印字すると、実際に被保護者に支給される額と異なるため、混乱するかと思われます。 そもそも「支給通知書」は追給の場合は印刷しない運用なのででしょうか？ 追給の場合も「支給通知書」を印刷するのであれば「決定通知書」と同じように「実際に支払われる額」を印字する項目の追加を希望します。	① 記載頂いた内容で認識に相違ありません。 ② 追給の場合も「支給通知書」を印刷する想定です。 そのため、「扶助額が増えた場合、支給保護費の合計についても増えるが、実際に追給として支給される額は増えた扶助額の差額のみ」であり、ご指摘の通り現在のレイアウトだと混乱をきたす旨認識しました。 次版の改定のタイミングで、帳票レイアウトと帳票詳細要件に「実際に支払われる額」をシステム印字項目として追加いたします。
8476	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票 49_保護決定通知書の「保護の程度」について	標準仕様書（生活保護）【2.1版】の帳票要件定義書「49_保護決定通知書」の「保護の程度」について要望・質問します。 ①「生活扶助費」～「合計(a)」の「収入充当額」と「決定した額」の記載の順を帳票レイアウトと同じにしたいだけないでしょうか。 帳票レイアウトは「収入充当額」、「決定した額」の順 帳票要件定義書は「決定した額」、「収入充当額」の順 帳票レイアウトの方が正しいと思われます。 ②「一時扶助」の欄の「印字編集条件など」に「一時扶助の種類が4つ以上ある場合、1番右の欄は「その他」を印字する」とありますが、「4つ以上」ではな「5つ以上」の誤りではないでしょうか。 「一時扶助」の欄は4つあるので5つ以上あった場合に、4つ目以降を「その他」で合算して印字するものと思われます。 ご対応、よろしく願いいたします。	① ご指摘いただきありがとうございます。「49_保護決定通知書」の帳票レイアウトと帳票詳細要件において、「生活扶助費」～「合計(a)」の「収入充当額」と「決定した額」の記載の順に差異があることを確認しました。帳票レイアウトに合わせて、帳票詳細要件の記載の順を、「収入充当額」「決定した額」に修正いたします。 ② ご指摘いただきありがとうございます。 ご認識の通り、5つ以上が正しい記載となります。 一方で、審査請求等も踏まえてすべての一時扶助を示した方が望ましい旨を他のシステム事業者からご意見いただいており、以下の運用例を可能とする旨を印字編集条件に記載する形で、帳票詳細要件について修正いたします。 ・運用例：枠の不足によって印字できない一時扶助を印字するために、保護決定通知書をもう一枚追加で出力する運用
8452	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	資産申告の様式について	負債を記載する欄において、有・無、金額、借入先の記載欄が設けられているが当区では偏頗并済の防止及び聞き漏らし防止のために自己破産の意思の有無や法テラスへの相談の有無の記載欄を設けている。記載枠にも余裕があるように見られるため自己破産の意思の有無を標準オプション機能として実装していただくことを検討していただきたい。	頂いたご意見について、独自運用と想定されるため、標準オプション機能として実装することは検討しておりません。
8507	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	援助方針の決裁の必要性の有無について	当区のベンダから援助方針は電子決裁機能の対象外となりますと言われています。登録の有無のみが機能としておりその編集、削除も自由にできる状態です。 しかし2.0版の帳票レイアウトでは決裁枠が定義されているため決裁を取ることは必要だと考えています。 援助方針は決裁行為は不要でしょうか。	有識者検討会等をふまえて、援助方針に決裁欄は必要という意見をいただいているため、帳票ID：0210119「援助方針記録票」において決裁欄を設けています。 決裁行為の要否は、各自治体における事務の運用によるものだと思っておりますので、貴自治体において必要であれば援助方針について決裁行為を行って頂く想定です。
8508	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	援助方針のケース記録への記載について	平成3 0 年 3 月 1 日の社会・援護局関係主管課長会議資料の援助方針の策定にて、「援助方針が、ケース記録等に明記されているか。」との記載がある。当区のベンダからは援助方針の登録機能があるがケース記録とは別の入力先にある旨の説明を受けている。この場合ケース記録には「援助方針を登録した」のみ記載し詳細は援助方針の入力先を確認するような運用を行っても問題はないと考えられるか。	「援助方針が、ケース記録等に明記されているか。」というG列の「平成3 0 年 3 月 1 日の社会・援護局関係主管課長会議資料」の記載について、必ずしもケース記録に援助方針が記載されている必要はなく、ご質問いただいたように、ケース記録とは別の入力先に援助方針が明記されている運用でも問題ない想定です。
8586	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	収入申告書の様式について	表題の件について帳票レイアウトで「（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）」との記載があるが都道府県から今年度の指導検査にて以下の指導を受けた。 ＝＝＝＝＝＝＝＝ 「① 課長問答第8の55（生活保護手帳2024 P.377）において、「実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。」とあります。年齢により徴取しなくてよいとされていないため、義務教育であっても徴取する必要があると読み取れます。 ② 生活保護手帳2024 P.797> 9 課税調査（一斉点検）の状況> 課税調査の適正な実施（1）において、課税調査の対象は世帯員全員とされています。仮に課税調査で、収入申告を徴取していない世帯員の収入が発覚した場合、福祉事務所として収入申告の必要性、届出義務について説明を行い理解したことを確認していたかどうか問題となるため（福祉事務所から収入申告を促されなかったため、申告をせずにいたと世帯員が主張する場合など）以上2点を踏まえ、徴取する必要があるという見解です。」 ＝＝＝＝＝＝＝＝ この見解が正しければ帳票レイアウトに示されている内容と矛盾が生じるが厚労省としては義務教育終了前の収入がない子供についても収入申告書の徴取は必要との認識が伺いたい。	・義務教育終了前の者について、就労収入があることは想定しておりますが、収入申告書には就労収入以外も記載することとなるため、義務教育終了前の者について収入申告が必要でないとは言えないところとなります。なお、すべての被保護者に収入申告の義務があるところであるが、実際の運用では世帯主である被保護者が一括して行う場合もあると認識しています。
8568	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護業務における帳票詳細要件について	生活保護システム標準仕様書【第1.1版】帳票詳細要件の機能ID(0210298)において、医療要否意見書、生活保護法給付券要否意見書、給付要否意見書には、「地区担当員名」がシステム印字項目として明示されており、この仕組みは大変助かっております。しかしながら、精神疾患入院要否意見書には、同一の「地区担当員名」の項目が明示されていないという問題があります。本市では、各ケースワーカー毎に医療要否意見書を保管し、対象の要否意見書を返却する際に、地区担当員名が表示されないことから、都度担当ケースワーカーを調べて返却するという事務負担が増大しております。 何よりも、医療機関からの問い合わせ時に、担当ケースワーカーが明瞭でないため円滑な連携が図れず、対応に時間を要する事態となっております。 精神疾患入院要否意見書の帳票詳細要件へ地区担当員名を加えることは可能でしょうか。 具体的な理由や該当項目が含まれていない背景をご教示いただけますと幸いです。	・ご意見として承知しました。 ご意見いただいた帳票の運用という観点と、要否意見書のシステム印字項目の整合性の観点から、次版の改定の際に「精神疾患入院要否意見書」のシステム印字項目に「地区担当員名」を追加いたします。
8613	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	介護扶助決定通知書の出力タイミングについて	帳票詳細要件において、「介護扶助決定通知書」という帳票は、介護扶助を開始する（新規申請）時に出力する帳票という認識でよろしいでしょうか。介護認定期間の更新や要介護度変更の度に出力する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	介護扶助を開始する（新規申請）、介護認定期間の更新や要介護度変更の度に出力することも想定しております。
8618	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	支払基金の都道府県支部廃止に伴う帳票レイアウトの修正について	支払基金は、令和4年10月、都道府県支部を廃止し、全国14か所の「審査事務センター・分室」という電子レセプトの審査事務の集約拠点と、「審査委員会事務局」という各都道府県の審査委員会の審査補助を担う拠点に再編する組織改革を行いました。 と支払基金HPに記載があります。 よって、帳票レイアウトに「支部」と明記されているものは「審査委員会事務局」となります。 こちらで影響確認したものは以下になりますが、他の影響を確認して頂き資料の修正をお願いします。 11_ 帳票レイアウト_再審査等請求書.xlsx 19_ 帳票レイアウト_参考資料等添付票送付書.xlsx 23_ 帳票レイアウト_電子媒体返却書.xlsx	支払基金HPを調査した結果、都道府県支部が廃止され、「審査委員会事務局」という拠点が再編された旨認識しました。提示いただいた帳票については次版以降の改版のタイミングで記載内容を変更します。

8632	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	ケース番号の付番について	生活保護標準仕様書の機能・帳票要件の機能ID0210021の機能名称校番6「ケース番号を付番せずとも申請情報を管理できること。」（※実装必須）について、基本データリスト（生活保護）【第4.0版】（案）または【第3.0版】上ではグループ名称「申請世帯情報」のケース番号出力条件は必須となっています。そのため、申請情報を登録した時点でケース番号を必ず付番しないといけないのではないかと考えています。お忙しいところお手数をおかけしますが、この機能要件について、再度ご検討をお願いします。 また出力条件の考え方的に基本データリストとしてケース番号を出力する際、付番なしの場合は0で出力しても良い場合はこの機能要件は成り立ちますが、0以外の値（ケース番号>0）で必ずケース番号を出力しないといけないという意味であれば成り立たないと考えております。	機能ID：0210021について、ケース番号を付番せずとも申請情報を管理できる機能はすべての自治体で実装必須と定義していますが、機能ID：0211719において、申請時点におけるケース番号の付番は指定都市のみ必須としています。そのため、指定都市以外はケース番号を付番すること、ケース番号を付番しないで申請情報を管理することのいずれも可能となっております。 基本データリストデータ項目ID：021-03735では、ケース番号のデータ出力条件は「必須」と記載されていますが、項目説明にて「指定都市以外は標準オプション機能」と補記されております。 そのため、指定都市ではない場合は、申請世帯情報に係るケース番号を出力する際、0や値なしとして出力しても問題ありません。
8628	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能帳票要件に記載されていない管理項目の実装の可否について	第5回全国意見照会Q&A集の生保_その他の5/6行目において「世帯員単位で、特記事項やメモを記録する運用は、自治体独自の運用と想定しておりますので、標準準拠システムへの実装は想定しておりません。」との回答がされている。 しかし、当区のベンダからは「世帯単位、世帯員単位でのメモを記録する機能を実装するが特定の機能要件を満たすことを意図したものではない。当然基本データリストに定義されていないため基本データリストでは出力はできないがEUC機能で出力ができる、また、将来のデータ移行時には基本データリストに基づいたデータ移行できないデータである」との回答を受けている。 これは実装しても良い機能か。	・「世帯ごとに備忘録の登録・修正・削除・照会ができること。」（機能ID：0210285）という世帯単位で備忘録（メモ）を作成する機能は存在しているため、世帯単位での備忘録（メモ）を作成する機能の実装については機能要件と齟齬が生じない想定です。 ・一方で、機能・帳票要件には、世帯員単位で備忘録（メモ）を作成する機能については記載が無いため、「世帯員単位でのメモを記録する機能」の実装はできない想定であり、機能要件に記載のない機能が実装される可能性があります。 ・ただし、いただいた記載内容からは世帯員単位でのメモの記載内容が分かりかねるため、機能要件との齟齬については判断が難しいところです。 ・必要に応じて、システム開発事業者に機能の詳細をご確認頂き、適合確認を進めていただければと思います。
8630	ベンダ	生活保護	その他	被保護者調査 年次調査（基礎調査）の送信ファイルの構成について	被保護者調査について、標準化仕様書で改めて仕様が提示されていませんので、この場での質問が適当ではないかもしれませんが、質問させていただきます。 入力・審査要領の年次調査（基礎調査）においては、旧第5表（教育扶助受給人員、高等学校等就学支援費受給状況）、旧第9表－1（65歳以上介護扶助受給者数、要介護度・住宅－施設・介護サービスの種類別）、旧第9表－2（65歳未満介護扶助受給者数、要介護度・住宅－施設・介護サービスの種類別）（旧月次1/2表は除く）のみ記載が有ります。 入力・審査要領の年次調査（基礎調査）において、福祉事務所から基礎項目データを送信する場合、上記データレコード（旧第5表、旧第9表－1、旧第9表－2）のみ送信でよいと考えてよろしいでしょうか。それとも、他のデータレコードも作成し送信しなければならないのでしょうか。	入力・審査要領の年次調査（基礎調査）に記載のある基礎第1表（旧第5表）、基礎第2表－1（旧第9表－1）、基礎第2表－2（旧第9表－2）の送信のみで構いません。
8650	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理標準システムにおける中国残留邦人レセプトデータの取り扱いについて	「レコード番号2603：生活保護レセプト管理システムにおける対応の可否について」と同趣旨の質問です。 ◆現状 ・中国残留邦人の対象者については、中国残留邦人管理システムで管理しておりそちらは標準化対象外というのは承知している ・対象者のレセプトデータについては生活保護レセプト管理システムにて管理をしています。 ◆課題 ・厚労省回答では「生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定されていません。」との回答あり。 ・これを踏まえると、当自治体においては、1つのシステムで処理できていたものができなくなり、中国残留邦人レセプト管理用のシステムを新たに調達する必要がある。 ・レセプトデータのレイアウトは標準化・統一化されているのに、システム側を標準化対象、対象外とで分けなくてはならないとすると、非効率極まりない。 ◆厚労省への質問 ①生活保護システム標準仕様書に従事していた方と話をする機会があり、この件を確認したが、貴庁としても課題として認識していたと聞いている。 貴庁の想定する運用は、生保レセプトは標準システムで、中国残留邦人レセプトは別にシステムを用意し対応する、そのような想定でよろしいか。 （※レセ管理2大ベンダの一つが、現行同様一体で運用すること。その動きは、貴庁の認識と同じなのか確認したい。） ◆デジタル庁への質問 ②生活保護レセプト管理標準システムに標準化範囲外の機能を実装し、一体で運用するパターンは標準化基本方針でも許容されていると認識している。その認識でよろしいか。 ③一体で運用する際にそれぞれを管理するDBを分割する必要があるのか、それとも、それは各事業者の実装に委ねられる範囲なのか。 以上、ご回答をお願いいたします。	■厚生労働省回答 ①について ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」において、生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務が、標準化対象事務として規定されておりますので、生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定しておりませんでした。 ・他方、御意見を踏まえて、中国残留邦人支援給付の受給者を、標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することが特段のカスタマイズなく可能である旨を、複数のシステム事業者に対して確認出来ています。 ・生活保護標準準拠システムをカスタマイズすることなく管理事務が実施可能な場合は、中国残留邦人支援給付の受給者を標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することは支障ありません。 ■デジタル庁回答 ②について 標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携等を行うことを可能としております。 （参考）標準化基本方針4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 ③について 事業者と地方公共団体において協議し、検討いただくものと考えます。
4615	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：機能・帳票要件_機能ID「0210511」について	以前質問し回答をいただいた下記の内容について、改めて意見提出いたします。 ----- 【以前の質問内容】 生活保護標準仕様書1.1版の（別紙2）機能・帳票要件内の機能ID:0210511に以下の記載があり、おそらく国保連合会側のシステムのインタフェースに準じたデータレイアウトとなると思われますが、 インタフェースに間違いが無いようにインタフェース仕様書の版や記載箇所をご示しいただけないでしょうか。 (記載内容) 機能ID：0210511 「被保護者異動連絡票（国保適用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保適用）」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。 【以前の回答内容】 国保連合会側のシステムのインタフェースに準じたデータレイアウトを想定しておりますが、記載箇所の変更が生じる可能性もございますので、仕様書には記載しないことを想定しております。 ----- ご回答いただいた通り、記載箇所の変更が生じるため仕様書には版数などを明示しないと解釈しておりますが、下記のような他の機能要件における記載と同様に、仕様書名のみでも記述いただけないでしょうか。 版数が変わることはありますが、参照する仕様書（インターフェース）自体が変更となることは考え難いため、その点だけでも明記すべきと考えます。 <他の機能項目記載例①> ■機能ID：0211162 ■機能要件（抜粋）： 詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、 医療保険者窓口向け中間サーバー版「外部インターフェイス仕様書（総合車両座未連携版）」を参照のこと	・ご意見を踏まえて、次版以降の改定の際に、当機能要件の要件の考え方にインタフェース仕様書の版や記載箇所を記載することを検討します。
5714	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票レイアウトの指定業務通知書（No.129、機能ID:0210092）について	帳票レイアウトの指定業務通知書（No.129、機能ID:0210092）について指定業務通知書について、帳票一覧上、医療・介護ともに当レイアウトを使用するように捉えられますがレイアウトは医療機関向けのレイアウトとなっています。介護機関向けの指定通知も当レイアウトで印字する想定でしょうか。 ※当質問は2024年3月に厚生労働省生活保護システム標準化検討会事務局様宛に質問させていただいた内容と同じものとなりますが、現時点で回答をいただけておりませんので、改めて標準化PMOにて質問させていただいております。ご了承ください。	ご認識の通り、「129_指定業務通知書」については、帳票一覧の帳票概要・用途にて、「指定医療機関及び指定介護機関の決定通知書」と定義しており、介護機関向けについても当レイアウトで印字する想定です。 一方で、ご意見を踏まえて現在の帳票レイアウトでは、介護機関に対する指定業務通知書が分かりにくい部分もあると認識しました。 次版以降の改定の際に、再度帳票の様式変更の必要性（帳票タイトルを変更するなど）を検討する想定です。

8189	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	50_帳票レイアウト_保護決定調書の「過払金収入充当欄」の印字内容について	標準仕様書（生活保護）【2.0版】の50_帳票レイアウト_保護決定調書の「過払金収入充当欄」の印字内容は、次の①②のどちらになるかご教覧願います。 ①②のどちらでもない場合は、印字内容を詳細にご教覧願います。 ①当月発生した過払金を次月以降収入認定したものを印字 （例）当月：令和7年1月分の決定決定調書：令和7年1月で発生した過払金（30,000円）を次月以降の令和7年2月～4月に各月10,000円で収入認定した場合 <table><tr><th>（過払金発生月）</th><th>（過払金額）</th><th>（充当額）</th></tr><tr><td>令和7年1月</td><td>30,000</td><td>令和7年2月 10,000 令和7年3月 10,000 令和7年4月 10,000</td></tr></table> （過払額合計） 30,000 （充当額合計） 30,000 ②前月までに発生した過払金を次月以降収入認定にした場合に当月の収入認定を印字 （例）当月：令和7年1月分の決定決定調書：前月までに発生した過払金を次月以降の令和7年1月に収入認定した場合 <table><tr><th>令和6年10月に過払金（30,000円）</th><th>を次月以降の令和6年11月～令和7年1月に各月10,000円で収入認定収入認定</th></tr><tr><th>令和6年12月に過払金（5,000円）</th><th>を次月以降の令和7年1月に収入認定</th></tr></table> <table><tr><th>（過払金発生月）</th><th>（過払金額）</th><th>（充当月）</th><th>（充当額）</th></tr><tr><td>令和6年10月</td><td>30,000</td><td>令和6年11月</td><td>10,000</td></tr><tr><td>令和6年10月</td><td>30,000</td><td>令和6年12月</td><td>10,000</td></tr><tr><td></td><td></td><td>令和7年 1月</td><td>10,000</td></tr><tr><td>令和6年12月</td><td>5,000</td><td>令和7年 1月</td><td>5,000</td></tr></table> （過払額合計） 35,000 （充当額合計） 15,000	（過払金発生月）	（過払金額）	（充当額）	令和7年1月	30,000	令和7年2月 10,000 令和7年3月 10,000 令和7年4月 10,000	令和6年10月に過払金（30,000円）	を次月以降の令和6年11月～令和7年1月に各月10,000円で収入認定収入認定	令和6年12月に過払金（5,000円）	を次月以降の令和7年1月に収入認定	（過払金発生月）	（過払金額）	（充当月）	（充当額）	令和6年10月	30,000	令和6年11月	10,000	令和6年10月	30,000	令和6年12月	10,000			令和7年 1月	10,000	令和6年12月	5,000	令和7年 1月	5,000	・過払金収入充当欄は、過去の保護費支給分に対し収入認定をして過払金が発生した場合、または当月の保護費支給分に対して収入認定をして過払金が発生した場合に、その過払金を将来の保護費に対する収入充当額として表記する欄となっております。 ・頂いたご質問から、以下のとおり前提を置いたうえで、回答を行います。 前提：令和7年1月分保護費の決定処理を令和6年12月中旬を行っている場合。（R6年12月の定例保護費は支給済みで、令和7年 1月の定例保護費の支給に向けて処理をしている） ・①について、印字内容に認識相違はございません。 ・②についてですが、令和6年10月に過払い金30,000円、令和6年12月に5,000円が発生している理由として、それぞれ令和6年12月に収入申告があり、10月分保護費と12月分保護費に遡及して収入認定を行ったものと認識しております。 上記収入認定によって生じた過払金を、過去支給済みの保護費（令和6年10月から令和6年12月）に収入充当するのではなく、令和7年1月以降分に収入充当する運用を想定しております。 ②の事例においては、以下のとおり表記することが望ましいと想定しております。（なお、充当額と充当期間については、例となっております。） 令和6年10月保護費の決定調査（12月中旬に、遡って10月分を収入認定） <table><tr><th>（過払金発生月）</th><th>（過払金）</th><th>（充当月）</th><th>（充当額）</th></tr><tr><td>令和6年10月</td><td>30,000円</td><td>令和7年1月</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>令和7年2月</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>令和7年3月</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>令和6年12月</td><td>5,000円</td><td>令和7年 1月</td><td>5,000円</td></tr></table>	（過払金発生月）	（過払金）	（充当月）	（充当額）	令和6年10月	30,000円	令和7年1月	10,000円			令和7年2月	10,000円			令和7年3月	10,000円	令和6年12月	5,000円	令和7年 1月	5,000円
（過払金発生月）	（過払金額）	（充当額）																																																						
令和7年1月	30,000	令和7年2月 10,000 令和7年3月 10,000 令和7年4月 10,000																																																						
令和6年10月に過払金（30,000円）	を次月以降の令和6年11月～令和7年1月に各月10,000円で収入認定収入認定																																																							
令和6年12月に過払金（5,000円）	を次月以降の令和7年1月に収入認定																																																							
（過払金発生月）	（過払金額）	（充当月）	（充当額）																																																					
令和6年10月	30,000	令和6年11月	10,000																																																					
令和6年10月	30,000	令和6年12月	10,000																																																					
		令和7年 1月	10,000																																																					
令和6年12月	5,000	令和7年 1月	5,000																																																					
（過払金発生月）	（過払金）	（充当月）	（充当額）																																																					
令和6年10月	30,000円	令和7年1月	10,000円																																																					
		令和7年2月	10,000円																																																					
		令和7年3月	10,000円																																																					
令和6年12月	5,000円	令和7年 1月	5,000円																																																					
8579	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件（第2.0版）病状調査及び指導（機能ID：0211142）「入院・主治医訪問調査依頼書の発行伺い情報」について	機能・帳票要件では、「以下の情報をシステム上の画面で確認できること。・入院・主治医訪問調査依頼書の発行伺い情報」とあり、実装必須機能とありますが、帳票一覧（機能ID：0210087-118）「入院・主治医訪問調査依頼書の発行伺い」では標準オプション帳票とあります。どちらが正しいかご指示をお願いいたします。	機能・帳票要件（機能ID：0211142）と、帳票一覧（帳票ID：0210087-118）を確認したところ、実装類型の整合が取れていませんでした。機能要件の記載が正しいため、次版以降の改版で帳票一覧の「標準オプション帳票」の記載を「実装必須帳票」に修正します。																																																		
8693	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	標準仕様書の機能・帳票要件の機能ID:0210822の世帯類型別被保護世帯状況について	標準仕様書の機能・帳票要件の機能ID:0210822の「世帯類型別被保護世帯状況を一覧で確認できること。」にあります「被保護世帯状況」とは、世帯類型別にどのような項目（状況）を一覧で確認できないか、具体的に ご教示くださいますようよろしくお願い致します。	・世帯類型別被保護世帯状況については、生活保護システム基本データリストにおいてグループ名称が「決定世帯情報」等に該当する項目を想定しております。具体的な項目について列挙する想定はありませんので、調達時に上記を参考にシステム開発事業者と自治体において調整いただくことを想定しております。																																																		
8644	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件【機能 I D：0211291・0211317・0211433】機能及び帳票に関する照会・質問事項	2025/2/28 【機能 I D】0211291・0211317・0211433 【機能要件】・機能ID：0211291（政令市必須機能） 保護申請世帯の保護決定に関する情報を登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 教育費の設定（教育費・学級費・給食費・給食費の代理納付の有無・給食費一括支給処理の有無） ・機能ID：0211317（政令市必須機能） 教育扶助については、費目（給食費・教材費・教育費）ごとに代理納付先を決定できること。 ・機能ID：0211433（政令市必須機能） 学校単位・月単位で給食費の計上、削除、金額変更が行えること。 【機能及び帳票に関する照会・質問事項】 "生活保護法による保護の実施要領では、教育扶助の支給方法については、本人、親権者等のほか学校長に対して交付することができるとされており、教育扶助がその目的とする費用に充てられることを確保する趣旨により、主に学校給食費について適用されることが多いため、給食費は、仕様上も学校長渡しを想定し、一括支給決定処理ができるものと認識しております。 標準仕様では、その他教育扶助の認定（教材代・教育費）については、代理納付の決定はできると示されていますが、給食費の様に一括支給決定処理ができる仕様にはなっておりません。 当市の場合、世帯から学校への支払漏れを防止するため、教育費、教材代については基本学校長渡しとしており、標準化後は個別世帯ごとに上記項目の計上・削除・金額変更し、支給決定することになるため、当市を含めた政令指定都市では、支給対象者も多いことから、認定や変更漏れのリスクや事務負担増大が懸念されます。給食費以外の教育扶助の項目（教育費、教材代）についても、一括支給決定処理を行うことができるように機能の追加をお願い致します。" 【参考資料】 ・生活保護法 第32条、第37条の2 ・昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知 生活保護法による保護の実施要領について ・昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知 生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて" 2025/3/10追記 本件について、対応が必要ため急ぎ回答をお願いします	・ご意見について承知いたしました。 次版以降の改定の際に、政令指定都市等の大規模自治体向けの機能として、給食費以外の教育扶助の項目（教育費、教材代）について、給食費の様に一括支給決定処理ができる機能要件の追加を検討いたします。																																																		
8642	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件；機能 I D"0211266・0211267・0211437" 機能及び帳票に関する照会・質問事項	2025/2/28 【機能 I D】"0211266・0211267・0211437" 【機能要件】"・機能ID：0211266（政令市必須機能） 「介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わないことができること。」 ・機能ID：0211267（政令市必須機能） 「介護保険料を代理納付する場合、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。」 ・機能ID：0211437（オプション機能） 「収入充当額の変更で代理納付額が不足しても、あらかじめ設定した優先順位に基づいて変更後の保護費で代理納付できること。」" 【機能及び帳票に関する照会・質問事項】 生活保護法による保護の実施要領では、保護の種類・充当順位については、「原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と示されておりますが、左記の機能が搭載されるということは、厚生労働省が示す上記の原則以外の運用を実施しても差支えない、ということでごよろしいでしょうか。 【参考資料】 "・昭和38年4月1日 社発第123号 厚生省社会局長通知 生活保護法による保護の実施要領について ・昭和36年4月1日 厚生省発第123号 厚生事務次官通知 生活保護法による保護の実施要領について" 2025/3/10追記 本件について、対応が必要ため急ぎ回答をお願いします	・収入充当順位について、「生活保護法による保護の実施要領」（昭和36年4月1日付け厚生省発第123号厚生事務次官通知）において、「原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と定めているとおり、原則として、介護保険料加算は生活扶助として第1順位で収入充当されるものですが、当該機能要件（機能ID：0211266・0211267・0211437）にある例外的な取扱いを否定するものではありません。 当機能要件は、過去の全国意見照会などで寄せられた自治体の要望等を踏まえて、システムが具備する必須機能として整理をしているにすぎないところです。 ・上記の内容が機能要件上において把握できるように、次版以降の改定の際に機能要件の要件の考え方に記載を行う予定です。																																																		

8643	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件【機能 I D 0211809】機能及び帳票に関する照会・質問事項	2025/2/28 【機能 I D】0211809 【機能要件】「保護申請世帯の保護決定に関する情報登録・修正・削除・照会ができること」 【管理項目】 ・介護保険情報（保険者の市町村名） ・開始日 ・任意外者 ・公営住宅区分 ・小学校区 ・調査担当 ・前回保護型 ・前回保護時の福祉事務所 ・前回保護時の市町村 ・民生委員 ・費用区分（郵便府県費、市区町村費） ・ケース移管情報 ・転送件関連生活福祉資金貸付情報（貸付番号、貸付額、償還期間、月々の償還額、最終月の償還額） ・世帯類型 ・属性 ・実家通縁 ・持ちち金 ・を学加算地域区分” 【機能及び帳票に関する照会・質問事項】 ”本機能の中に「小学校区」はありますが「中学校区」がありません。「小学校区」という項目が示されているが本機能のみであるため、どのような場合に使用する想定であるかについては不明ですが、保護申請世帯の保護決定の際に「小学校区」が登録できるということは、別の画面で小学校区が管理できる画面（校区名・校区住所・学校名）があると想定しております。 標準仕様では、小学校や中学校に入学する際に、世帯の住所や該当の世帯員について、入学年の4月1日付の一括認定処理が行われる際に、自動的に「学校」「学年」「教育扶助」が計上される仕様にはなっていないと読み取れるため、該当の世帯員については個別に入力が必要であると想定しておりますが、世帯情報の登録画面と小学校区の管理画面を確認し、世帯の住所と校区住所を突き合わせることが出来れば、どの学校に進学するかが妥速に確認できるため、使用したいと考えている機能です。ただし、「中学校区」が項目の中に入っていないため、「中学校区」についても追加をお願い致します。” 2025/3/10追記 本件について、対応が必要なため急ぎ回答をお願いします	レコード番号：7853において同様の質問があった通り、小学校区とは就学すべき小学校を指定する区域のことであり、小学校だけでなく中学校についても管理する必要があるため、次版以降の改定の際に「中学校区」を管理項目に追加いたします。
8641	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件【機能 I D】”0210114・0210575・0211324・0211438”：機能及び帳票に関する照会・質問事項	2025/2/28 【機能 I D】”0210114・0210575・0211324・0211438” 【機能要件】 ”・機能ID：0210114（政令市必須機能）「代理納付設定額よりも支給保護費が下回る場合、警告表示を行うことができること。」 ・機能ID：0210575（政令市必須機能）「被保護者の保護費について、扶助費ごとに代理納付で別送する金額が支給額を上回らないことを確認し、上回る時には繰越処理 が出 来ないように制御ができること。または、代理納付は行わず被保護者に支給できること。」 ・機能ID：0211324（政令市必須機能）「支給額が代理納付額に満たない場合は、代理納付を自動で停止した上で、代理納付できない旨の警告を表示し、可能になれば、自動で再 開される旨のメッセージを表示した上で自動再開できること。」 ・機能ID：0211438（政令市必須機能）「代理納付額が不足した際には警告表示が行えること。」” 【機能及び帳票に関する照会・質問事項】 これらの機能要件は必須機能ではありますが「〇〇できること」との表現になっておりますので、自治体ごとで左記の機能の使用の有無については選択できるような仕様となってい る、との認識でよろしいでしょうか。 【参考資料】 ・昭和38年4月1日 社発第123号 厚生省社会局長通知 生活保護法による保護の実施要領について ・昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知 生活保護法による保護の実施要領について 2025/3/10追記 本件について、対応が必要なため急ぎ回答をお願いします	実装必須機能とは標準準拠システムに実装しなければならない機能ですが、ご認識の通り実装された必須機能を必ず使用しなければいけないというものではありません。 各自治体の人口規模や業務実態等から使用する機能をご判断ください。
8749	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	宛名番号をキーとして基本4情報を用いた健康情報の真正性確保について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350157,0350158 被保護者の宛名番号および基本5情報について、登録・修正・削除ができる機能が実装必須となっておりますが、本機能の考え方としては、「基幹システム（生活保護システム及び健康管理システム）側で、登録・修正・削除された情報をレセプト管理システムに反映する」という認識で合っておりますでしょうか。 <補足> ・レセプト管理システム側で、登録・修正・削除する機能を実装すると、基幹システム（生活保護システム及び健康管理システム）との情報の不整合が発生してしまいます。 ・レセプト管理システム側は、基本4情報がすでに整合性がとれている状態（健診情報に紐づく基本4情報と生活保護システム内で管理されている被保護者の基本4情報との突合結果が一致した情報）でデータ連携される認識です。	記載頂いた「基幹システム（生活保護システム及び健康管理システム）側で、登録・修正・削除された情報をレセプト管理システムに反映する」という運用を行うことも可能です。 一方で本機能要件はオンライン資格確認に関する機能要件であり、生活保護システムとレセプト管理システムにおいて同じ機能要件が設定されておりますので、生活保護システムがレセプト管理システムのいずれでこの機能を使用するかは、自治体の運用に委ねられるという認識です。 生活保護システム、レセプト管理システムのいずれで宛名情報を登録するかは自治体の運用に応じるものと想定しておりますので、実際の調達時において自治体と協議頂くことを想定しております。
8750	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護システムに提供するレセプトデータの形式について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350310 生活保護システムに提供するレセプトデータの形式について、仕様書内で不整合があります。下記①②のどちらが正でしょうか。（「新機能要件（2.1版）」欄には①、「要件の考え方・理由」欄には②と記載されております。） ①支払基金から提供されたレセプトデータに準拠した形式 ②機能別連携仕様（生活保護）に定めるとおり <補足> ・弊社レセプト管理システムとしては、①の場合は実装予定ですが、②の場合は実装しない予定です。	レセプト管理システムの機能要件の機能ID：0350130については、要件の考え方に記載のある通り、レセプトデータの形式は機能別連携仕様によるもの記載のある通りとすることを想定しております。 機能別連携仕様による場合は、システムに実装しない理由について、何ともよろしいでしょうか。 機能別連携仕様に照臨などがある場合は、必要に応じてデジタル庁へご意見を連携する想定です。
8751	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	健康管理システムから連携される健康診査情報について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350181 「連携項目は、機能別連携仕様（生活保護）に定めるとおりとする。」とありますが、該当の仕様書に記載がありません。正しくは「機能別連携仕様（健康管理）」でしょうか。 なお、現時点では、健康管理連携ファイルとしては、電子的な標準様式第4期（※）に沿った「アーカイブファイルまたはXMLファイル」を想定しておりますが認識に相違ありませんでしょうか。 もし、「機能別連携仕様（健康管理）」が正しい場合、上記の「アーカイブファイルまたはXMLファイル」ではなくCSVファイルとなりますでしょうか？またその場合、上記の仕様と比べて項目数が足りないですが、追加されるのでしょうか。	
8752	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト点検情報のデータ要件・連携要件について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350176 連携ID：0350007（レセプト点検情報）について、対象データや基本データリスト等、具体的な要件の記載がありません。連携項目やファイル形式（CSV等）、連携タイミング（月次等）について明示願います。 <補足> ・レセプト管理システムとしては、外部システム（支払基金）から受領するCSVファイル「再審査等結果データ」（下記※資料のP97～105）を月次で連携する運用をイメージしておりますが認識に相違ありませんでしょうか。（レセプト管理システムから連携するのは点検情報の明細で、それを元に生活保護システム側で各種集計をする想定です。） ※資料 社会保険診療報酬支払基金 オンライン請求システム操作手順書 別添 印刷対象帳票・CSV・PDF 等作成対象ファイル <保険者用> https://www.ssk.or.jp/seikyushihara/rezept/hokenja/download/download_01.files/csv_h.pdf	・ご意見いただいた機能ID：0350176について、連携項目やファイル形式、連携タイミングについては、今後デジタル庁と協議の上定めることを検討いたします。 ・補足として資料をご提示いただき、ありがとうございます。 機能の実現方法として、レセプト管理システムから点検情報の明細を連携し、生活保護システム側で各種集計をする、という運用も一案とは想定します。 一方で、上記運用を採用する場合は、生活保護システムの開発事業者に対して、上記運用で開発や実装にあたって支障がないかは確認する必要があるという認識です。 また、今回補足として提示頂いた「再審査等結果データ」を用いて、レセプト管理システム側で集計したデータを生活保護システムに連携するという運用も一案であるとも想定しております。 ・今後は、生活保護システムとレセプト管理システムの各事業者に対して、連携にあたっての運用について確認した上で、デジタル庁と連携要件について協議を行う想定です。

8753	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙5-A) 帳票レイアウト 49_保護決定通知書 の仕様について	支給保護費の計算は、以下の式で合っていますでしょうか。 ①各種扶助の合計額（扶助費合計額）を求める。 ②扶助費合計額から収入充当額を引いて、支給保護費合計額を求める。 別途送金がある場合、上記の計算式で算出された支給保護費合計額と、実際に保護者に支払われる金額に差額が生じる可能性があります。 この場合、どのように処理すれば良いでしょうか。計算式の整合性を維持する必要がある場合は、どのような出力方法が適切でしょうか。	①支給保護費の計算 ・支給保護費の計算方法は、記載頂いた内容で認識相違ありません。 ・（別紙5-A）帳票レイアウト「49_保護決定通知書」において、最低生活費合計額（帳票詳細要件のNo.37）から、収入充当額（帳票詳細要件のNo.38）を差し引いたものに、一時扶助（b）を加えることで、支給保護費合計額（c=a+b）（帳票詳細要件のNo.42）となるものと認識しております。 ②別途送金がある場合について ・記載頂いた内容から「別途送金がある場合」を、代理納付（不動産管理会社への家賃の送金等）を行うような場合と想定しております。 ・上記の場合においては、支給保護費合計額（c=a+b）から、代理納付金額（帳票詳細要件のNo.44）を差し引いた額を、実際に支払われる金額（帳票詳細要件のNo.49）に表記する運用を想定しております。
8759	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	令和3年度以降の被保護者調査の調査事項について	被保護者調査について、標準化仕様書で改めて仕様が提示されていないので、この場での質問が適当ではないかもしれませんが、質問させていただきます。 年次調査（個別調査）のうち、世帯の状況の「世帯の人員増」「世帯の人員減」「住居人数」、世帯員の状況の「保護開始前の医療保険加入状況」「入院区分（精神病）」「入院区分（その他）」「退院区分（精神病）」「退院区分（その他）」の調査事項の把握を令和3年度から廃止しますとなっています。 上記項目について、『生活保護業務データシステムへは、これまで通り登録し、貴省において廃止とした調査事項のデータについてブランク扱いにする等の処理を行いますので、自治体においては特段の対応は不要です』とあります。 上記項目をブランク扱いし、データを作成しても構いませんか。ご教示いただけますようよろしくおねがいいたします。	世帯の状況について 「世帯の人員増」「世帯の人員減」については空欄での登録は可能ですが 「住居人数」については値を入れない場合エラーが発生しますので、0入力が必要です。 世帯員の状況については、以下のいずれも空欄の場合エラーが発生しますので、選択が必須となります。 「保護開始前の医療保険加入状況」「入院区分（精神病）」「入院区分（その他）」「退院区分（精神病）」「退院区分（その他）」
8818	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者調査 年次調査（基礎調査、個別調査）のデータ送信について	「インタフェース仕様書_2.1版.xlsx」のシート「1、インタフェース概要」の「1、1 インタフェース概要」（2）送信ファイル一覧の「基礎項目データ」「個別項目データ」の概要に「生活保護法による保護を受けている世帯の世帯構成、世帯業態、収入状況及び保護の決定状況等を把握するためのデータ。現状、年に1回基礎項目（全数）及び個別項目（一部抽出）を実施しているところであるが、本システムでは両項目とも毎月1回、全数を収集する。」とあります。 被保護者調査入力・審査要領では、年次調査（基礎調査、個別調査）は、毎年7月末現在を調査し、提出期限も毎年8月1日～8月末日までとなっています。 被保護者調査入力・審査要領にあわせて、毎年1回7月末現在を調査し、提出期限を毎年8月1日～8月末日とすることで構わないということでしょうか。 1年に1度しか年次調査（基礎調査、個別調査）（旧月次調査第12表を含む）を送信しないことにより、「基礎項目第0級地別のデータがありません」といったエラーになることはないでしょうか。ご教示いただけますようよろしくおねがいいたします。	年次調査（基礎調査、個別調査）は、毎年7月末現在を調査対象月としているため、登録は必須ではございませんが、登録されている分については毎月集計を行っており、そのデータが一部の帳票に反映される仕様となっております。 自治体内で帳票を必要としない運用の場合は、審査要領でのご案内どおり、毎年7月分のご登録をお願いいたします。 なお、「級地別のデータがありません」という文言のエラーに関しては、7月分以外を送信しないことにより表示されるものではございません。 （一部の帳票） 「生活保護速報値全データ」 「被保護人員、年齢階級・性・福祉事務所別」 「就労者のいる世帯数、福祉事務所・就労人員・世帯類型・世帯人員別」
8829	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210813の機能要件について	機能ID：0210813の機能要件「1 エラーチェックを行った情報」のエラーチェックを行うデータは、今回提出するために作成したデータということにてよろしいでしょうか。 また、「2 指定した基準日、現在の担当別・地区別・民生委員別の保護世帯人員数」で一覧確認するデータも今回提出するために作成したデータの担当別・地区別・民生委員別の保護世帯人員数で構わないでしょうか。ご教示いただけますようよろしくおねがいいたします。	・ご認識の通り、エラーチェックの対象となるデータは厚生労働省に提示するにあたって作成した作成した基礎調査・個別調査・月別調査のデータとなります。 ・一覧で確認する「2 指定した基準日、現在の担当別・地区別・民生委員別の保護世帯人員数」についても、厚労省へ提示するために作成したデータの担当別・地区別・民生委員別の保護世帯人員数で認識に相違ありません。
8830	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0211490及び機能ID：0211494の機能要件について	機能ID：0211490の機能要件にある「国保連データと介護券発行履歴データの突合を行い資格審査できること。」とありますが、どのような資格審査を行えばよろしいでしょうか。 また、機能ID：0211494の機能要件にある「1 エラー事由別の突合エラー請求情報」のエラー事由とは、具体的にどのようなエラーを想定されていますでしょうか。また、このエラー事由は、機能ID：0211490の資格審査で行われたチェックでのエラーということになりますでしょうか。 ご教示いただけますようよろしくおねがいいたします。	・本機能要件は介護扶助の適正化を図るための機能として設けており、資格審査については、国保連データの内容と介護券発行履歴（介護機関コード、受給者番号、未発行請求、単独併用、本人負担額等）の情報を突合することを想定しております。 ・ご認識の通り、このエラー事由は機能ID：0211490の資格審査で行われたチェックでのエラーとなります。 エラー事由については、国保連データと介護券発行データを突合した際に、介護券の交付内容と請求情報の不一致が無いか確認することを想定しております。 例えば、請求情報と介護券発行履歴において単独併用の区分が異なる、入院中の被保護者に対して居宅介護事業者等による介護サービスの介護報酬請求が重複している等のエラーを想定しております。
8832	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210553の機能要件について	機能ID：0210553の機能要件にある「国保連データと生活保護システムデータの突合エラーで発生した点数および金額の不一致、エラー内容を修正できること。」のうち、「点数および金額の不一致」について、生活保護システムデータに点数及び金額を保持していないので、国保連データと突合できないのではないかと思います。ご教示いただけますようよろしくおねがいいたします。	・当機能要件については、国保連会から提供受けたデータ（介護レセプト情報として、点数や金額を含む）と生活保護システムにおいて保有しているデータ（介護券発行履歴データ）とを突合し不整合が生じた場合において、金額や点数の不一致を修正できる機能を想定しております。
8835	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	(別紙2-A) 機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で帳票の実装区分が矛盾している件※再掲	（別紙2-A）機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で帳票の実装区分が矛盾している帳票が13件あります。 領収書（福祉用具等）を例に挙げると、（別紙2-A）機能・帳票要件では帳票作成が実装必須となっているが、（別紙3-A）帳票一覧では標準オプション帳票となっています。そのため、実装必須帳票なのか標準オプション帳票なのか判断ができない状況です。つきましては、矛盾解消のため帳票ごとの実装区分を、（別紙2-A）機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で統一して頂きたいと存じます。 【例】領収書（福祉用具等）は（別紙2-A）機能・帳票要件で実装必須なので（別紙3-A）帳票一覧でも実装必須帳票とする。 他にも、同様の帳票が複数あるので、回答をお願いいたします。 対象帳票は以下の通りです。 帳票ID:0210001 家賃・間代・地代証明書 帳票ID:0210008 登記事項証明書・閉鎖簿本・抄本請求書 帳票ID:0210045 過払金収入充当通知書 帳票ID:0210048 収入申告書（保護継続中・月額給与記載用） 帳票ID:0210049 収入申告書（保護継続中・月額給与記載用） 帳票ID:0210056 求職活動状況・収入申告書 帳票ID:0210064 生活保護法給付券要否意見書送付書 帳票ID:0210072 生活保護法給付券送付書 帳票ID:0210081 治療材料券送付書 帳票ID:0210088 入院・主治医訪問調査依頼書 帳票ID:0210106 領収書（福祉用具等） 以上、お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。また、標準仕様の整合性を保つために修正して頂きますよう、ご検討のほど宜しくお願い致します。	・記載頂いたものについて、機能・帳票要件に記載のある実装類型と帳票一覧に記載のある実装類型が一部不整合な帳票がありました。 ・整合が取れていない帳票については、機能要件に基づき、次版以降の改版で帳票一覧の「標準オプション帳票」の記載を「実装必須帳票」に修正します。 ・機能要件上の実装区分について、①・②・③の区分全て「実装必須機能」である場合に、帳票一覧の帳票も「実装必須帳票」としており、いずれかの区分が「標準オプション機能」であれば帳票一覧では「標準オプション帳票」としています。

8842	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID0210812のエラーチェックについて	機能ID0210812の機能要件にあります「エラーチェック」ですが、入力・審査要領に記載されている内容を実施すればよいということでしょうか。 生活保護業務データで実際に行われているエラーチェックを具体的に示していただくことはできないでしょうか。 ご検討のほどよろしくお願いたします。	・機能要件「集計したデータについて、基礎調査・個別調査・月別調査ごとにエラーチェックが行えること。」（機能ID：0210812）については、機能ID：0210811で示される各種調査結果の情報をチェックすることを想定しております。 ・上記を踏まえ、エラーチェックとしては、集計項目、集計方法、データの集計期間などが正しく設定されているか等を想定しております。
8877	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	標準仕様書の（別紙5-A）帳票レイアウトの「領収書（福祉用具等）」における「内訳年月」について	標準仕様書の（別紙5-A）帳票レイアウトの「領収書（福祉用具等）」における「内訳年月」「内訳年月金額」は、その項目のとおり「内訳合計金額」の内訳となるものを印字すると思われますが、なんの年月を印字すればよいのでしょうか。標準仕様書の（別紙2-A）機能・帳票要件機能ID0211712の管理項目に該当する年月はありませんでした。 具体的な記載例をお示しくさいますようよろしくお願いいたします。	福祉用具を使用した年月と、それに対する金額を記載する想定です。 福祉用具の場合は、購入年月、購入金額になります。住宅改修の場合は、改修年月、改修に要した費用となります。 また、複数の福祉用具や住宅改修の支払いを行っている場合は、帳票出力の際に複数の内訳と金額が出力される運用を想定しております。
8880	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0211474：生活保護の収入額と所得連携データから取り込んだ課税情報の突合について	生活保護 （別紙2-A）機能・帳票要件（第2.1版） 中項目2.2. 課税調査、機能名称枝番：1、機能ID：0211474 「生活保護システムに登録されている収入額と所得連携データから取り込んだ課税情報の突合ができること」についての質問です。 ①連携ID：010o008、枝番：00 個人住民税システムへの個人住民税情報照会のための連携インターフェースで提供される個人住民税との項目と生活保護の収入額との突合でよいかご教授願います。 ②個人住民税との項目と生活保護の収入額との突合の場合、個人住民税の項目と生活保護の収入コード（コード一覧：097）の収入額の突合かをご教授願います。突合する項目の対応表をご提示いただけると幸いです。	・①について、「個人住民税システムへの個人住民税情報照会のための連携インターフェース」（連携ID：010o008）をもとに、個人住民税システムのうち被保護者の年間課税対象収入額と生活保護システムの年間の就労収入額を突合することを想定しております。 ・②について、機能別連携仕様（個人住民税）に記載のある「給与所得額」（データ項目ID：010-00480）と、基本データリスト（生活保護）に記載のある「就労収入額」（データ項目ID：021-00770）、「控除額計」（データ項目ID：021-00768）を用いる想定です。 また、具体的な突合にあたっては、上記を一例としつつも、調達時において自治体と突合に用いる項目を協議頂くことも想定しております。
8881	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210905「基準額情報の取り込み」と機能ID：0210906「基準額情報の出力」について	①機能名称枝番：55、機能ID：0210905で「基準額情報を取り込みできること」 機能名称枝番：56、機能ID：0210906で「基準額情報を出力できること」とありますが、基準額の取り込みと出力のデータ仕様・レイアウトはご提供いただけるのでしょうか。 ②機能名称枝番：55、機能ID：0210905で「基準額情報を取り込みできること」について 取り込み元となるデータは、毎年の基準額改定の際に厚生労働省様よりご提供いただけるのでしょうか。 ③機能名称枝番：56、機能ID：0210906で「基準額情報を出力できること」について 出力した基準額情報の目的（何に使用するか）をご教授願います。	①について、基準額の取り込みと出力のデータ仕様・レイアウトの提供予定はございません。 ②について、CSV等の決まったデータフォーマットでのデータの提供は予定しておりません。 ③の出力した基準額について、自治体の運用によっては、面接相談時に要否判定等で用いるため、仮で保護費を計算する場合もあると想定しております。 よって、出力した基準額情報はシステムを用いなくて、オフィスソフト等を用いて簡易な保護費の計算を行う場合などに活用することを想定しております。
8881	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理標準システムにおける中国残留邦人レセプトデータの取り扱いについて	「レコード番号2603：生活保護レセプト管理システムにおける対応の可否について」と同趣旨の質問です。 ◆現状 ・中国残留邦人の対象者については、中国残留邦人管理システムで管理しておりそちらは標準化対象外というのは承知している ・対象者のレセプトデータについては生活保護レセプト管理システムにて管理をしています。 ◆課題 ・厚労省回答では「生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定されておりません。」との回答あり。 ・これを踏まえると、当自治体においては、1つのシステムで処理できていたものができなくなり、中国残留邦人レセプト管理用のシステムを新たに調達する必要がある。 ・レセプトデータのレイアウトは標準化・統一化されているのに、システム側を標準化対象、対象外とで分けてくはないかといすると、非効率極まりない。 ◆厚労省への質問 ①生活保護システム標準仕様書に従事していた方と話をする機会があり、この件を確認したが、真庁としても課題として認識していたと聞いている。 真庁の想定する運用は、生保レセプトは標準システムで、中国残留邦人レセプトは別にシステムを用意し対応する、そのような想定でよろしいか。 （※レセ管理2大ベンダの一つが、現行同様一体で運用すること。その動きは、真庁の認識と同じなのか確認したい。） ◆デジタル庁への質問 ②生活保護レセプト管理標準システムに標準化範囲外の機能を実装し、一体で運用するパターンは標準化基本方針でも許容されていると認識している。 その認識でよろしいか。 ③一体で運用する際にそれぞれを管理するDBを分割する必要があるのか、それとも、それは各事業者の実装に委ねられる範囲なのか。 以上、ご回答をお願いいたします。	■厚生労働省回答 ①について ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」において、生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務が、標準化対象事務として規定されておりますので、生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムにおいて中国残留邦人支援給付事務を行うことは想定しておりませんでし。 ・他方、御意見を踏まえて、中国残留邦人支援給付の受給者を、標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することが特段のカスタマイズなく可能である旨を、複数のシステム事業者に対して確認出来ています。 ・生活保護標準準拠システムをカスタマイズすることなく管理事務が実施可能な場合は、中国残留邦人支援給付の受給者を標準準拠の生活保護版レセプト管理システムを用いて管理することは支障ありません。 ■デジタル庁回答 ②について 標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携等を行うことを可能としております。 （参考）標準化基本方針4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 ③について 事業者と地方公共団体において協議し、検討いただくものと考えます。
8891	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	ID3727 令和3年度以降の被保護者調査の調査事項について（再投稿）	念のため、再度投稿させていただきます。 年次調査（個別調査）のうち、世帯の状況の「世帯の人員増」「世帯の人員減」「住居人数」、世帯員の状況の「保護開始前の医療保険加入状況」「入院区分（精神病）」「入院区分（その他）」「退院区分（精神病）」「退院区分（その他）」の調査事項の把握を令和3年度から廃止しますとなっています。 現行では、生活保護業務システムへは、これまで通り登録し、貴省において、廃止した調査事項のデータについて、プランク扱いにする等の処理を行っていただいているようです。 プランク扱いにする等の処理を行っていただくようであれば、自治体から送信するデータから省いていただくか、初期値での登録を可能にしたいと考えています。（結果プランク扱いにするデータを集計することが無意味であると思われるため） ご検討をお願いいたします。	ご指摘の件を実現するためには生活保護業務データシステムの改修が必要になります。現時点では改修予定はございませんのでご承知おきください。
8907	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	ID3655 被保護者調査 年次調査（基礎調査）の送信ファイルの構成について（追加問い合わせ）	===== 入力・審査要領の年次調査（基礎調査）に記載のある基礎第1表（旧第5表）、基礎第2表－1（旧第9表－1）、基礎第2表－2（旧第9表－2）の送信のみで構いません。 ===== 上記ご回答をいただいておりますが、確認のため再度質問させていただきます。 現状弊社では、基礎第1表（旧第5表）、基礎第2表－1（旧第9表－1）、基礎第2表－2（旧第9表－2）に加え、旧第1表から旧第10表も毎月送信しています。ところが、ある福祉事務所様（被保護者世帯が極めて少ない）から、「基礎項目6表がありません」のようなメッセージが表示され、基礎項目全てがアップロードできなかったと聞いています。（旧基礎第6表において、級地以外の項目が全てが0となるレコードとなったため、弊社仕様でCSVファイルに出力していない） 回答いただいたとおり、基礎第1表（旧第5表）、基礎第2表－1（旧第9表－1）、基礎第2表－2（旧第9表－2）だけの送信で、上記のようなエラーになることはないのでしょうか。ご回答いただけますようお願いいたします。	ご指摘のエラーにつきましては、入力項目が足りない場合に表示されます。 審査要領上必要な表は基礎第1表（旧第5表）、基礎第2表－1（旧第9表－1）、基礎第2表－2（旧第9表－2）のみですが、CSVファイルにて一括登録される場合は全ての表を登録していただく必要がございます。 なお、審査要領上必要な表以外につきましては0（ゼロ）入力でも問題ありません。
8893	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	標準化検討会の議事の公開について	PMOではなくメールで問い合わせでも良いのか検討会のページで分からなかったため質問させていただきます。 他の標準化対象業務では開催後に議事があがっているかと思いますが生活保護だけ令和6年度の議事が更新されておられません。 それを元に議論させていただくこともあるため更新していただけないでしょうか。	更新いたしました。

8932	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	【内部帳票】（別紙2-A）機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で帳票の実装区分が矛盾している件	別紙2-A）機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で帳票の実装区分が矛盾している内部帳票があります。 一時扶助決定調査を例に挙げると、（別紙2-A）機能・帳票要件では実装必須となっているが、（別紙3-A）帳票一覧では標準オプション帳票となっています。そのため、実装必須帳票なのか標準オプション帳票なのか判断ができない状況です。つきましては、矛盾解消のため帳票ごとの実装区分を、（別紙2-A）機能・帳票要件と（別紙3-A）帳票一覧で統一して頂きたい存じます。 【例】一時扶助決定調査は（別紙2-A）機能・帳票要件で実装必須なので（別紙3-A）帳票一覧でも実装必須帳票とします。 他にも、同様の帳票が複数あるので、回答をお願いいたします。 対象帳票は以下の通りです。 帳票ID:無し 帳票No.37 扶養義務調査依頼書発行何い(一括)【機能ID:0211120,機能名称枝番:1】 帳票ID:0210034 帳票No.44 一時扶助決定調査【機能ID:0211333,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.48 日割計算書【機能ID:0211126,機能名称枝番:2】 帳票ID:無し 帳票No.76 稼働能力判定票【機能ID:0211135,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.101 医療扶助台帳【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.102 年度給付券交付台帳【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.108 医療調査（所内連絡用）【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.118 入院・主治医訪問調査依頼書の発行何い【機能ID:0211142,機能名称枝番:1】 帳票ID:無し 帳票No.149 窓口受領明細書【機能ID:0211148,機能名称枝番:1】 以上、お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。また、標準仕様書の整合性を保つために修正して頂きますよう、ご検討のほど宜しくお願い致します。	・レコード番号：8579に関連する問い合わせと認識しました。確認したところ、以下の帳票において機能要件と帳票一覧の実装区分に不整合があることを確認しました。 帳票No.37 扶養義務調査依頼書発行何い(一括)【機能ID:0211120,機能名称枝番:1】 帳票No.44 一時扶助決定調査【機能ID:0211333,機能名称枝番:1】 帳票No.48 日割計算書【機能ID:0211126,機能名称枝番:2】 帳票No.101 医療扶助台帳【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票No.102 年度給付券交付台帳【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票No.108 医療調査（所内連絡用）【機能ID:0211141,機能名称枝番:1】 帳票No.118 入院・主治医訪問調査依頼書の発行何い【機能ID:0211142,機能名称枝番:1】 帳票No.149 窓口受領明細書【機能ID:0211148,機能名称枝番:1】 ・整合が取れていない帳票については、機能要件に基づき、次版以降の改版で帳票一覧の「標準オプション帳票」の記載を「実装必須帳票」に修正します。 ・機能要件上の実装区分について、①・②・③の区分全て「実装必須機能」である場合に、帳票一覧の帳票も「実装必須帳票」としており、いずれかの区分が「標準オプション機能」であれば帳票一覧では「標準オプション帳票」としています。 ・そのため、機能要件で帳票No.76 稼働能力判定票【機能ID:0211135,機能名称枝番:1】については、①・②の区分で標準オプション機能と指定されているため、帳票一覧でも「標準オプション帳票」としています。
8961	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件が定める実装内容の確認	救護施設にいる被保護者の生活扶助費について、生活保護法第3 1条第5項では、本人又は施設長に支払うとなっている。 これについて、業務フロー「保護施設払」では、施設の方に支払う想定での記載となっているが、本人への支払いを実現するため、 ①機能「0210627：対象者の確認、支払い方法の設定」にて、保護施設にいる者に対して、本人の口座等を設定してよいか。 ②機能「0210634：保護施設払」にて、本人の口座等に支払うこととして良いか。 ②機能要件の機能ID：0210634についても、本人口座に支払うことについて、特段問題はない認識です。 なお、業務フローは関係者間における調達時の共通理解を促すための参考資料として位置付けられており、各自治体の運用を拘束するものではなく、参考として位置づけていることについてご承知おきください。	
8937	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	検診料請求書の帳票について	生活保護システム標準仕様書の帳票についてご質問があります。 生活保護システム標準仕様書 機能・帳票要件（第1.1版）の機能ID[0210033]、帳票名称[検診料請求書]を確認すると、 合計の行に「円」が2箇所ありますが、 医療機関が請求額の合計を記入する欄は、左側のみで差し支えないように思うのですが、右側の円は何を記入する想定でしょうか。 右側に記入する金額は、左側の金額とは分けて考える（左側の合計金額に含めない）、という運用を想定したものでしょうか。 お忙しいところ、お手数お掛けしますが、ご確認お願いします。	
8983	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理（生活保護）標準仕様書【第2.0版】_機能・帳票要件新機能ID：0350091の対象帳票について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350091について2点確認です。 ①本要件の対象帳票は印刷イメージファイル（PDF形式等）で出力される帳票のみという認識で合っておりますでしょうか。またはデータイメージファイル（EXCEL形式等）で出力される帳票も対象でしょうか。 ②標準オプション機能で出力される帳票も、本要件を満たす必要がありますでしょうか。	
8984	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350028、0350167の対象帳票について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID"0350028"と"0350167"の対象帳票に記載の「CDラベル」と「CDケース表紙」が逆になっているのではないかと思います。 「CDラベル」は手書きが認められているため必須機能としては必要ないと思われます（下記参考資料の通り）。実態としても、「CDラベル」には専用のラベル用紙が必要のため、ほとんどの自治体様が手書き運用されています。逆に「CDケース表紙」は必須かと思います。 <参考資料> 支払基金HP掲載「電子媒体による再審査等請求規定（平成30年3月版）」P.5 カ(イ) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/seikyushiharai_07.files/seikyushiharai_07_03.pdf	
8985	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の重複について	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID"0350025"と"0350104"の機能要件にいずれも「自動実行のタイミングを設定できること。」と記載がありますが、それぞれ何の自動実行に関する要件でしょうか。 ・新機能ID：0350025について 本機能は点検の自動実行のタイミング設定に係る機能となり、点検が自動実行できる旨の機能は機能ID：0350023に記載されております。点検の種別としては、機能ID：0350014～0350019に記載される点検（単月点検、縦覧点検等）を想定しております。 ・新機能ID：0350104について 本機能は帳票作成の自動実行のタイミング設定に係る機能となり、帳票が自動作成できる旨の機能は機能ID：0350050に記載されております。自動作成する帳票として、機能ID：0350151に記載される分析帳票を想定しております。	
9010	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙4-A）帳票詳細要件_保護決定調査の加算停止の編集方法について	課題の意図として「帳票詳細要件_保護決定調査」において、職員が加算の停止を把握出来無いことが想定されるため、「保護開始・変更等の理由」に停止の理由を記載するための印字編集条件の追加が必要ということと認識しております。（意図について、認識に相違があれば、再度補足としてご質問をお寄せください） 「保護開始・変更等の理由」の印字編集条件として、加算の停止に限った条件はございませんが、フリー入力や定型文の記載が可能となっております。 保護費の計算処理時において職員が加算の停止処理を行い、加算の停止についての文言をフリー入力や定型文を用いて表記いただき、加算の停止を把握する運用を想定しております。	
9026	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	福祉用具購入費及び住宅改修費の支給上限額について	ご認識のとおり、福祉用具購入費や住宅改修費の支給上限額は被保護者ごとに設定されております。 機能要件の「世帯ごと」とは世帯単位における各被保護者の支給上限額を意味しております。 次版以降の改定において、世帯ごとの被保護者における支給上限額を管理する機能要件である旨の要件の考え方を追加することを検討します。	
9032	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	ID:3720のご回答へのご確認	ID:3720へのご回答を受けて、以下2点ご確認ください。 1．内容承知しました。次回改版時に下記仕様書の修正をしていただければと思います。 レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350310「新機能要件」欄（修正前）生活保護システムに、支払基金から提供されたレセプトデータに準拠した形式でレセプトデータを提供できること。 （修正後）生活保護システムに、レセプトデータを提供できること。 2．ご回答内にありましたご質問にお答えします。 >機能別連携仕様による場合は、システムに実装しない理由について、何ってものよろしいでしょうか。 >機能別連携仕様に齟齬などがある場合は、必要に応じてデジタル庁へご意見を連携する想定です。 機能別連携仕様が現行仕様と異なり（データ型、データ項目等の差異がある）、適合基準日までの実装が困難なため、非実装とさせていただきます。（本機能は標準オプション機能のため、実装必須でないことから） ①修正案についてご提示ありがとうございます。修正における一案として承りました。 頂いた修正案も踏まえて、次版改版時に改版の必要性や改版の内容を検討いたします。 ②理由について承知しました。ご回答ありがとうございます。	

9045	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210102、要否判定資料の作成について	表題の件について、当自治体では大項目に変更等含むと記載されていたため保護受給中も当然要否判定処理や要否判定調書の作成ができると考えていた。しかしベンダからは開始時の要否判定しか利用できないような作りこみとなっていた。 この点について厚労省としては開始時のみでも問題ないのか、変更、廃止時等も要否判定調書は作成できるものと定めた機能要件なのか教えていただきたい。	機能ID：0210102要否判定資料の作成について、機能要件では保護の要否判定が出来ることのみが定めおり、そのタイミング（開始時・変更時・廃止時・停止時）については定義しておらず事業者の実装に委ねている認識でありましたが、ご意見を踏まえて改めて明記することが重要と認識したため、次版以降での機能要件化を検討いたします。
9046	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	収入や加算等の認定期限を迎えたものの自動削除機能の追加要望	当区では現行システムで母子加算等の認定期限を入力した場合、期限を超えたものは自動で削除することで変更処理漏れが起こることを防いでいた。 今回の機能帳票要件では認定期限の変更予定一覧は確認できるが自動で削除されないため人的ミスが起こることが予想される。 そのため今後の機能帳票要件にオプション機能として「認定期限を迎えたものは自動で加算や収入を削除する」といった機能の追加を要望したい。	ご意見ありがとうございます。機能の追加要望として承りました。 頂いたご意見を踏まえて、次版改版時に改版の必要性や改版の内容を検討いたします。
9080	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票の発行履歴の管理について	生活保護システム標準仕様書【第2.0版】の「〔別紙2-A）機能・帳票要件_20240325_02〕の機能ID：021095「帳票の発行履歴を管理できること」について、具体的な帳票名の記載がありませんが、管理対象外となる帳票はありますでしょうか。	当該機能要件（機能ID：0210956）について、特に管理対象外となる帳票は想定しておりません。 システムで出力する帳票について当機能の対象となることを想定しております。
9085	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210346の機能要件について	機能ID：0210346の「月の途中から他法が認定されている月は、1つの認定で単独券及び併用券の両方を出力できること。」の機能要件について、この機能要件は月の途中から他法が認定された月の単独券・併用券について、同じ月で2枚の医療券を出力する必要があるということかと思いますが、基本データリストの「医療券情報」の主キーが「市区町村コード、福祉事務所コード、世帯管理番号、員番号、医療履歴番号、意見書履歴番号、医療機関マスタ管理コード、診療年月」とされているため、同じ月の医療券を2枚出そうとするとキー重複で登録できない状態です。 2枚出す場合のデータの登録方法についてご教示いただけますと幸いです。 よろしくお願いいたします。	-データの登録方法については、システムの実装方法やデータベース構造に関するものであり、事業者の競争領域となっておりますので、事業者独自に登録方法を決定頂くことが可能と認識しております。
8960	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	標準仕様書の（別紙5-A）帳票レイアウトの「領収書（福祉用具等）」における「内訳合計金額」「内訳年月金額」について	弊社では、現行では領収書（福祉用具等）の印刷を行っておりません。ですので、この領収書（福祉用具等）の印刷項目に対して、どういった項目を印字するかかわらずご質問させていただきます。 この帳票に印字する「金額」には、例えば、福祉用具購入の場合、業者が販売した金額を印字するのか、それとも、業者が販売した金額から介護保険適用後の金額等を差し引いた被保護者が負担する額を印字するのかどちらになりますでしょうか。 ご教示いただけますようよろしくお願いいたします。	-領収書（福祉用具等）の金額については、業者が販売した金額（福祉事務所が支払った金額）を印字する運用を想定しています。
9094	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票の文言修正について	標準仕様書の「帳票レイアウト」について、開発ベンダより、プレ印字されている帳票の文言の修正依頼があった。この点、前提として帳票の文言については、「帳票詳細要件」に定義されている項目以外の帳票上の文言については、自治体独自の判断をして差し支えないか。	
9092	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	要否判定調書における収入認定額の計算内訳について	要否判定調書にて推定残額の記載があるが、推定残額は手持ち金からその額を引くためのものであると認識している。 （申請時所持金-推定残額）<0の場合は要否判定における収入認定は定期的な収入のみを最低生活費と比較する認識に誤りがあれば正しい計算について教授いただきたい。 その認識に相違がない場合は、調書に手持ち金がない場合正しい要否判定にはならない、もしくは計算書類として正しくないと思われるため（申請時所持金-推定残額）を計算するレイアウトを追加すべきではないか。	-ご意見を踏まえて、次版以降の改定において帳票レイアウト上で、申請時所持金-推定残額の計算結果も踏まえて、要否判定が行えるように修正することを検討します。
9121	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	基本データリスト4.0版のデータ項目ID：02101208のデータ項目「単供給区分」のコードについて	基本データリスト4.0版より、意見書情報、医療継続情報、治療材料券継続情報、施術券継続情報の「単供給区分」のコードが「046：単独併用別コード」に変更となっています。 上記で使用されている「単供給区分」の意味合いとしては、他の扶助があるかどうかの区分ではなく、他法を持っているかどうかの区分になるのでしょうか。 また、「単供給区分」について、コードを変更された経緯をご教示いただけますと幸いです。 よろしくお願いいたします。	-コードID：019（単供給区分）の意味合いは以下となります。 単給：生活保護として医療扶助以外の受給がない場合 併給：生活扶助等も受給している場合 -前回の基本データリスト改定時オブザーバーベンダからいただいたご指摘を踏まえ、基本データリスト4.0版にて改定しました。
9119	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙5-A）「128_ジェネリック通知書」について	ジェネリック通知書の出力方法について、小計（医療機関・薬局）欄はジェネリック通知書に記載する医療機関・薬局以外の分の処方年月の薬代合計・薬代軽減額合計であり、小計（処方年月）欄は出力している医療機関・薬局分は含めない処方年月の薬代合計・薬代軽減額合計という認識に誤りはないでしょうか。 また、合計欄については処方年月内のジェネリック通知書に記載している医療機関・薬局分も含めた処方年月の薬代合計・薬代軽減額合計という認識で問題ないでしょうか。 認識に齟齬がある場合は、正しい出力方法をご教示いただけますと幸いです。 よろしくお願いいたします。	ジェネリック通知書は、以下運用を想定しております。小計（医療機関・薬局）は、被保護者が処方を受けた処方年月において、医療機関ごとの薬代が「薬代2」に出力され、薬代軽減額が「薬代軽減額3」に出力される想定です。 小計（処方年月）については、処方年月において複数医療機関にかかっている場合、複数医療機関で処方された薬の合計額が「薬代3」に薬代軽減額が「薬代軽減額4」に出力される想定です。合計については、処方年月が複数月にまたがる場合、複数月分の薬代合計額と軽減額合計が出力される想定です。
9174	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：帳票レイアウト「扶養義務調査依頼書」の参考条文の記載誤りについて	39_ 帳票レイアウト_扶養義務調査依頼書_20230310.pptx 上記の帳票レイアウトの参考条文「民法第877条」について、下記の通り誤字があります。 （誤） ～～三親等内の家族間 （正） ～～三親等内の親族間	ご指摘について承知しました。次版の改定において修正を行わせていただきます。
9183	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件別紙2の機能ID0210620機能名称枝番6について確認※口座振込（振替）データ作成機能	機能・帳票要件別紙2の機能ID0210620機能名称枝番6について、「全国銀行協会フォーマット以外で口座振替依頼データが作成できること。」という要件がありますが、全銀協フォーマット以外のフォーマット及びファイル形式を教えてください。また、弊社システムを利用している自治体では全銀協フォーマット以外での口座データ作成は行っておりません。 お手数をおかけしますが、ご確認お願い致します。	-全銀協フォーマット以外のフォーマット及びファイル形式について、各自治体で使用するフォーマットがそれぞれ異なっている現状を踏まえて、全銀協フォーマット以外のフォーマットやファイル形式を標準仕様として定義してないため、提供することはできません。 -補足となりますが、口座振替依頼フォーマットの使用状況の現状として以下2点がございます。 ①生活保護システムから直接金融機関への口座振替依頼を行っている場合は、全国銀行協会フォーマットの口座振替依頼データを使用 ②財務会計システムを経由して、金融機関への口座振替依頼を行っている場合は、自治体や金融機関における独自フォーマットの口座振替依頼データを使用 -現状、各自治体はシステムの実態に合わせて使用するフォーマットを選択しております。 現在の運用実態を踏まえて、全国銀行協会以外の独自フォーマットについては、標準仕様にてフォーマット、様式を指定していないところになります。 -なお、自治体または金融機関独自のフォーマットで口座振替依頼データを作成する機能が実装されていれば、機能ID：0210148枝番7の機能要件は満たされる認識です。
9215	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210148枝番7の機能要件について	機能ID：0210148枝番7の「記号・番号（受給者番号）、保険者番号（公費負担者番号）を管理できること。」の機能要件については、記号・番号（受給者番号）、保険者番号（公費負担者番号）が必要な他法の場合のみ管理するという認識で問題ないでしょうか？コードID:031「他法種別コード」で定義されている他法全ての場合で管理していないところの機能要件は満たせないでしょうか。 お忙しいところ大変申し訳ありませんが、開発の関係で6月までにご回答いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。	-機能ID：0210148枝番7の「記号・番号（受給者番号）、保険者番号（公費負担者番号）を管理できること。」の機能要件については、記号・番号（受給者番号）、保険者番号（公費負担者番号）が必要な他法の場合のみ管理するという認識と相違ありません。 -コードID:031「他法種別コード」で定義されている他法において、記号番号等が設定されている他法を管理することができれば機能要件は満たされる認識です。
9248	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	29 条回答書（その他）の調査事項印字欄について	調査事項が備考欄のタイトル行に印字され、開発ベンダーに確認したところ、国からの指定とのことでした。 本来であれば、世帯員ごとの調査事項になるため世帯員ごとの備考欄に印字されるべきではないでしょうか。 また、200文字以内の入力しかできないため、複数世帯員の場合、世帯員ごとの調査事項の入力ができないのではないのでしょうか。	ご意見として承知しました。次版以降タイミングで改定を検討いたします。

9253	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件（0350060）について	生活保護版レセプト管理 機能・帳票要件（0350060）に「全国医療機関マスタを取込、登録できること。」と明記があります。 全国医療機関マスタのレイアウトは、基本データリスト（レセプト管理（生活保護））の医療機関情報と同一であると判断してよいのでしょうか？ 同一ではない場合、全国医療機関マスタのレイアウト定義はどこに明記されているものになりますでしょうか？	-基本データリストと医療機関マスタのレイアウトが同一であるかについて、データ要件・連携要件を作成しているデジタル庁に確認を行い、基本データリストと医療機関マスタのレイアウトは同一であることを確認しました。 -なお、医療機関マスタについては各地方厚生局のHPからダウンロードが可能となります。 （※参考に関東信越厚生局のHPのURLを提供いたします。） https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html
9288	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	標準仕様書の機能・帳票要件の「被保護者調査用データ作成」における機能ID0210823、0210824、0210825について	①保護の開始・廃止理由を一覧で確認できること。 ②月別調査票繰替支分を一覧で確認できること。 ③被生活保護者に関する調を一覧で確認できること。 それぞれ具体的などのような項目を一覧で確認できることを想定されているのかご教示ください。	①について -各世帯の保護開始・廃止理由、開始年月日、廃止年月日等を一覧で確認できることを想定しております。 -項目は厚生労働省にて規定していないところになるため、自治体の事務状況を踏まえ、自治体とベンダ間で必要項目を検討ください。 ②について -「月別調査票繰替支分」とは、生活保護法第7 2条の規定により一時繰替支分を行った保護費(他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費等)に係る被生活保護者数を把握するための項目となります。 -本調査で取得した情報は総務省自治財政局交付税課による「普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」照会における、調査票県需第2 2「被生活保護者数に関する調」で使用する想定です。 -当該調査票は福祉事務所（自治体）別に、被保護者調査の4月から翌3月分の実人員の合計を、扶助別（医療扶助においては入院・入外の別）に記載する必要があります。 -また、都道府県費等での負担となる被保護者数等を、「繰替支分等による増減」として記載する必要があります。そのため、福祉事務所から都道府県へ提出された報告内容のチェック、集計機能が必要となります。 -参考として、調査票県需第2 2「被生活保護者数に関する調」の調査様式を提供いたします。 -なお、「月別調査繰替支分」は被保護者調査とは別の総務省所管の調査となりますので、次版以降の改定の際に機能要件の分割を検討いたします。 ③について 上記の通り、総務省自治財政局から照会のある地方交付税交付金の調査における情報を整理する項目となります。
9276	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者異動連絡票（国保連用）及び、被保護者異動訂正連絡票（国保連用）の右上にある「発行年月日」の印字編集について	被保護者異動連絡票（国保連用）及び、被保護者異動訂正連絡票（国保連用）の右上にある「発行年月日」は、帳票詳細要件において、「元号YYMMDDの表記」とあります。発行年月日が、令和7年5月1日であれば、和暦を数字で表記し、5070501と印字するでよろしいでしょうか。 他の帳票の「発行年月日」は、「和暦で表記する」と印字編集条件などにあるので、元号を漢字で表記し、続けて「年」、「月」、「日」をそれぞれ印字する想定です。 被保護者異動連絡票（国保連用）及び、被保護者異動訂正連絡票（国保連用）が他の帳票と異なり、発行年月日以外の日付の項目は、1マスに1文字を印字する設定なので、そちらと印字編集条件などが同じになってしまったのでしょうか。	被保護者異動連絡票（国保連用）及び被保護者異動訂正連絡票（国保連用）の右上にある「発行年月日」につきまして、「元号YYMMDDの表記」の元号は漢字またはアルファベット、YYMMDDは数字で表記頂くことを想定しております。
9306	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0210475枝番6の機能要件について	この機能要件は例えば5/1に介護機関名を変更した場合、介護券は5/1以前の3月・4月分の券は変更前の名称として管理し、5/1以後は変更後の名称を管理するという形なるのでしょうか。 それとも、発券履歴とは最新の名称が未発行の券や発行済の券に表示できれば問題ないのでしょうか。 お忙しいところ恐縮ですが、ご確認をお願いいたします。	当機能要件は、介護施設の名称変更等があった場合でも変更前・変更後の介護施設は実態としては同一の介護施設であるため、その発券履歴を一連のものとして管理するために設定している機能要件となります。 具体的には5/1に介護施設のA事業所がB事業所に名称変更した場合、A事業所として発行した介護券の履歴とB事業所として発行する介護券等を紐づけて同じ事業所の発行履歴として管理できることを運用として想定しております。
4233	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：機能・帳票要件「7-0211204」について	■機能名称枝番：7 ■機能ID：0211204 ■機能要件： 福祉事務所分の継続医療券（調剤券・介護券・医療要否意見書）情報を本序課で取りまとめ、印刷できること。また、送付書が出力できること。 なお、連名簿については、宛先の指定医療機関等ごとに、複数の福祉事務所情報を集約して印刷できること。 上記要件について、医療扶助オンライン資格確認が本格運用すると保険者コード（各支庁）単位でのデータ送信が基本となる認識である。 その場合、本庁で取りまとめの運用が難しくなり本要件との共存が困難となるため、要件から削除していただきたい。	-本機能要件は生活保護システム標準仕様書1.1版にて追加され、2.0版時点で機能ID：0211483に変更された認識です。 -システム開発事業者も自治体もこの機能があることを前提に開発と調達を進めており、削除することは標準化に向けて混乱が生じる恐れがあるため、現時点で要件の削除は難しい認識です。
4110	自治体	生活保護	標準仕様書	医療要否意見書回答登録について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）1＞機能ID（E列）0210304」の機能要件欄に「【管理項目】転帰決裁日」とありますが、医療要否意見書に対する決裁日という認識でよいでしょうか。また、意見書受理後の流れは、受理→審査→決裁→回収登録の順番での処理を想定されているのでしょうか。	■【管理項目】転帰決裁日について -転帰（区分：返券、治癒、中止、死亡、廃止、入院に変更、外来に変更、転院、退院廃止、退院他、継続、未回収）に対する決裁日という認識です。 ■意見書受理後の流れについて -意見書受理後は、指定医療機関における医療要否審査、決裁、福祉事務所による意見書回収、医療券登録といった流れを想定していますので、認識に相違ありません。
4111	自治体	生活保護	標準仕様書	「追加調定」について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）1＞機能ID（E列）0210753」に追加調定とあるが、「追加調定」とは決定し調定した債権について、同債権に金額を追加して調定することでしょうか。	-本機能要件の機能名称に設定されている「減額調定」とは、既に設定された返還金について、減額事由に伴い、その返還金決定額を減額することを想定しています。 -「追加調定」とは返還額減額調定を想定しており、既に減額調定を行ったものについて、追加でさらに減額調定を行うことを想定しています。
4112	自治体	生活保護	標準仕様書	「未調定未納額」について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）1＞機能ID（E列）0210751」に未調定未納額とあるが、どのような状態の「未納」を指すのかご教示願いたい。 債権管理において、調定なくして納付はないように考える。そのため、未調定の状態で、かつ、未納であるとの認識がありません。	-本機能要件の機能名称に設定されている「減額調定」とは、既に設定された返還金について、減額事由に伴い、その返還金決定額を減額することを想定しています。 -「追加調定」とは返還額減額調定を想定しており、既に減額調定を行ったものについて、追加でさらに減額調定を行うことを想定しています。 -上記の追加調定における「未調定未納額」とは、調定を行ったものについて、追加でさらに調定等を行う想定があるものの追加調定が未実施であり、返還金が未納となっている状態を指す想定です。
4113	自治体	生活保護	標準仕様書	機能ID「0211045」及び機能ID「0210233」にて定義されている機能要件「生活保護法第80条に基づく返還の免除が行えること。」の機能の違いについて	「生活保護法第80条に基づく返還の免除が行えること。」という機能が、下記のとおり2箇所に示されているが、この2つの機能の違いをご教授ください。 ①大項目「1. 生活保護申請・決定（変更等含む）」> 中項目「1.10. 保護停止・廃止」> 機能名称「保護廃止登録情報の確認」> 機能ID「0211045」 ②大項目「1. 生活保護申請・決定（変更等含む）」> 中項目「1.10. 保護停止・廃止」> 機能名称「保護廃止決定通知書等の作成」> 機能ID「0210233」	-機能ID:0211045、機能ID:0210233の違いは機能を使用するタイミングとなります。 -自治体の状況によっては、返還金を生活保護システム上で管理せずExcel等のソフトで管理している自治体もあります。 -そういった自治体においては、Excel等で管理した内容を保護廃止決定通知書等に反映できることが必要であるため、機能ID:0210233を設定しております。 -一方で、生活保護システム上で返還金を管理している自治体もあります。 -そういった自治体においてはシステム上で返還免除決定を出来ることが必要と認識しております。 -そのため、生活保護システムで返還金を管理する運用のために、機能ID:0211045を設定しております。
4114	自治体	生活保護	標準仕様書	時効中断	民法改正により時効について、中断→更新に変更されたと認識しているが、「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）3＞機能ID（E列）0210735等」における中断は更新とは別の概念か。	-時効における考え方は民法等の規定に準ずることを想定しております。 -そのため、時効の中断から時効の更新に民法が変更された場合、中断＝更新と考えて頂いて問題ありません。
4115	自治体	生活保護	標準仕様書	調定していない未納額の分割	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）5＞機能ID（E列）0210729」に「調定済の未納額又は、調定していない未納額を分割できること」とあるが、どういった場面でそれを行うことを想定しているのでしょうか。	-「調定済みの未納額」とは、法63条や法78条に基づく返還金・徴収金の起案処理と決裁が完了しているが、未納であるものを意味します。 -一度に返還・徴収できないような金額について、分割で納付する計画を作成する場合などに使用する想定です。 -「調定していない未納額」とは、返還金や徴収金があることは判明しているが、法63条や法78条に基づく返還金・徴収金の起案処理が完了していないものを意味します。 -例えば、年金調査等により未申告の年金があることが判明している場合に、返還金の起案決裁処理に先行して返還計画を被保護者と協議する場合などに使用することを想定しています。

4117	自治体	生活保護	標準仕様書	機能ID「0210151」記載の「特定の世帯員を停止・廃止・分離の変更ができること」という機能について（機能を使用する場面の具体例の確認）	保護手帳上、どのような場合に、世帯員の停止・廃止をすべからずについて、その事由の具体例が明確に示されていないため、機能要件に記載の「特定の世帯員の停止・廃止・分離の変更ができること」について、「世帯員の停止」や「世帯員の廃止」の変更をする機能を使用する場面の具体的なそれぞれ事例をそれぞれご教示ください。	
4118	自治体	生活保護	標準仕様書	突合結果の確認・修正について	機能・帳票要件の579行目については、どういった場合が想定されるのでしょうか。	・【1.1版】機能ID：0210459に対する照会と認識しました。 ・当該機能要件を使用するタイミングの例として以下が想定されます。 レセプト管理システムに登録された医療扶助における金額と生活保護システムで保有する医療扶助の金額データが不一致の場合 レセプト管理システムからの情報が生活保護システムに正しく連携されておらず、突合エラーが生じている場合
4119	自治体	生活保護	標準仕様書	レセプト管理システムで突合した結果の取込	自立支援医療（精神・更生通院医療）、指定難病疑義一覧を確認できることとあるが、生活保護システム上で登録されている他法情報をもとに自立支援等と併用で請求が上がってきていないものなのか、自立支援等を取得できる者等の一覧なのでしょうか。どういった内容の一覧であるのでしょうか。	・【2.1版】機能ID：0211838に関する照会と認識しました。 ・本帳票は内部帳票・外部帳票のいずれにも位置づけられていないため、自治体の事務運用に合わせる事が可能です。 ・詳細な実装内容等は、標準仕様書で定める想定はないため、調達の際に自治体、ベンダ間で調整ください。
4120	自治体	生活保護	標準仕様書	レセプト管理システム取り込み用データ作成について	当該システムとの連携のみをさしているのではなく、共通基盤等との連携を含むとあるが、共通基盤等は具体的にどういったものがありますでしょうか。	・共通基盤等との連携とは、庁内データ連携機能を意味しております。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が公開しております「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定しておりますので、ご参照ください。
4121	自治体	生活保護	標準仕様書	指定業務通知について	「生活保護システム標準仕様書（第1.1版）＞（別紙5-A）帳票レイアウト＞129_指定業務通知書」の標準オプション印字項目に「指定番号」とありますが、（別紙2-A）機能・帳票要件に「管理項目」がありません。この指定番号とは、厚生局指定の番号を指すでしょうか。もしくは、自治体独自に付番する指定番号を指しますでしょうか。	・照会いただいた「厚生局指定の番号」とは【1.1版】機能ID：0210448に定められた「医療機関番号（厚生局の指定番号）」を指している認識です。（【2.1版】では機能ID：0211747で定義されています。） ・129_指定業務通知書では、医療機関番号が帳票詳細要件No.17で定義されていることから、指定番号は自治体独自に付番する指定番号を指す想定です。
4122	自治体	生活保護	標準仕様書	生活保護法77条-2に基づく債権登録情報の管理項目における「費用徴収加算額」について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）7＞機能ID（E列）0210682」の生活保護法77条-2に基づく債権の情報に係る機能要件欄に「【管理項目】費用徴収加算額」とありますが、生活保護法77条-2に基づく徴収額への加算が可能となる根拠をご教示ください。	
4123	自治体	生活保護	標準仕様書	「最低生活費超過認定額」について	「生活保護システム機能・帳票要件（第1.1版）＞機能名称枝番（D列）2・5・8・11＞機能ID（E列）0210682」の機能要件欄に「最低生活費超過認定額」とありますが、どのような用途を想定したらいでしょうか。	・本機能要件は【2.0版】において機能ID：0210681から0211527等に分割されております。 ・最低生活費超過認定額とは、被保護者の未申告収入（収入認定済みを除く）が最低生活費をどの程度超過しているかの額となります。
3934	ベンダ	生活保護	標準仕様書	生活保護：機能・帳票要件【0210058】について	下記の生活保護機能・帳票要件について、「金融機関の紹介方法のデジタル化」とは具体的にどのような機能を想定しているか。 連携が伴う機能であればそのインターフェースをご教示いただきたい。 また、紹介方法→照会方法、と誤記であると考えられる。 ＜生活保護／標準仕様書【第1.1版】／（別紙2）機能・帳票要件.xlsx／機能ID：0210058＞ 以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。また、金融機関の紹介方法のデジタル化に対応できること。 【管理項目】 ・発行日 ・回答期限 ・取引明細の送付可否 ・調査対象期間 ・旧姓（複数登録可） ・旧住所（複数登録可） ・預金口座情報	・本機能要件は【2.0版】にて、機能ID：0210058から機能ID：0211231に分割されております。 ・また、いただいた通り「金融機関の紹介方法のデジタル化」は「金融機関の照会方法のデジタル化」の誤りであり、2.1版時点で修正済みです。 ・生活保護システムにおける「金融機関の照会方法のデジタル化」では、29条調査（金融機関調査）において書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目的としています。 ・当機能要件は、ある程度事業者の実装内容の裁量を持たせる意味合いがあり、仕様を詳細に定めておりませんでした。本照会、並びに経過措置申請への貴社からの意見を踏まえ、仕様の詳細化の必要性を把握いたしました。 ・今後、税務システムの標準仕様書等の記載を踏まえて機能要件の詳細化を検討します。
9296	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票一覧の実装必須帳票の実装について	要否判定書についてベンダに実装予定が確認したところレイアウトが未定義のため開発が先送りになっているとの回答が来た。 ・内部帳票についてはベンダの共創領域となり基本的には定義されない（検討会で結論が出た保護台帳等を除く）と認識しているが間違いはないか ・そのため実装必須帳票については標準準拠するためには作成してもらう必要がある認識で間違いはないか	・1点目については認識に相違ありません。 なお、令和5年度に実施した内部帳票WTにおいて、特に様式を規定することが有用と判断される内部帳票を選定し、その帳票レイアウトと帳票詳細要件を定義しました。要否判定書については、WTにて帳票レイアウトや帳票詳細要件を定義するものとはならなかったため、厚生労働省にてレイアウトを定める想定はありません。 ・2点目について、様式やレイアウトのない実装必須の内部帳票は、自治体とベンダ間で協議のうえ、作成いただく必要があります。
9330	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	（別紙4-A）帳票詳細要件_保護決定調査の加算停止の編集方法について（ID：3858：再質問）	ID：3858での質問でご回答いただきました「職員が加算の停止を把握出来無いことが想定されるため、「保護開始・変更等の理由」に停止の理由を記載するための印字編集条件の追加が必要ということ」の認識に相違はございません。 また「「保護開始・変更等の理由」欄に停止の理由を記載する」ことは承知いたしました。 これに関連して、再度、質問させていただきます。 機能ID-枝番の「0210119-54」「0211419-62」に「加算の認定を削除することなく、加算の停止を登録する」とありますが、決定調査上にそのことが分かるような記載をした方がよいのではないかと思います。 弊社の現行システムの決定調査では、各自治体様からのご要望により、加算停止した場合に停止がわかるよう加算ごとに「停止」の文言を記載しております。 記載方法の例を下に示します。 （記載方法の例） 最低生活費認定欄の「加算」の「加算種類」に加算種類の名称を記載し、その加算を停止した場合は「加算認定額」欄に「停止」を記載する。 「記載方法の例」で示したように「加算認定額」欄に金額ではなく「停止」の文言を記載してもよろしいか、お伺いします。 ご回答、よろしくお願いたします。	ご意見を踏まえて、次版以降の改定において、加算認定額に金額のみならず停止の文言も記載できるように印字編集条件を修正することを検討します。
9298	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	要否判定調査と要否判定書の使い分けについて	表題の2つの帳票についてはどちらも内部帳票とされているが、要否判定の計算内容を確認するためであればどちらか一方だけが帳票一覧として定義される形で問題ないのではないか。よって標準仕様書からどちらかを削除していただきたい 削除できない場合はどのように使い分けを想定しているのが不明なためベンダも実装が先送りになっていると思われるため想定されている一例を例示していただきたい。 また、より明確な帳票一覧の帳票概要、用途に校正いただきたい。	使い分けとしては、要否判定書は保護の新規申請時に限らず変更停止廃止の際に用いるものとなっております。 また、機能要件では保護の要否判定が出来ることのみが定めており、そのタイミング（開始時・変更時・廃止時・停止時）については定義しておらず事業者の実装に委ねておりました。 今回のご意見を踏まえ、次版以降の改定において、機能要件上の整理、および帳票一覧への記載の整理を検討します。
9338	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	保護決定通知書のオプション帳票（加算詳細版）の出力機能追加について	令和7年1月に県内の福祉事務所で障害者加算及び家族介護料の認定漏れ等が確認されたことを受けて調査を行ったところ、新たな認定漏れ等が確認された。 そのため、再発防止策の一環として、被保護者への加算制度の周知と併せて、被保護者への加算の明細の配付を行いたいと考えている。 既存の保護費決定通知書は、決定内容や決定した理由、加算も含む生活扶助の合計が表示されているだけで、加算の内訳（世帯員毎の加算の種類、額）は表示されていない。 については、加算の内訳（世帯員毎の加算の種類、額）を表示した加算詳細版の保護費決定通知書を、オプション帳票として選択・出力できる機能を追加していただきたい。	次版以降の改定において、帳票の追加または保護決定通知書のレイアウトの修正について検討いたします。

9337	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	医療券送付書の文言の変更について	帳票96.生活保護法医療券送付書について、第5回全国意見照会集にて自治体が質問を行い国から以下の回答がある。 自治体「下記のとおり医療券を送付しますので、ご確認の上、受領書を返送願います。」という文章について、実施要領上受領書の管理が必須でないのであれば、実施機関の判断で受領書にかかる部分を変更できるようにしてもいいのではないか。」 →国「受領書の管理は、ご意見の通り必須ではない認識ですが、受領書を管理している自治体も一定数いる想定です。 そのため、ご意見いただいた帳票の非システム印字項目については、各自治体の運用や実情に応じて、システム実装時にベンダと自治体で調整いただくことを想定しております。」 これを受け、運用ベンダに 「受領書の部分の文言は削除していただきたいが可能か。」と質問したところ以下の回答が来た。 ===== 標準仕様書の本編には上記の記載があるため、固定文言の修正は不可という解釈です。 ・システム印字項目に固定文言等は含まない記載されています ・システム印字項目、帳票詳細要件で項目の表示／非表示を定義している項目のみ、項目の表示／非表示の制御していいと記載されています この記載から、固定文言等の表示／非表示制御は不可と解釈します。 表示／非表示を制御するには、帳票詳細要件への記載が必要の理解です。 例)「受領書を印字しない場合は、文言を変更できること」など 第5回全国意見照会集が今回の発端となりますが、仕様書と国の回答に矛盾が生じていますのでいずれかのタイミングで意見照会されることになると思われます。 ===== ベンダの解釈が正しく仕様書には反映されていないのか教えていただきたい。	システム印字項目以外の帳票タイトルや項目名などについて、自治体独自の判断で変更すること、全く異なる文言を追加すること等はカスタマイズになる恐れがあります。 今回のご意見を踏まえて、次版以降の改定において該当の帳票〔No96.医療券送付書〕においては、「下記のとおり医療券を送付しますので、ご確認の上、受領書を返送願います。」という文言を自治体の運用に応じて出力が選択できるようにシステム印字項目化することを検討いたします。
9357	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	援助方針機能の具体化について	今年度厚労省監査事前説明会にて複数世帯ならそれぞれの世帯員ごとの援助方針を立てなければならないとの説明があった。 それを踏まえると当該機能について複数世帯なら複数世帯が合わせて設定できるように機能を具体的に定義していただきたい。現状の仕様書では複数世帯ならそれぞれの世帯員ごとの援助方針をたてなければいけないのかシステムとして判断できないため。	帳票レイアウトにおいては、世帯員ごとの援助方針を作成できる仕様としております。 一方で、指摘いただいたとおり、世帯員ごとにおいて援助方針が作成できることが機能要件においても明確に把握できるようにすることが望ましいと認識いたしました。 ご意見を踏まえ、次版以降において機能要件の追加を検討します。
9360	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護法介護券（単票）の帳票詳細要件について	・介護券（単票）の見出しにあります「介護対象年月」の印字編集ですが、「和暦で表記する」とありますが、医療券等のように「（令和○年○月分）」の「分」は、印字する必要はなくなったということでしょうか。細かいところで恐縮ですが、ご回答の程、よろしく願いいたします。	ご指摘いただきありがとうございます。ご意見を踏まえ、次版以降の改定において介護券（単票）も医療券・調剤券と同様に、「（診療年月）分」の印字を定めるよう帳票レイアウトの記載変更を検討します。
9358	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	監査対応について	監査資料が標準仕様書に定義されているが開発事業者が出力した様式に対して厚労省監査で不足点等が指摘されないのか不安を覚えるところである。 そのため厚労省監査担当の方が各事業者に対して監査資料等を確認していただき不備がない事前に見ていただき、もしあるのであれば事業者と協議の上標準仕様書を改定いただきたい。	
9374	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID：0211474：生活保護の収入額と所得 連携データから取り込んだ課税情報の突合について（再質問）	ID：3788でご回答いただいた内容に関連して、再度、質問させていただきます。 ID：3788の②で突合する項目は「基本データリスト（生活保護）に記載のある「就労収入額」（データ項目ID：021-00770）、「控除額計」（データ項目ID：021-00768）を用いる想定」とのご回答をいただきましたが、この「控除額計」（データ項目ID：021-00768）についての質問です。 ①基本データリストのグループ名：決定個人情報の「控除額計」（データ項目ID：021-00768）は下の項目の合計で相違ないでしょうか？ 基礎控除額（データ項目ID：021-00762） 新規就労控除額（データ項目ID：021-00764） 20歳未満控除額（データ項目ID：021-00767） 不安定控除額（データ項目ID：021-00773） ②①に相違ないのであれば、ID：3788の②でご回答いただいた「「控除額計」（データ項目ID：021-00768）を突合に用いる」でお間違いないでしょうか。 弊社としては、個人住民税「給与所得額」と突合するのは「就労収入額」（データ項目ID：021-00770）、「必要経費計」（データ項目ID：021-00749）と想定していました。（「控除額計」ではなく「必要経費計」と想定していました） ご回答のほど、よろしくお願いいたします。	
9253	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件（0350060）について	生活保護版レセプト管理 機能・帳票要件（0350060）に「全国医療機関マスタを取込、登録できること。」と明記があります。 全国医療機関マスタのレイアウトは、基本データリスト（レセプト管理（生活保護））の医療機関情報と同一であると判断してよいのでしょうか？ 同一ではない場合、全国医療機関マスタのレイアウト定義はどこに明記されているものになりますでしょうか？	・基本データリストと医療機関マスタのレイアウトが同一であるかについて、データ要件・連携要件を作成しているデジタル庁に確認を行い、基本データリストと医療機関マスタのレイアウトは同一であることを確認しました。 ・なお、医療機関マスタについては各地方厚生局のHPからダウンロードが可能となります。 （※参考に関連信越厚生局のHPのURLを提供いたします。） https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html
9437	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	日割計算、端数処理について（ID：2441関連）	ID:2441で質問させていただきました日割計算、端数処理に関する確認と依頼です。 ①「標準仕様書の改版を行うなかで、引き続き日割計算や端数処理について検討する想定です」とのご回答でしたが検討結果の開示や標準仕様書への反映（記載）はいつになりますでしょうか。 ②「生活保護法経理事務の手引き」をご提供いただけないでしょうか。 ----- ID:2441のご回答内容 日割計算および端数処理は、生活保護法経理事務の手引きを参考に自治体ごとに行っているものと認識しております。 標準仕様書の改版を行うなかで、引き続き日割計算や端数処理について検討する想定ですので、現段階で標準仕様適用後の具体例を提示することは困難と想定しております。 引き続き、生活保護法経理事務の手引きを参考に日割計算や端数処理を行っていただければと思います。 なお、根拠法令としては、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五法律第六十一号）」となります。	
9415	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	「健診情報の真正性確保のための突合」について	ID3449で回答して頂いた「健診情報の真正性確保のための突合」について、突合を実施した結果、差異が認められた場合のレセプト管理システムの振る舞いについてご教示ください。 （例） ・レセプト管理システムに健診情報を登録しない ・支払基金に健診情報を連携しない	

9416	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能ID0350175「健診情報を登録、修正、削除、照会できること～」について	健診情報を登録する際には、健診機関情報を設定する必要がありますが、健診機関情報(マスタ)を入手する機能は定義されていないように思われます。上記機能は必要ないでしょうか？必要ないのであれば、健診情報登録時に設定する健診機関情報についてご教示ください。	
9457	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者異動連絡票（国保連用）及び被保護者異動訂正連絡票（国保連用）の「小規模居宅サービス利用」の印字編集条件について	帳票詳細要件の被保護者異動連絡票（国保連用）及び被保護者異動訂正連絡票（国保連用）の「小規模居宅サービス利用」には、「・該当区分を印字する」とありますが、「生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について」には、記載要領がありません。 「生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について」に則し、異動区分にかかわらず、空白でよろしいでしょうか。 申し訳ありませんが、ご確認をお願いいたします。 よろしければ、最新の関係法令通知を検索するサイト等ございましたら、ご紹介いただけないでしょうか。よろしく願いたします。 下記の厚生労働省法令等データベースサービスで検索しましたが、最新のものではありません。 https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html ちなみに、中央法規出版「令和6年度版生活保護法令通知集」でも確認してみましたが、こちらは、第6次改正平成30年3月30日が最新となっていますが、サービス種類が最新ではないように見受けられました。	■被保護者異動連絡票（国保連用）及び被保護者異動訂正連絡票（国保連用）について ・システム印字項目「小規模居宅サービス利用」は、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の「居宅介護支援事業所番号」に小規模多機能型居宅介護事業所を設定しているか確認する目的で定義していますので、印字は必須となります。 ・小規模多機能型居宅介護事業所が設定されている場合は「利用あり」、を設定されていない場合に「利用無し」を印字する想定です。 ■関係法令通知に関するサイトについて ・最新の関係法令通知を検索するサイトについては、頂いたサイトで相違ありません。 ・更新までの間に発出された法令・通知等は以下の登載準備中のコーナーに掲載され、データベースへ登載後当該コーナーから削除されます。本データベースシステムのデータは毎月更新されますので、適宜ご確認のほどよろしくお願いいたします。
9445	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	6/17に厚生労働省社会・援護局保護課より発出された事務連絡「被保護者に対する保健指導情報のデータ連携に向けたシステムの改修について（周知）」について	保健指導情報は健康診査情報と同様に「健康管理システム」から「生活保護システム」および「生活保護版レセプト管理システム」に連携される想定でしょうか？ 本件について複数の自治体から照会を受けており、現時点で弊社から回答ができないため、早急に方向性をお示しください。	保健指導情報については、生活保護版レセプト管理システムにおいてどのように取り扱うかについて、厚生労働省内部で検討中です。
9466	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	FAQ No.2853,3232 追加質問（ケース記録機能）	FAQ No.2853,3232（ID：3173,3174） 以上2件の問合せについて、ご回答いただきありがとうございました。 重ね重ね申し訳ありませんが、同件について追加でご質問させていただきます。 ①機能ID：0210967,0210968は機能名称「ケース記録機能」の機能要件として記載されております。 ケース番号については、 機能ID：0211299「保護申請世帯または保護開始する世帯にケース番号が付番できること。」に基づき、 保護開始時に採番する認識です。 ケース記録においてケース番号の付番は不要かと思われますがいかがでしょうか。 ②FAQ No.2853,3232（ID：3173,3174）にて頂いた回答で、 例として、一つの自治体が複数の福祉事務所を持つ場合を挙げていただいております。 つきましては、機能ID：0210967,0210968の 「③団体内で一つの福祉事務所を設置（例：②以外の市区町村）」においては 「○：標準オプション機能」としていただけないでしょうか。 複数の福祉事務所での運用を想定した機能要件で 「③団体内で一つの福祉事務所を設置（例：②以外の市区町村）」においては 「○：標準オプション機能」とされているものがいくつか見受けられました。 （機能ID：0211842,0211847,0211069,0211021）	①について ・ケース番号は機能ID：0211299により保護開始時に採番するため、機能ID：0210967,0210968によってケース記録時に新規ケース番号を付番することは不要ではないか、といった趣旨の質問と認識しました。 いただいた通り、ケース番号は保護開始時に採番するものであり、ケース記録表等には保護開始時に採番したケース番号を印字します。 よって、ケース記録作成時において、ケース番号の新規付番は不要という認識で問題ありません。 ②について ・過去の意見照会や検討会で議論を踏まえて、現在の実装区分としております。 また、現時点で各事業者は実装必須の前提で開発を進めており、自治体は実装必須を前提として調達を進めておりますので、実装区分を変更すると標準化移行に向けて混乱が生じる可能性があります。 よって、機能要件の実装類型の変更は難しい想定です。
9490	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	質問ID：3917のご回答につきまして	質問ID：3917についてご回答ありがとうございました。 単併給区分の意味合いについて理解することができましたが、基本データリスト4.0版「意見書情報」「医療継続情報」「治療材料券継続情報」「施術券継続情報」の「単併給区分」のコードが「046：単独併用別コード」となっています。「医療券情報」の「単独併用別コード」と同じコードが使用されていますが、コードは「046：単独併用別コード」で問題ないでしょうか。 重ね重ね申し訳ございませんが、ご確認をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、デジタル庁にも確認を実施しました。データ項目ID：021-01208「意見書情報」、データ項目ID：021-01314「治療材料券継続情報」、データ項目ID：021-01368「施術券継続情報」については、「単給・併給」を管理する項目であることから、コードIDを046f「単独併用別コード」から019f「単併給区分」へと次回改定時に修正いたします。 他方、医療継続情報グループの項目ID：02101248（単併給区分）については、単独・併用を管理する項目と理解しておりますので、コードIDは046f「単独併用別コード」のままとし、データ項目名を「単併給区分」から「単独併用別コード」に変更し、項目定義を「単給・併給を示すコード」から「扶助及び他法の単独・併用を示すコード」に変更いたします。
9494	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	一時扶助費等の上限チェックについて	別冊問答集問7-108より、住宅費の契約更新料等については火災保険料等は契約更新料等として局第7の4の（1）のクに定める額の範囲内に限り認定して差し支えない、また年間上限額ではなく契約日を契機として2年間で上記の上限が定められていると解釈しているが、開発ベンダからは年間上限額でしか設定できず、火災保険料と契約更新料で入力を分けた場合は合算もされないとの回答があった。 そのため仕様書に合算したうえでの上限チェック及び年間上限以外の上限のチェック設定ができるように明記していただきたい。	以下の機能要件を組み合わせることで、貴団体において想定している、契約更新料等を2年間等の特定の期間で上限設定すること、一時扶助の種別を合算することも可能と想定しておりました。 一方で、今回の件ではベンダによって認識に相違が生じ、本来可能な運用が出来ない事態が生じているものと認識しております。 次版以降の改定において、火災保険料と契約更新料などの一時扶助の種別の金額を合算できる機能、一時扶助の上限額を種別ごとに応じて年度や特定の期間において設定できる機能を追加することを検討します。 ・生活保護システム機能要件 機能ID 0211407f「家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。」 機能ID 0211315f「一時扶助は種別を選択することにより認定でき、認定した種別によって認定額を自動で計算する、又は上限を超えない範囲で任意の金額を入力できること。」
9500	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能要件の大項目が「介護扶助」における介護事業者に関するチェックについて	機能要件の大項目が「介護扶助」において、介護事業者に関するチェックがいくつかあります。 そのチェックを行う際、介護事業者マスタのどの項目についてチェックを行う想定とされているのか、ご質問させていただきます。 「登録された居宅介護支援事業者が生活保護法のサービス指定を受けていない場合」と「生活保護法指定機関外（指定機関の廃止・休止含む）の介護事業所に作成しようとした場合」とは、同義と考えてよろしいでしょうか。 ここでいう「生活保護法のサービス指定」と「生活保護法指定」に違いがある場合、「生活保護法のサービス指定を受けていない」とは、基本データリストの「介護事業者サービス情報」のどの項目でチェックしたらよいかが教示いただけないでしょうか。 お忙しいところ恐縮ですが、回答の方よろしく願いたします。	
9505	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者調査用データチェックについて	標準仕様書の「7.統計」の「7.1厚生労働省への報告」の「被保護者調査用チェック」の機能として「集計したデータについて、基礎調査・個別調査・月別調査ごとにエラーチェックが行えること。」とありますが、具体的にどのようなチェックを行うべきなのか、チェック内容をお示しいただけないでしょうか。	

9477	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	電子決裁について	生活保護システム標準化に伴い、生活保護システム内で決定調書、ケース記録等の決裁ができるよう、仕様書に追加していただきたい。	
9536	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	基本データリスト【第4.0版】コードID：019のコード値について	ID3917に回答いただきありがとうございました。 以下3917の回答内容 ・コードID：019（単併給区分）の意味合いは以下となります。 単給：生活保護として医療扶助以外の受給がない場合 併給：生活扶助等も受給している場合 念のために、コードID：019のコード値について質問させていただきます。 単給の意味合いとして、「医療扶助以外の受給がない場合」とご回答いただきましたが、コードID：019は決定世帯情報、介護券情報で使用しています。 介護券で使用する場合、医療扶助を介護扶助と読み替えることでよろしいでしょうか。 また、決定情報で使用する場合、この値には、どのような値を設定すべきなのでしょうか。 ご教示いただけないでしょうか。よろしくお願いたします。	
9538	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件別紙2の機能ID0210591機能名称枝番3について確認	「以下の情報について一覧で確認できること。」について3点確認したいことがあります。 1.「発生、締め区分」は、「発生区分」と「締め区分」という認識でよろしいでしょうか。また、「発生区分（データ項目ID:021-01548）」は基本データリストに存在している項目であり、コード一覧にもコード値とコード値の内容が記載してありますが、「締め区分」は基本データリストに存在していない項目です。そのため、一覧で確認できるように項目を追加して実装したいところですが、情報が無いため実装できません。そこで、基本データリストのグループ名称「支給情報」へ「締め区分」の項目追加及びコード一覧にもコード値とコード値の内容を記載して頂きたいです。あるいは、「締め区分」は「発生区分」と同じ意味合いであれば「締め区分」は不要なため、機能要件の内容から削除訂正願います。 ※【訂正例】「発生、締め区分」⇒「発生区分」 お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。 2.「支給方法」は「支払方法（データ項目ID:021-01582）」の内容を表示するように実装していますが、その認識で合っていますでしょうか。また、「支給方法」は基本データリストに存在していない項目です。お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。 3.「理由」は何の理由を一覧に表示するのか教えてください。すでに、「相戻し発生理由」という項目があるため、「理由」という項目は不要ではないでしょうか。もし必要であれば、「理由」はどのような理由なのか教えてください。また、「理由」は基本データリストに存在していない項目です。お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。 お忙しいところ恐縮ですが、上記3点のご確認お願い致します。	
9542	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	ID:3789にて回答頂いた機能ID：0210905「基準額情報の取り込み」と機能ID：0210906「基準額情報の出力」について質問（疑問点）と要望	ID:3789については回答頂きまして、誠にありがとうございます。 回答頂いた内容を踏まえて疑問点3点と要望を記載させていただきます。 1.「基準額の取り込みと出力のデータ仕様・レイアウトの提供予定はございません」とありましたが、標準仕様に基づくデータ仕様・レイアウトの提供予定が無い場合は基準額情報の取り込みや出力といった機能が実装できません。また、ベンダーによって取り込むレイアウトが違えばそれは独自機能となってしまい、標準準拠システムとは異なるのではないのでしょうか。お手数をおかけしますが、ご確認お願いします。 2.ちなみに弊社では、基準額マスタを保持・管理し、基準額改定等がある場合は弊社内の基準額マスタを変更後、移行済みの自治体へ一斉に展開・反映するような形を想定しております。これを基準額の取り込みという機能として解釈してよろしいでしょうか。こちらもご確認お願いします。 3.「オフィスソフト等を用いて簡易な保護費の計算を行う場合などに活用する」とありましたが、機能ID:0210102に「申請受理後に要否判定ができること。」とあります。この機能要件を実現するためにはシステム上で簡易保護費計算が必要となると考えられます。そのため、オフィスソフト等を使用する必要はないと想定しています。お手数をおかけしますが、どういう運用を想定しているか確認願います。 最後に1～3を踏まえて、一般市ベンダーの要望として、この機能要件は不要と考えているため削除または実装区分を実装必須機能から標準オプション機能へ変更を希望します。お忙しいところ恐れ入りますが、ご検討のほどよろしくお願い致します。	
9523	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	稼働能力の判断	以前質問で以下の回答を厚労省がうたいたいしている以下の点について追加でお伺いしたい 疑問 令和5年11月28日の生保システムについての意見照会における全国意見照会QA集にて、「稼働能力の確認は保護決定上重要であることは理解しており、運用上同一の帳票で実施したい旨も理解するが、要否意見書は医療の必要性について確認する書類であるため、稼働能力記載欄は載せないことと整理した。」との回答がある。 しかし検診書には「診療の方法等に関する意見」と幅広く回答できるように設定されており、別途医療要否意見書も存在している。また、稼働能力の有無につき疑いがあるときに検診を命ずべきとされている。稼働能力を判定する際に福祉事務所側で補足資料や文書を記入する手間や医師が記入する負担を下げるためにも稼働能力の記載欄は設ける、もしくは別途帳票を設定することを再度検討していただきたい。 また、所管省庁としては稼働能力の医学的な評価については局長通知第11-4-（1）-（ア）より、検診書で判断すべきと考えているのか、自治体間で運用に差異が大きいために個別に検討するべきと考えているのか考えをお聞きたい。後者の場合は稼働能力の医学的な評価についてはどの自治体でも医師に意見を聞くという点で大きな差異はないと考えているが、具体的な差異を提示いただきたい。 回答 ----- ・要否意見書は、基本的には医療の要否を判断する書類であると認識しております。 ・標準仕様書の当該様式内に稼働能力記載欄を設けることは、稼働能力が無いと評価した者であっても医師に記載を求めること等により医師の負担が増加することから、現時点では考えておりません。 ・また、稼働能力の有無に疑義がある場合の医学的な評価については、ご提示いただいているとおり局長通知第11-4-（1）-アに基づき、各実施機関にて判断いただいているものと認識しております。 今回確認させていただきたいのは、稼働能力の有無の判断について局長通知第4の2より、例えば生活歴＋職歴＋資格＋医療要否意見書の傷病もしくは自立支援医療を受給するにあたって取得した診断書に記載されている傷病、障害者手帳を取得した診断書に記載されている傷病を総合的に勘案し、医師からの病状報告書（稼働能力はどの程度ありますと医師が記載するようなもの）を受理せずに稼働能力が無いことに疑義がないと福祉事務所で判断して良いのか、それとも医師からの稼働能力がどの程度あるかと明記してもらう必要があるのか、ある場合は何が根拠通知となるのか伺いたい。	

9596	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	機能・帳票要件別紙2の機能ID0210913機能名称枝番64について	「マスタ・データ管理している情報は一覧で確認できること。」について1点確認したいことがあります。 1.「特定個人情報保護評価のしきい値判断に使用する対象者情報（生活保護法の対象範囲と外国人の生活保護法に準じた事務の対象範囲ごとの情報）」とは、どういった情報でしょうか。生活保護を現在受給中の対象者情報が分かるような一覧を実装できれば良いという認識でよろしいでしょうか。 項目等の具体例を挙げて頂けると幸いです。それを一覧の項目として実装します。 お手数をおかけしますが、ご確認よろしくお願いいたします。	
9610	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	他法登録画面と医療扶助登録画面との連系に係る不具合について	表題に係る不具合について、開発ベンダーに確認したところ、国からの指定とのことでした。 他法種類にB型肝炎（その他他法に入力した分）が表示されないため、わざわざ病名3欄を借りて記載する必要あり。レセプトと医療券発行との実合をしたところ、医療券は、B型肝炎特別措置法が他法として反映されず、12262614生保単独医療券が発行されており、レセプトは、反映された併用レセプトでの請求があり、エラーとなって表示された。そこで、初めて、この受給者がB型肝炎特別措置法の対象であるにも関わらず、医療券が生保単独券でしか発行されていない状況が判明した。生保は他法優先であるため、この画面には、医療に関する他法は全て表示させてもらわないと、選択することでもできず、単独券しか発行されないことになるので不都合が起きてしまいます。 ※参考画面を添付したかったのですが、添付方法が分からずできておりません。添付方法があればお知らせください。	・ご意見から、システムで被保護者の受給している他法情報を登録する際に、他法コードにおいて「B型肝炎ウイルス感染者特別措置法」が無く選択できないため、被保護者の受給している他法状況が画面上を閲覧しただけでは、正しく把握出来ないという状況が生じているものと想定しております。 ・システムの画面要件については、生活保護システム標準仕様書における標準化の対象外となっておりますので、調達もしくはシステムの構築段階において、自治体とシステム開発事業者との間で協議頂く事項と認識しております。 ・また、生活保護システムの基本データリストにおいて、データ項目：021-02141「他法種別コード」を設定しており、当データ項目については、コード値：031「他法種別コード」に「43 B型肝炎ウイルス感染者特別措置法」を定義しております。 よって、システムの仕様上は被保護者が「B型肝炎ウイルス感染者特別措置法」を受給している状況を管理、把握することが可能と想定しております。
9683	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者異動連絡表（指定居宅介護支援事業者用）について	被保護者異動連絡表（指定居宅介護支援事業者用）の「中止事由の異動内容」にある「保護却下、停・廃止」には、保護の停止・廃止の場合及び、介護扶助の停止・廃止も含めめるということでしょうか。それとも、保護の停止・廃止だけ、介護扶助の停止・廃止だけに限られたものを抽出するということになりますでしょうか。 お忙しい恐れ入りますが、ご回答のほどよろしくお願いいたします。	
9689	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	ID「3966」の回答について	「・なお、医療機関マスタについては各地方厚生局のHPからダウンロードが可能となります。 （※参考に関東圏厚生局のHPのURLを提供いたします。） https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html」 と回答いただきましたので、上記URL確認したところ、PDFが記載されていました。 機能・帳票要件（0350060）に「全国医療機関マスタを取込、登録できること。」という要件です。 CSV等取り込みできるものが記載されている想定이었습니다。 こちらの参照先に誤りがあるようでしたら、お手数ですが再度連絡願います。	
9718	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	宛名番号をキーとして基本4情報を用いた健診情報の真正性確保について	PMO ID:3719のご回答を受けて、以下2点ご確認ください。 1. 「生活保護システムかレセプト管理システムのいずれでこの機能を使用するかは、自治体の運用に委ねられる」とのことですが、その場合、両システム間でデータの不整合が生じます。その点について回避策はどのようにお考えでしょうか。 2. 上記1のデータ不整合を回避するための方法として、例えば、マスタとなる被保護者情報（連携ID：021o013）に「宛名番号」を追加するなどして整合性を保つ方法が考えられます。しかし、被保護者情報（連携ID：021o013）は生活保護システム⇒レセプト管理システムへの一方通行の連携データのため、やはり基幹システムである生活保護システムにて一元管理すべきと考えますがいかがでしょうか。	
9719	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理（生活保護）標準仕様書【第2.0版】_機能・帳票要件新機能ID：0350091の対象帳票について	PMO ID:3842のご回答を受けて、再確認となります。 機能ID：0350091の機能要件「帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。」について以下3点ご確認願います。 1. 「CSV形式のテキストファイル」を出力する目的および必要性について教えてください。 目的が「帳票等の印刷のため」ということであれば、既存システムでは「印刷イメージファイル（PDF形式等）」で出力しております。「印刷イメージファイル（PDF形式等）」での出力は機能ID：0350092で標準オプション機能とされていますが、機能ID：0350092が実装されていれば、機能ID：0350091の実装は不要ではないでしょうか。「CSV形式のテキストファイル」で出力しても多くの自治体様にて帳票印刷はできないと思われますので、「印刷イメージファイル（PDF形式等）」での出力（機能ID：0350092）が実装必須で、「CSV形式のテキストファイル」で出力（機能ID：0350091）を標準オプションとすべきではないでしょうか。 2. 機能ID：0350091を実装必須機能としている理由を教えてください。「CSV形式のテキストファイル」は既存システムにおいては出力していませんが、自治体様の運用に支障はありません。 3. 「CSV形式のテキストファイル」を出力する場合のCSV項目レイアウトは任意でしょうか。または、帳票詳細要件に記載の項目順でしょうか。後者の場合、帳票詳細要件にはヘッダ情報やフッタ情報などの定義がありますが、帳票タイトルや表見出しなどのフッタ情報や、ペース時数や出力日時などのフッタ情報は、出力不要という認識で合っておりますでしょうか。 4. 「機能・帳票要件（第2.1版）で定義されているすべての帳票が本機能要件の対象」とのことですが、内部帳票は対象外という認識で合っておりますでしょうか。内部帳票も対象とする場合、帳票詳細要件が定義されておりますが、CSVの項目定義はどのように定義すればよいでしょうか。	
9720	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	レセプト管理（生活保護）の機能・帳票要件（第2.1版）新機能ID：0350028、0350167の対象帳票について	PMO ID:3843のご回答を受けて、再確認となります。 過去の全国意見照会では、弊社としても誤記に気が付かず指摘漏れがあったこと、大変申し訳ありませんでした。 「CDラベル」は弊社システムご利用の約800自治体様に利用されておりません。また、「CDラベル」は専用のCDラベルシール印刷用紙、それに対応したプリンタが必要となりますので、多くの多くの自治体様でご利用できない機能がとわれます。 実運用に沿って、「CDラベル」は標準オプション、「CDケース表紙」は実装必須とすべきと考えておりますので、再度ご検討のほどよろしくお願いいたします。	
9721	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	重複・多剤投与者の抽出方法について	「【社援保発0314第1号】生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」で、指定されている重複・多剤投与者の抽出方法について 1. 標準仕様書にない機能となりますが、今後追加される予定はありますでしょうか。 2. 下記＜参考＞の下線部分について、令和8年度以降も、自治体ごとに対応可能な重複・多剤投与に着目した別の抽出基準や方法で代替して差し支えないでしょうか。 ＜参考＞ 「【社援保発0314第1号】「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」に関するQ&A」の問4 Q.生活保護基幹業務システム又はレセプト管理システムでは、通知に示されたスクリーニング基準に該当する者の抽出が難しく、また、手作業による抽出は作業負荷が著しく高い場合、どのように対応すればよいか。 A.生活保護システム標準仕様書の機能・帳票要件として、投薬状況名簿（複数医療機関からの投薬、一定以上の投薬）が位置づけられているが、令和7年度までは標準準拠システムへの移行期間とされているところ。このため、令和7年度までの取扱いについては、自治体ごとに対応可能な重複・多剤投与に着目した別の抽出基準や方法で代替して差し支えない。	

9749	自治体	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	施設区分の振り分け方について	福祉施設とは施設種類のうちどこまでを福祉施設と考えているのか定義が不明のためその他の使い分けが難しいため教えていただきたい。（認知症対応型高齢者グループホームは福祉施設ではなくその他と考えている等）	
9789	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	被保護者異動連絡票（国保適用）、被保護者異動訂正連絡票（国保適用）の異動事由について	「133_帳票詳細要件_被保護者異動連絡票（国保適用）」、「134_帳票詳細要件_被保護者異動訂正連絡票（国保適用）」の「異動事由」について、生活保護標準仕様書2.1版では以下のように記載されています。 【標準仕様書の記載内容】 ・「01（資格取得）」「02（資格喪失）」「03（広域連合の管内における市町村間異動又は政令市における区間異動）」「04（合併による新規）」「09（その他異動）」のうち該当する区分を印字する ・（ ）内の文言は印字せず、数字のみを印字する しかしながら、異動事由を「09」で出力した帳票において、国保連合会から「99」で出力するようにとの指摘がありました。 異動事由が「その他異動」の場合は「99」で出力することが正しい仕様ということでしょうか。 また、現在の仕様が間違っている場合は帳票詳細要件の修正をお願いいたします。	
9820	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	質問ID：3916について	ジェネリック通知書についてご回答ありがとうございました。 1点だけ確認ですが、質問ID：3916でご回答いただいた「被保護者が処方を受けた処方年月において、医療機関ごとの薬代が「薬代2」に出力され、薬代軽減額が「薬代軽減額3」に出力される想定」とのことでしたが、現在「小計（医療機関・薬局）」欄は1行しかありません。被保護者が複数医療機関を受診していた場合は「小計（医療機関・薬局）」欄は複数行出力するという認識で問題ないでしょうか。 ご確認をお願いいたします。	
9781	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	帳票レイアウト94_生活保護法医療券・調剤券及び98_医療券連名簿、105_調剤券連名簿（連盟調剤券）の交付番号について	2021年12月23日（令和3年12月23日）開催第5回生活保護システム等標準化検討会議事録P6の議論により、94_生活保護法医療券・調剤券に交付番号の記載を盛り込むことが話し合わせ、合意されたものと認識しておりますが、一方で現時点では98_医療券連名簿、105_調剤券連名簿（連盟調剤券）に交付番号の記載は盛り込まれておりません。94_生活保護法医療券・調剤券に交付番号を盛り込むことについて合意された趣旨からすると、98_医療券連名簿、105_調剤券連名簿（連盟調剤券）にも交付番号を記載しなければ一貫性が保てないと考えられます。今後この点について対応していただけると認識してよいでしょうか？ （毎月、継続して医療機関にかかっている場合は連名簿のみを使用している実施機関が多く、94_生活保護法医療券・調剤券のみで交付番号の処理に対応することはできません。）	
9664	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	医療扶助における健診情報の真正性確保	健診情報の真正性確保の方針として「基本4情報を突合する」というのがあり、下記項目の比較を検討していますが 1.氏名_振り仮名（フリガナ） 2.性別、3.生年月日 4.住所（住所_都道府県+住所_市区郡町村名+住所_町字+住所_番地号表記+住所_方書） 出力する健康管理システム側で真正性確保は完了しているため、生活保護レセプト管理システム側で確認する必要はないでしょうか。 必要な場合、このチェックでNGになった場合の対処はどうすればよいでしょうか。	
9688	自治体	生活保護	標準仕様書_20業務	中国残留邦人支援給付システムとの連携について	現在、生活保護版レセプト情報管理システムから中国残留邦人支援給付システムヘレセプトデータの取込を行っています。 標準仕様には、中国残留邦人支援給付システムとの連携について記載がないのですが、標準化後の取り扱いについてご教示ください。	
9735	ベンダ	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	基本データリストの基準コードについて	基準コードは、貴省からご提供頂いている基準額検証用計算ツールの生活コードに相当するものかと思われます。 先日配布配布されました「基準額検証用計算ツール_ver10.0（R0710改定）.xls」の生活コードと比較すると、基本データリストの基準コードの生活状況を表す値が異なっていたり、基準コードが追加されていたり、逆に、基準額検証用計算ツールの生活コードは既に削除されています。 基準コードが基準額検証用計算ツールの生活コードに相当するものであれば、基準額検証用計算ツールの生活コードにあわせていただけないでしょうか。 ご検討のほどよろしくお願いいたします。	
9655	自治体	生活保護	標準仕様書_データ要件・連携要件	生活保護及び国民健康保険の機能別連携仕様について	国民健康保険法第6条9号の規定により、生活保護法による保護を受けている世帯については国民健康保険の適用除外となるため、毎月生活保護の受給状況の情報提供を国民健康保険主管課より依頼されています。 そのため生活保護情報の提供及び受け取りが生保システム及び国保システムできるように仕様書の改定をお願い致します	
9890	ベンダ	生活保護	標準仕様書_20業務	生活保護：医療券の「交付番号」について	医療券の「交付番号」について確認です。 ・94_帳票レイアウト_生活保護法医療券・調剤券 └医療券・調剤券の単票には「交付番号」の項目があります。 ・98_帳票レイアウト_医療券連名簿（連名医療券） ・105_帳票レイアウト_調剤券連名簿（連名調剤券） └医療券連名簿、調剤券連名簿には「交付番号」の項目がありません。 帳票詳細要件も同様です。 可能であれば、医療券連名簿、調剤券連名簿にも「交付番号」の印字を追加し統一していただきたい。 （参考）介護券に関しては単票に「交付番号」があり、連名簿の「備考」に「交付番号」の印字項目があります。 ※厚生労働省保護課様へは事前に意見を提出済みです。	